

中央卸賣市場

するに及んで、該商品の配給組織は頗る複雑となるを免れざるべし。而してそは都市の經營に係る中央卸賣市場(我が國に在りては大正十二年發布の中央卸賣市場法による)を中心として行はるゝの傾向あるものなるが、今其の配給状態を圖解すれば右の如し。

問屋仲買人及び小賣商
出荷團體
チェーンストアの介入

生産者中には直接大都市の中央卸賣市場に於る問屋即ち卸賣商に出荷するものなきに非ざるも、多くは地方問屋と稱する買集業者に賣却し、買集業者をして中央市場に出荷せしむるの有様なるが、近來生産者の共同計算を以て出荷團體を組織し、直接中央市場に出荷するの風盛となれり。蓋し品位の統一、價格の調節、經費の輕減等種々なる理由は生産者の個別的行動を不利ならしむるを以てなり。次に中央卸賣市場に於ける問屋(單數制重きを爲す)は糶賣の方法を以て之を迅速に仲買人に分賣し、仲買人は更に之を小賣商に小口に分賣し、小賣商は進んで之を一般消費者に賣却するものなり。而して出荷團體の發達するに及んでも、尙問屋仲買人小賣商の三段の商的媒介を必要とするものなれども、此等の商人は商品の分賣、撰別、顧客の鑑別に就き夫々専門的なる重要な機能を有するものなるを以て、俄に之を廢止するを得ざるなり。唯「チェーンストア」の如き新式小賣形態を以てして小賣經費に一層の節約を試みるが如き蓋し必要の事なるべし。又當該商品の性質上中央卸賣市場に冷蔵設備を施し、小運送及び配達機關を完備して配給の迅速を計るが如

穀物及び原料品の集散

きは本組織に於て等閑に附すべからざるところなりとす。

第二、穀物 (Grain) 及び原料品 (Raw material) の集散

穀物及び原料品は其の集散上畧ぼ同様の組織を必要とするものなり。今穀物集散の常例の徑路を示せば左の如し。

生産者(生産) ↓ 地方市場(買集) ↓ 中央市場(集中) ↓ 仲繼市場(分散) ↓ 小賣市場(再分散) ↓ 消費者(小賣市場)

小麦棉花等の世界的農産物に在りては少からず右に示すが如き徑路を通ずるの必要あるも、我が米穀の如く國內に於てのみ集散せらるゝものに在りては、必ずしも此の如き徑路を必要とするものに非ず。即ち生産者は通例其の地の商人に販賣し、地方商人は之を東京其の他の都市の正米市場に於ける問屋に出荷するものなるが、近來地方に在りても組織的の買集市場を開設するものあり(水戸に於けるが如く)。中央の問屋は正米市場に於て之を小賣商に分賣するものなるが、(所謂仲繼市場)相場の都合によりては、問屋間に賣買を了することもあるなり。依つて正米市場は學問上の中央市場と仲繼市場とを兼ねるが如き性質を有するに至る。

茲に注意すべきは穀物取引に在つては常に其の中央市場に於て先物取引を行ふの必要あることにして、其の機關たる取引所が自ら全組織の中樞を成すの觀ある點なりとす。穀物は耐久性ある

取引所

代替的商品なるを以て生鮮品の如く迅速販賣を爲すの必要なく、相場都合により賣控買控を自由になし得るのみならず、見本標準等による代替取引を行ふを得べく、從て現實に賣控ゆるも、將來の時に賣渡す約束にて先物を賣り置くを得べく、同様に現實に買控ゆるも、將來の時に引取る約束にて先物を買ひ置くを得べし。又遠隔の産地に於て買付を爲したる商人が、其の到着する迄の間に生ずる相場下落の危険を避くるが爲、産地買付と同時に先物を賣り置くの必要もあるなり。斯くの如く種々なる事情あるにより穀物の取引には先物賣買を行ふの必要甚だ緊切なるものあり。而して斯かる先物取引を合理的に行ふの機關こそ取引所にして、其の穀物市場に於ける地位は宛然生鮮食料品市場に於ける中央卸賣市場の如きものあるなり。

第三、製造品 (Manufactured goods) の集散

製造品の内容は甚だ複雑にして其の種類千態萬狀なり。從て其の集散頗る不規則を極め、到底規律ある系統を立つる能はざるものなり。即ち生産より消費への徑路たるや商品により生産規模により消費状態により至つて簡單なるものより至つて複雑なるものに至るまで種々の類型を生ずべし。今左に之を表示す。

(a) 製造者 → 消費者

(b) 製造者 → 小賣商 → 消費者

(c) 製造者 → 卸賣商又は仲買人 → 小賣商 → 消費者

(d) 製造者 → 買次商又は賣込問屋 → 卸賣商又は仲買人又は問屋 → 小賣商 → 消費者

右の中(a)は所謂顧客商業にして洋服靴箆筒の如きもの、誂賣買に行はれ、大體に於て製造者の特種の技倆や消費者の特種の好みに支配せらるゝ小規模生産の製造品の販賣に行はるゝところなるも、近來大規模經營を以て劃一的の製品(ミシン、タイプライ、自動車)を供給する場合に仲間商を排して直接消費者に販賣するか、少くとも(b)の徑路を通ずるの傾向は漸く盛となれり。然れども大多數の製造品は(c)若くは(d)の徑路を通ずるものにして、特に本邦に於けるが如く製造業者の規模一般に小なるところに在りては、織物にせよ生絲にせよ其の買集め、金融、集中、分散の爲、幾多の商人の手を経由するの必要あり、製造規模大となるに及んで、次第に此等の手数を廢止するの可能性を生ずるものなり。

製造品は其の様式流行等日々に變遷進歩し、需要者の氣分購買力が直に其の賣行に影響するとの頗る大なる方面なるを以て、小賣的行動の餘地の頗る廣きものあるなり。而も近來の一大傾向は百貨商店其他の大規模小賣店が製造品市場組織の中樞を支配せんとするの勢あることなり

とす。

第三節 商品の様式

商品の價値は消費者の需要を充足する其の實質に依存するものなれども、商品が單に斯かる實質を備へたればとて直に需要者に完全なる満足を與ふるものに非ず。商品に對する需要者の要求たる極めて隱微にして變化に富むものなれば、それが供給者の提供するところと正確に合致せんが爲には供給者側に於て、商品の分量、形狀等に、時には其の實質にも多少の加減鹽梅を施すの必要あるなり。又商品を生産の場所より消費の場所に輸送する爲には適切なる荷造を施すを要すべし。而して斯くの如く商品の上に施さるゝ諸般の外形的技巧を總稱して商品の様式とは云ふなり。商品の様式の重なるもの三あり。商品の整撰、商品の技裝、商品の荷造之れなり。

商品の整撰

第一、商品の整撰

品質の異なる商品を不統一に混合するが如きは大に其の商品の價値を低下し、聲價を失墜せしむるものなり。故に之を整撰類別し、品質特徴を同じうするもの毎に之を一括して品質の均一を計り、同一品質の商品を多量に揃ふることは取引上頗る重要なることに於て、世に商品の均一

周品の様式と其の方法

標準化の利益

化標準化 (Standardization) 等として大に喧傳せらるゝ所以なりとす。思ふに商品の標準化は左の如き利益を生ずるものなり。

- (一)、商取引の敏活を來すこと、蓋し商品の品質均一となるときは取引の都度實物を點檢するの要なく、之を代表する見本其の他の方法を以て容易迅速に多額の取引を決行するを得べし。
- (二)、商品々質均一に關する制度の完備せんには、異なる人により異なる場所及び異なる時に生産せられたるものも、品質の同格なる限り之を混合し得るを以て、同一品質のもの多量となり、大取引に適し、且つ取引の経費を節約するを得べし。
- (三)、從て運送及び保管の経費を節約し得べし。
- (四)、先物取引を可能ならしむ。
- (五)、之を擔保として資金の融通を計る場合に逐一検査を爲すの必要なきを以て、債權者の手数を省き、且つ其の信用を保證するを以て、當該商品の金融を便ならしむ。

商品整選の方法に種々あり。左に之を説明す。

〔第一〕格付法 (Grading) は専ら穀物其の他の農産物に就き行はるゝところにして、公設或は私設の検査所に於て一定の公的等級を設け、夫れ／＼の標本に照して實地検査を施したる穀物等に品

格付法

位相當の等級を附するものなり。而して取引所に於ける取引は斯かる等級中より特に選ばれたる或る等級を標準として行はれ、多くは實物の受渡を爲さず、單に賣買價額の差金を受授するに過ぎざるものなるが、取引所又は取引所外に於て實物取引を行ふには、等級は單なる一時の便宜を供するのみにて、其の都度見本又は實物に就き買主に於て實地の検査を爲すものなり。之れ穀物類の品質格付には時により年により多少の相違を生じ、到底製造品に於けるが如き正確を期し得ざるを以てなり。

〔第二〕調製は製造品に就き製造業者の行ふところの整撰法なり。製造技術の進歩せる今日に於ては品位の均一を正確ならしむると難事に非ず。即ち或は需要に應じ、或は技術に問ひ、或は經濟に考へ、製品品位を適切に決定し、同一部類に屬するもの、品質を完全に均一ならしむるが如し。

〔第三〕次に商標 (Trade Mark) 銘柄 (Brand) 等の標徴を以て各等級若くは均一化せられたる商品を表示するを要す。商標は自己の商品を表彰する排他的の標記にして、商人又は工業者は之を登録して専用し得べし。商標の信用たる固より商品の實際の品質如何に繋はるべく、一朝品質にして均一を缺き、定評を裏切るに至らんか、商標の價値は失墜すべし。又銘柄には一個人の特設にかゝるものと公設或は慣行に依り廣く一般に行はるゝものとあり。

調製

商標及び
銘柄

(註) 商標は工業所有權の一種にして之を商工省特許局に登録するときは専用を爲し得るものなり。而して商標權者は獨り國內に於て保護せらるゝのみならず、一八八三年巴里協約及び一九二五年ヘーグ協約にかゝる萬國工業所有權同盟に加入せる國の商標に在りては、國際的に保護を受くべし。本邦も夙に該同盟に加入したり。而して本邦の認むる工業所有權次の如し。

(一)、特許は新規なる工業的發明を爲したる者に附與せらる、特權にして特許に二種あり、其の一は物の發明に係るものにして、其の二は方法の發明に係るもの也。前者に付き特許を受けたる者は其の物を製作使用販賣若くは擴布するの權利を專有し、後者の特許權者は其の方法に依りて製作したる者を使用販賣又は擴布するの權利を專有す。思ふに工業技術の發明改良たる純粹科學の發明と異り、或は勞力を省き、或は時間を節し、直接生産力の増加を來すを以て、經濟上の進歩を助くること少からずと雖も、若し特許の制に依りて發明者の利益を保護せざれば、彼等は永く發明を秘して、獨り其の利益を計らんとするか、若くは機敏好依なる競争者をして利益を壟斷せしむるに至るべく、何れにせよ、世の公益と相容れざる結果を生ずべし。されど特許は決して絶對的獨占にあらず。我が特許法(大正十年法律)によれば少くとも左の如き制限の下に置かる。

一 特許の年限は十五年以内たること。

二 左に掲ぐる發明は特許を受け得ざること。

(一) 飲食物嗜好物。

(二) 醫藥及び其の調合法。

(三) 化學的方法に依り製造すべき物質。

(四) 秩序又は風俗を紊り又は衛生を害するの虞あるもの。

三 公益の爲普及を要するもの又は軍事上必要なもの若くは秘密を要するものに係る發明は必要の場合に於て其特許に制限を加へ若くは之を取消し得ること。

- 四 特許證主は特許料を納め且其特許品に特許の標記を付すべきこと。
- 五 特許出願者は一發明毎に發明の明細書及び必要の圖面を添て特許局長に出願する等其他法定の手續を踏むべきこと。
- 六 特許局は特許公報を發行し特許發明の明細書圖面、特許證の改訂、特許の異動其他特許に關する必要の事項を公示すること。

特許證主正當の事由無くして特許證交付の日より三年を経るも帝國內に於て其發明を實施公行使せざる場合又は三年以上其實施公行を中止したる場合に於て利害關係人の請求に依り又は特許局長の職權を以て其特許を取消し且利害關係人に實施權を與ふること。

其他種々の制限を受くべしと雖も、斯くして得たる特許權は之を他人に讓渡し共有と爲し又は質權の目的と爲す事を得るのみならず種々なる保護を受くべし。

(二)、實用新案は物品に關し形狀、構造又は組合はせに係る實用ある新規の型の工業的考案を爲したる者に十年を限り、其の物品を業として製作、使用、販賣又は擴布するの權利を專有せしむる制度なり。

(三)、意匠は物品に關し形狀、模様若くは色彩又は其の結合に係る新規の工業的考案を爲したる者に十年間其の意匠に係る物品を業として製作、使用、販賣又は擴布するの權利を專有せしむる制度なりとす。

(四)、商標は自己の生産、製造、加工、選擇、證明、取扱又は販賣の營業に係る商品なることを表彰する爲特定の文字、圖形若し記號又は其の結合せたるものを專用する制度にして商工省へ登録を経て二十年間存續し滿期後更新することを得るものとす。

第二、商品の技裝(Make up)

個々に販賣すべき商品の分量、其の組合せ、其の束ね方、若くは容器の 狀、大小、實質、其

商品の技裝

不正競争

の上に施す標記、圖案等は又商品の賣行に大なる關係を有するものなり。而して此等一切の工夫を指して商品の技裝とは謂ふなり。近來商品均一化の風潮盛にして外裝容器等の統一を必要とする場合なきに非ず。否商業を合理化して經費の節約を期せんと欲せば、内外商人協定して商品外裝の統一を計るを要すべしと雖も、同時に技裝に關する獨創的工夫は顧客の吸收販路の擴張を來すの原因たるものなれば、此等は寧ろ商人の自由活動に委ねべきものなり。故に此等の獨創的工夫による利益を妨害するものあるときは所謂不正競争として之を處罰し、以て獨創的工夫者を保護すること工業所有權に於けるが如くすることは現に獨乙其他に行はれ、又廣く國際聯盟協約の認むるところなりとす。

不正競争は單に商品の技裝に就き行はるのみならず、商品の原產地詐稱、特定商店の名譽毀損、商品の品質量目販路等に關する虚偽の宣傳等の方法を以て行はるゝものなり。

第三、荷造(Packing)

荷造は商品の上に施さるゝ包裝其他の技巧にして、運送并に保管中の危險に對して商品を保護し、且つ其の取扱を便ならしむるを目的とするものなるを以て、單に小口賣買を利便ならしむるの目的を以て商品の小賣單位を收容する容器包裝具の如きは之を荷造と稱するを得ず。例へば

荷造

四合入の瓶、一斗一升等を容るゝ樽、一斤入の罐の如きは之れ商品の技装に過ぎずして荷造に非ず。

荷造費と
商人の採
算

荷造の方法は商品の品質、仕向地の遠近、運送機關等により同一なるを得ず、概して國內限りの商品の荷造は比較的簡單なれども、外國貿易市場に上る商品に在りては事可なりに複雑にして荷造費の計算は取引の結果に重大なる關係を有するものなり。即ち第一、長途の航海に對し商品の安全を期するが爲めには、荷造の堅牢を必要とし、勢ひ荷造費の嵩増を來すべく、若し之を粗略に附するときは、商品の滅失毀損を招來すべし。依つて商品の安全を期するが爲にする高き荷造費を支拂ふの犠牲と荷造費を節約するが爲に蒙ることあるべき若干の商品損失とを比較して何れを撰ぶべきやは貿易業者の採算上重大なる問題となるなり。されど近來の傾向は可成荷造を堅牢とし輸送商品の安全を計り、以て後日の苦情を去り、商品の聲價を維持するの方針を採るもの如し。第二、荷造の仕様は原則として注文主の指圖に従つて決すべく、從て荷造費は買主の負擔たるべき筈のものなれども、競争の結果賣主に於て荷造費を負擔することなきに非ず。近來米國の輸出業者等は販路擴張の爲此の舉に出づるもの尠からずとの事なるが、英國の輸出業者は荷造の爲買主より特別料金 (extra charge) を徴し、専ら安全到着の方針を捨てざるもの、如く、又特

荷造費の
負擔

種商品に就きては専門的荷造業者に (Packer) 一切を請負はしむるものとす。本那輸出品の荷造費は比較的輕微 (百分の二個半位の) なるが如きも、荷造技術に就きては攻究の餘地大なるものあるべし。

今左に荷造の種類及び必要の事項に就き説明せんとす。

(I) 無裝輸送 (Shipped unpacked)

商品單位の形狀不規則、容積過大にして完全なる荷造を施すには多大の經費を要し、且つ其の商品の抵抗力が大なる場合には無裝のままに輸送せらる。例へば棒鐵、軌條、或る種の機械車輛等に見るが如し。又鑛石、油、石炭等に就きても、無裝輸送行はることあり。之をバラ荷物 (Cargo in bulk) といふ。

(II) 外裝 (Outer packing)

通例荷造は正味の商品を二重若くは三重に荷造材料を以て包圍するものなり。而して其の外側の包裝を外裝と稱し、外裝を除きたる部分の包裝を内裝と稱す。

外裝の方法に重なるもの三種あり。箱入 (Cases) 袋入 (Bags) 樽入 (Barrels) 之なり。前二者は乾燥貨物に用ゐられ、後二者は多くは液體貨物に用ゐらる。而して箱は袋よりも保護力大なる

無裝輸送

外裝

を以て製造品は凡て箱入たるものとす。唯箱の一種に格子箱 (Crate) あり。之れ内容を透過し得るが如き荷造り法にして、自轉車、家具等の荷造に見るところなるが、本來荷造費節約を目的とするものなり。尤も風通しを必要とする商品に就き特に格子箱荷造りを爲すことあり。雞卵、玉葱等に見るが如し。

袋入にはガンニバッグ (Gunny bag) 即ち麻袋最も廣く用ひられ (麥粉米等)、アンペラ (砂糖)、苳包 (花苳疊表等)、俵、吠 (内地出廻米) 等も行はる。袋入の一種に Bale (Bil) あり。之れ棉花等を包装する仕方にして、普通袋入と同一の材料を用ふるも、包装前に貨物に厭搾を加へ堅固頑丈となし、荷扱に伴ふ振動に耐へしむるものなり。又樽入に種々の方法あり、其の重なるものを掲ぐれば左の如し。

Quack は酒、油、バター、繪具等を入れる。時にセメントにも使用せらる。

Barrel は曹達加里等に用ひらる。

Drum or Cylinder 鐵製大罐にして藥品、染料等を容る。

Demi John 大なる壺にして液體藥品類を入れる。

Keg 洋釘類を入る。

又 Bundle (Bdle) と稱し單に麻糸等にて束ね括りたるものあり。鐵條、電線等に用ひらる。

内装

外装は盜難に備ふる爲箱を帶鐵にて縦横に締め、高價品等に在りては特に品名を秘する等の工夫あるべし。

(三) 内装 (Interior wrappings)

内装は専ら箱入荷造に就き行はる。其の目的は荷物の打衝、振動等が箱内の貨物に及ぼす打力を緩和すること、箱内に於ける貨物相互の衝突摩擦を防ぐこと、外界の海水其の他の水分の浸入を防ぐこと、濕氣の浸透を防ぐこと、日光其の他の熱を遮ぎること等に在り。従つて内装には包装材料と填充材料とを要す。

包装材料
と填充材料

包装材料としては先づ商品單位を一つ／＼包装する爲、紙、布、藁等を要し、別に數個を合せて油紙、防水布等を巻付くべく、更に錫板を以て箱の内面を張り詰むべし。Tin lined Case と稱するもの之なり。又填充材料としては、果實類に在つては、葉、紙、藁等を以て適宜に仕切りを設くべく、製造品に在りては木屑、藁、屑紙「エキセルシヲ」等を以て箱内の空所を密約に充填すべし。

(四) 荷印及び番號 (Marks and numbers)

外装には荷印及び番號を附すべきものなり。是れ荷物の本質を最も簡明に表示する記號にし

荷印及び
番號

て、荷印は三角形、四角形、菱形、隨圓形、角形等の圖形に或る略號を附したるものにして、番號は追番 (running number) とし、各個の商品を個別的に區劃するものとす。外に到達地を附する (Destination) を常とするも、時には商品の内容、原産地、重量及び容積を表示することあり。此等は耐水墨汁を以て型 (Stencil) を通し摺込まるゝものなり。左に其の例を掲ぐ。



荷印及び番號は技術的に商品を識別するの用務を果たすのみならず、種々なる事務的目的を有するものなり。即ち輸出入港に於ける通關に際し、申告書に記載を命ぜらるゝが如き公的用途ありと同時に船荷證券、倉荷證券、仕切書等に逐一記載を要するが如き私的用途あるなり。各國の税關規則は此種の記載要目に關し、繁簡種々なる規定を設く。

(五)、荷物の重量容積と荷造

運賃は荷物の總量又は總容積に對し課せらるゝものなるを以て、荷造の重量及び容積如何は直

荷物の重量
容積と
荷造

に運賃の高に相違を生ずべし。通例運賃の負擔力大なる高價品は其の小なる廉價品に比し完全なる荷造を施し得べく、從て高價品の荷造重量及び其の容積多大となるの傾向あるも、貨物の正味容量と荷造容量との比例如何は個々の商品に就き極めて精細なる計算考慮を要するところなりとす。

次に輸入税は原則として貨物の正味量に對して賦課せらるゝものなるも、南米諸國中には商品の種類により總量に對して賦課するものあり。時には *legal weight* と稱し、商品の正味に直接觸るゝ内部包装を加へたる重量に對して賦課することあり。此等の事情如何により荷造は商品の原價に大なる影響を及ぼすべし。

荷物の重量、大さは次第に統一せらるゝの傾向あるも、内外の商業慣習により今尙區々たるを免れず。殊に一流國間の貿易に在りては之が統一の可能性あるも、南米其の他の二流國を相手とする商品に在りては到着港より奥地に到る交通機關不備にして、長途駱駝驢馬等を用ふるの必要あり、而も到着港に於ける改装の如き到底不可能なる爲、該地方への輸出品は最初より特種の荷造を爲す要ありと云ふ。通例駱駝の積載力は二百五十封度、驢馬のは百七十封度、人間の五十封度乃至五十五封度 (六七貫) と稱せられ、運搬具如何に依り荷造の重量を加減すべし。或る學

者は荷物の重量は大體に於て十二三才三十貫内外に歸一するの傾向ありと云ふも、未だ如何とも明言し得ざるところなりとす。

第四節 有價證券

有價證券

有價證券 (Wertpapier) とは一定の金錢若くは貨物等の有價物件に對する請求權を表示する證券にして裏書其の他の方法により自由に移轉し得るところのもの也。蓋し法律上より見るときは有價證券の代表する請求權は證券其の物に附着し、之を實行し利用するには必ず證券其の物の占有を必要とするものにして、其の結果一片の紙片は恰かも一の有價物たるが如き觀を呈す。而も法律上斯かる性質を備ふることは此の證券をして遺憾無く有價物件を代表せしめ、且つ其の移轉を自由ならしむるに至る。

近時信用制度發達の結果此の種の證券著しく増加し、其の流通盛となり、賣買の目的物として重要な地位を占むるに至れるのみならず、取引所制度の發達は益々此の種の賣買を隆盛ならしむべし。而も信用制度の發達なるものは決して近時のことに非ず。已に中世時代に於て爲替手形が商取引の目的物となり(一)、近世に入り株會社の起るや、大に株式の賣買を促進せしめ(二)、公

債の發行、銀行券、小切手等の取引益、隆盛に趨き(三)、國際商業發達の結果、外國爲替手形の取引を盛ならし(四)むるに至れり。今此等證券の賣買を促す動機を尋ぬるに略ぼ左の如き事情に歸すべし。

第一 有價證券を以て國際間若くは國內に於ける取引より生ずる支拂義務を決済するの用に供すること、例へば手形、小切手等を以て諸般の支拂に充つるが如し。

第二 永時的資本投下の手段となし、且つ必要に應じ容易に流動資本に變ずるの便を得ること、例へば公債、社債券、株券等を買入るゝが如し。

第三 地方間又は季節間の金利の相違を獲得するの目的に供すると、例へば金利低き甲地の人
が金利高き乙地の有價證券を買入れ、若くは或る季節に或る利廻りの有價證券を買入れ或る他の時に更に有利の證券に買替するが如し。

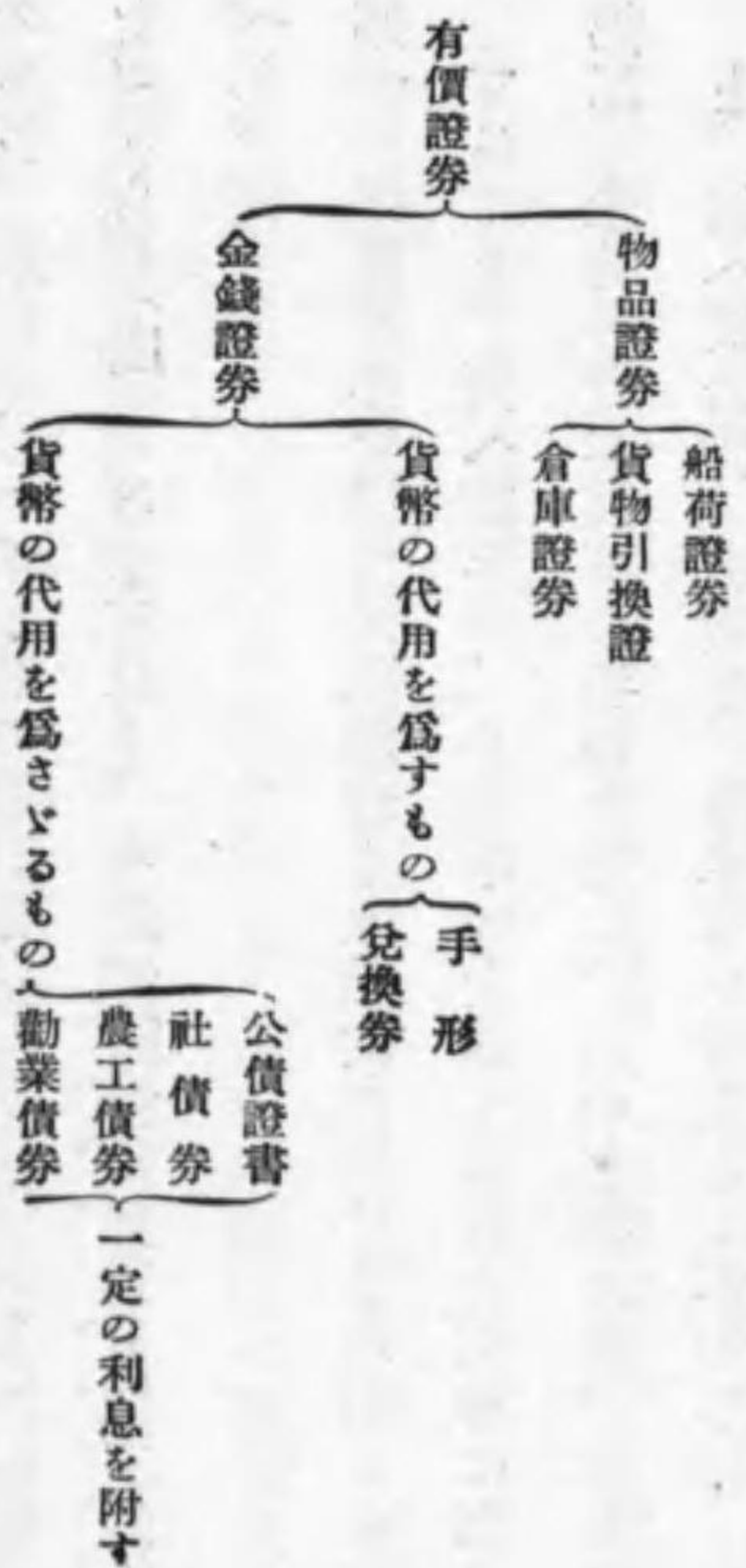
以上種々の理由により、此等證券の需要増加し、特に之が賣買を專業とするものゝ必要をも生ぜり、銀行は勿論手形仲買人、株式取引所取引員の如き皆然らざるなし。

さて又有價證券の商品としての適否を考ふるに。

一 其の運搬容易なること。

- 二 火災盜難等に對し、充分の保護を加へ得ること。
 - 三 其の品質たるや同一種類の證券にありては毫も相違無きを以て、個々に付き選擇を爲すの要なく、所謂代替物として取引し得ること。
- 等の性質を備ふるを以て賣買取引敏活に行はるべし。而して其の取引の少からざる部分は取引所内に行はる。

次に有價證券の種類を擧ぐるに、先づ其の代表する有價物件の種類により之を物品證券と金錢證券とに分つべく、更に此の兩者を細分表示するときは左の如し。



有價證券の種類

貯蓄債券
株券——利益配當あり

次に有價證券を其の期限の長短により、短期證券、長期證券及び永久證券等に分つ。而して手形に在りては通例期限一ヶ月以内のものを短期手形と稱す。又債權發生の目的が商業取引に存すると通常の資金を得るが爲なるとにより商業證券（手形、船荷證券、貨物引換證等）と資金證券（公債株券）等に分つ。尤も商業證券なる文字は實際上有價證券と同一義に使用せらる。

手形とは一定の時期及び一定の場所に於て、一定の金額の支拂を受くべき一定の形式を備へたる流通性の債權證券を謂ふ。されば普通の債權證書が單に契約證明の具に供せられ、一定の形式を備へず、流通不可能なるに反し、手形の振出、裏書、保證、引受等所謂手形行爲の方式は嚴格なる手形法の規程に従ふを要し、（要式證券）手形上の債權は之を生ぜしめたる原因の如何を問はず、已に一旦法定の形式を備ふる以上は其の文言に従ひ、手形其の物の存在により效力を生じ、（絶對的債權證券）縱令記名式に作らるゝも裏書により他に讓渡することを得るものとす（流通證券）。我が商法に依れば手形に三種の別あり、爲替手形、約束手形及び小切手之也。爲替手形は之を作成する振出人が、一定の満期日に於て一定の金額を一定の人即ち受取人に支拂ふことを之を振宛

手形の性質

手形の種類

てられたる支拂人に委託する手形を謂ひ、約束手形は振出人が名宛人即ち受取人に對し、一定の金額を一定の期日に支拂ふことを約する手形を謂ひ、小切手とは支拂呈示期間が十日間内に限定せられたる一覽拂の爲替手形の性質を有する證券にして、通例銀行の當座預金主が其の銀行に對して、預金の支拂を委託する場合に用ひらる。故に手形の振出に當りて要する關係人は爲替手形及び小切手に在りては少くとも振出人、支拂人及び受取人の三人、約束手形にありては振出人及び受取人の二人にして、振出人は爲替手形に在りては(一)爲替手形たることを示すべき文字、(二)一定の金額、(三)支拂人の氏名又は商號、(四)受取人の氏名又は商號、(五)單純なる支拂の委託、(六)振出の年月日、(七)一定の満期日、(八)支拂地等を、約束手形に在りては(一)約束手形たることを示すべき文字、(二)一定の金額、(三)受取人の氏名又は商號、(四)單純なる支拂の約束、(五)振出の年月日、(六)一定の満期日、(七)振出地等を、小切手に在りては、(一)小切手たることを示すべき文字、(二)一定の金額、(三)支拂人の氏名又は商號、(四)受取人の氏名若くは商號、又は所持人に支拂ふべきこと、(單)單純なる支拂の委託、(六)振出の年月日、(七)支拂地等を記載し、之に署名するを要し、且つ手形番號を附し、法定の印紙を貼用すべし(雛形參觀)

(註) 昭和二年の印紙税法によれば爲替手形及び約束手形に三錢の印紙税を課し小切手は無税とす。

振出

支拂人	受取人	金額	地拂支	號
		金	期日 支拂	日 出振
			昭和 年	昭和 年
			月	月
			日	日

受引	昭和 年 月 日	支拂場所
成候也	昭和 年 月 日	支拂地
右金額何某殿又ハ同人指圖人、此手形引換に御仕拂可被	支拂期日	何
	支拂期日	某
	支拂期日	殿
第 號	印 紙	一 金
	爲 替 手 形	

受取人	金額	期日	支拂	號	番
	金	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第	號
		支拂期日	支拂	振出地	昭和 年 月 日

第 號

印紙

約束手形

一金

右金額貴殿又、貴殿ノ指圖人、此手形引換ニ無相違仕拂可申候也

振出地

支拂期日

支拂場所

昭和 年 月 日

何 某 殿

(面裏手約及手爲)

表面之金額	昭和 年 月 日	又、同人指圖人、御仕拂可被成候也
表面之金額	昭和 年 月 日	又、同人指圖人、御仕拂可被成候也
表面之金額	昭和 年 月 日	又、同人指圖人、御仕拂可被成候也
表面之金額	昭和 年 月 日	又、同人指圖人、御仕拂可被成候也
表面之金額	昭和 年 月 日	又、同人指圖人、御仕拂可被成候也
表面之金額	昭和 年 月 日	又、同人指圖人、御仕拂可被成候也

要 摘	額 金	日 附
	金	昭 和
		年 月 日

市 昭 和 年 月 日

候 也

右金額此小切手持參人へ御渡可被成

一 金

當座小切手

銀行御中

満期日

手形の満期日は(一)確定せる日に於てする所謂定期日拂、(二)日附後確定せる期間を經過したる日、所謂日付後定期拂、(三)一覽の日、所謂一覽拂、(四)一覽後確定せる期間を經過せる日即ち一覽後定期拂の四種の方法により決せらる。

裏書

次に手形は振出人が裏書を禁ずる旨を手形に記さざる限りは裏書により自由に他人に譲渡することを得べし。裏書とは手形の所持人が手形の裏面に之を譲渡す旨を記載して署名することにして其の署名者を裏書人、譲受べき人を被裏書人と謂ふ。又裏書は單に譲渡の爲にのみするに非ずして、質入又は取立依頼の爲にする場合あり。通例「取立依頼の爲」若くは「質入の爲」等の文言を裏書文言中に加ふるを見るは之が爲也。又裏書の際に被裏書人の氏名を表示せず、單に裏書人の署名のみを以てするあり、之れ所謂略式裏書なるものにして、斯くするときは爾後手渡を以て流通し得べし。且つ又裏書に際し、支拂地に於ける豫備支拂人を指定し、又は手形上の責任を負はざる旨若くは爾後裏書を禁ずる旨を記載することを得べし。

引受

次に引受とは手形の所持人が之を支拂人に呈示して満期日に相違なく支拂ふべき旨を承諾せしむるを謂ひ、其の方式は支拂人に於て手形に引受の旨を記載して署名することによりて效力を生ず。蓋し手形の支拂人は單に手形を振宛てられたるのみにては手形上其の債務を確認したるものと謂

ふべからず、之を引受くるにより直接受取人に對して有効に債務を負ふこととなる。故に約束手形の如く直接に振出人が支拂を約せる場合には引受を爲さざるを原則とするも、爲替手形にありては此の手續を踏むべきものとす。殊に振出人が特に引受の爲め提示すべき旨を手形面に記載せる場合、及び一覽後定期拂の手形に在りては當然引受あるを要す。

而して支拂人が引受を拒める場合には直に引受拒絶證書を作らしめ、公證人をして、若し豫備支拂人あるときは更に其の引受を求め、尙拒絶されたるときは其の旨を拒絶證書に載せしめ、遲滞無く前者に對して手形金額及び費用に付き相當の擔保を請求すべし、尤も斯かる場合に支拂人の名譽を重んじ、任意の第三者が好意上引受を爲すことあるべし。之を參加引受と謂ふ。

手形満期日に至れば支拂を了する筈なれども、若し支拂人之を拒絶し、所謂手形不渡となるときは所持人は満期日又は其の後二日以内に支拂拒絶證書を作らしめ參加引受人又は豫備支拂人ある場合には右と同時に順次支拂を求めて、尙拒絶されたるときは其の旨を拒絶證書に記載せしめ、右作成の日又は其の後二日以内に前者に對して手形金額及び満期日以後の法定利息其の他の諸費用及び手数料に付償還請求の通知を發すべし。若し此の際參加支拂人出でて好意の支拂を爲すときは所持人一切の請求權は參加支拂人に移轉すべし。

支拂

横線小切手

尙少しく小切手に付き附説するの要あるは、筋引小切手又は横線小切手と稱するものなり。

横線小切手に二種あり、一は普通横線小切手と稱し、小切手の表面に二條の平行線を引き其の線内に銀行又は同一の意義を有する文字を記載したるものにして、他は特別横線小切手と稱し、平行線内に或る特定銀行の名稱を記載せるものなるが、其の目的は斯くせる小切手の支拂を受け得るものを一般銀行業者（普通）若くは特定銀行（特別）に限るにあり。故に之を受取るものは其の取立を自己の取引銀行に依頼するの外無く、銀行業者以外の者は如何なる場合に於ても直接支拂を受くる能はざるを以て流通上に於ける盜難其の他の危険を防止し得べし。

又保證小切手なる一種の小切手は所持人又は振出人が支拂銀行をして後日確に支拂ふべき旨を券面に保證せしめたるものにして、此の手續を踏める小切手は不渡の患無ければ移轉容易にして送金用にも充てらるべし。

保證小切手

第七章 商業の經營

第一節 賣 買

第一款 商業上に於ける賣買の意義

賣買は商人の中心的行爲にして又實に商業の本體なり。然るに賣買の事たる世上遍く行はるゝところにして、必ずしも商人及び商業を通ずるの必要あるなく、所謂非商人間の賣買なるもの實に無數に存すべく、同時に商人及び商業を通ずる賣買にも純然たる商人間の賣買と、商人と非商人との賣買あるべし。而して以上三者は賣買の本質に於て何等異なるところなきも、商人及び商業を通ずる賣買なるものは専ら營利主義の支配を受くる爲、其の目的方法條件等に於て非商人間の賣買と大に其の趣を異にするに至るものなり。特に商人間の賣買は極度の營利衝動に支配せられ従つて敏活處理を必要とするあるを以て之に對し特種の法制慣習の發生を促すに至るべし。されど一般に商人及び商業を通ずる賣買はたとひ其の一方が非商人なる場合に在りても所謂商行爲的賣買(Handelsverkauf)として商法の如き特別法の支配を受くべきものとす。而して茲に商業

商業上に於ける賣買の意義

商行爲的賣買

上の賣買とは斯かる商行爲的賣買に外ならざるなり。

本來賣買は物品と貨幣との交換に過ぎざれども、其の成立には固より、賣主買主の意思の完全なる合致あるを要すべく、従つて其は常に賣買契約に基きてのみ發生する所以を知るべし。而して賣買に法制慣習の重んぜらるゝは該契約の本質に由來するものにして、特に商業上の賣買契約の特徴とも謂ふべきものを述べれば左の如し。

(一)、一般に現時の賣買は昔日のそれの如く固陋窮屈なる方式を要することなく、隨時隨所に自由自在に行はるゝものなるが、特に商業上の賣買契約に在りては口頭、書面、電信、電話等あらゆる意思發表機關を利用し得べく、否場合によりては暗黙の意思表示を以てしてすら其の成立を全うし得べく、頗る開放的性質を有するなり。

(二)、従つて商業上の賣買契約は其の時其の所の必要により個々獨立の方法によるべく、其の形式、條件、手續等千差萬別にして、又日に變化しつゝあるを見る。特に外國貿易に於けるものは一層複雑なるを免れず。其の結果賣買の形式、條件、手續等に就き種々重要なる商慣習の發生を促すべく、又之れなくして到底敏活處理を全うし能はざるべし。

(三)、商業上に於ける賣買は商品为目的とするものなり。民法(五五)によれば賣買は當事者の一

商業上に於ける賣買の特徴

一、賣買方式の自由

二、商慣習の尊重

三、商品为目的とする

方が或る財産を相手方に移轉することを約し、相手方が之に代金を支拂ふことを約するによりて效力を生ずるを以て、本來の賣買は動産不動産は勿論、所有權以外の物權工業所有權等一切の財産權を以て其の目的に供し得るものなれども、商業上の賣買は商品を目的とするものなり。獨逸の如きは不動産の賣買を商行爲的賣買より除外せるの有様なるが、本邦に在りては動産、不動産及び有價證券を目的とする商行爲的賣買を認む。

商業上の賣買は種々に之を分類すべし。先づ第一に損益計算の歸着如何により之を

- 一 自家賣買 (Sales on one's own account)
- 二 組合賣買 (Sales on joint account)
- 三 委託賣買 (Sales on commission)

の三種に分つべし。所謂自家賣買とは全然自己の危険と計算とを以て行はる、商人固有の賣買なり。次に組合賣買とは二人以上の商人臨時共同の計算を以て商品の仕入或は販賣を行ふことにし、組合員が所在地を同じうするあり、異にするあり、組合員の出捐が資本なるあり、勤勞なるあり、場合に由り其の様式を異にするも、二人以上の商人が互に相扶くるの目的を以て共同の取引を爲し、或る割合を以て損益を配分するの一點に於て相違を見ず。更に委託賣買は委託者たる

賣買の種類
一、損益
の歸着に
よる分類

他人の計算を以てする賣買にして實地賣買の任に當る者は或は他人の名を以てし（代理商）、或は本人の名を秘し自己の名を以てす（問屋）。而して委託賣買は又委託者の爲或る商品の販賣を試むるところが買入を委託されたるにより之を

- 一 委託販賣 (Sales on consignment)
- 二 買付委託 (Indent)

の二に分つべし。委託者が此等の賣買を委託するや、或は一定の價格を指定し（指直即ち *with limit*）、或は全く成行に放任し（成行即ち *without limit*）、賣買完結の上は其の價格、手数料及び諸雜費手取金（*Net proceeds*）等を明記したる仕切書（*Account sales*）を本人に送附す。

世に直接賣買（*Direct sales*）及び間接賣買（*Indirect sales*）なる語あり。前者は賣買の當事者直接取引の衝に當り、後者は其の間に問屋、仲立人、代理商の如き仲介商を挟みて爲す賣買を謂ふ。従つて自家賣買及び組合賣買は大體上直接賣買にして、委託賣買は凡て間接賣買也。

第二に賣買締結の際参加すべき人員の二人なると三人以上なるとに由り之を

- 一 相對賣買
- 二 競争賣買

二、賣買
参加者の
分數による
分類

の二に分つべし。本來賣買は賣主買主二人相對して引合ふこそ自然の方法ならんも、同一物件に付三人以上賣買を希望する場合に、一々二人宛の引合を爲さず、凡ての希望者を同一の時、同一の所に召集し迅速に賣買を執行せしむるを利とすることあり。斯る場合には勢ひ競争に由りて勝敗を決するの外なく所謂競争賣買の起る所以にして、其の手段として投票を用ゆる入札賣買 (Bidding) あり、單に口頭を以てする糶賣糶買 (Auction) あり、一人の賣主に對して多數の買主あらんには競争は賣方にのみ行はる。又賣買双方多數ならんには双方に競争を生じ、最も複雑なる關係を惹起すべし。今日に於ける競争賣買は特に取引所なる特設機關に集中せられ、其の以外に於て之を行ふことあるも重きを置くに足らず。蓋し遺憾無く競争賣買の利益を收めんとせば、種々の規律を要し、之を公共的性質を有する取引所に於てすること得策なれば也。

本邦に於ても徳川氏時代の遺物たる大阪に於ける砂糖の入札賣買、神戸横濱等の外人間に於ける「オークション」若くは官廳買上品の入札請負の如き特種の場合を除きては競争賣買は、殆んど全く取引所に集中せられたるが、大正十二年制定の中央卸賣市場法による市場に在りては糶賣によるを原則とす。

第三に賣買履行の時期により

三、履行の時期による分類

一 取引の關係を後日に及ぼさざる賣買と
 二 取引の關係を後日に及ぼす賣買と
 に分つべし。而して其の關係が物品の引渡なる時は

一 現品賣買 (Spot transaction)
 二 先物賣買 (Time bargain or future transaction)

の二と爲すべし。前者は賣買決定と同時に商品を引渡し、後者は決定後一定の期間を経て之を引渡すものとす。其の關係が代金の支拂なるときは

一 現金賣買 (Cash transaction)
 二 掛賣買 (Credit transaction)

に分つべし。

第四に賣買の成立に基き之を

一 普通賣買
 二 豫約賣買
 三 手附賣買

豫約

の三種に分つべし。所謂賣買の豫約は種々の意味を有し、彼の豫約募集と稱して廣告其の他の方法に依り、未製品の販賣を勧誘し、顧客を募集する豫約の如きは之れ純然たる賣買にして、一種の先物賣買に過ぎず。然るに我が民法が(五五)認むる賣買の豫約とは賣買の一方が相手方に對し、賣買を完結する意思を表示したる時より、賣買の效力を生ずる契約にして、例へば甲なる賣主が乙なる買主に對し或る商品を金千圓にて賣渡すこと苦しからず、乙に於て買入れ度旨申出次第何時にても右代價にて賣渡さんとの義務を提供して、乙の承諾を得たる場合は所謂賣渡の豫約にして此の反對の場合を買受の豫約と謂ふ。而して此の如き豫約に對しては常に相手方に賣買取極に付き意思表示を爲すの期間を許し、若し其の期間を定めざる時は相當の期間を定め其の期間内に賣買を完結するや否やを確答すべき旨を相手方に催告するを得べく、若し相手方が其の期間内に確答を爲さざる時は、豫約は其の效力を失ふものとす。彼の豫め承諾の期間を定めて物品の販賣を申込むところの firm offer の如きは一種の賣渡豫約を爲したるものと解するを得べし。(五五)

手附賣買

次に手附賣買は賣買の際買主より手附として代金の一部を支拂ふところの賣買上の一形式也。抑も手附の性質に就きては種々の異説あるところなるが、我が民法(五五)に依れば買主が賣主に手附を交附したるときは當事者の一方が契約の履行に着手するまでは買主は其の手附を抛棄し賣

主は其の倍額を償還して契約の解除を爲すことを得るものにして、手附を以て解約の方法と爲せり。即ち手附賣買は一の解除條件附賣買にして、當事者が未だ物品の一部又は全部の引渡を了せず、若くは代金の一部又は全額の支拂を爲さざる間は、買主にして其の取引に不満足なる時は手附金を抛棄し、賣主にして不満足なる時は倍額を拂戻し(手附倍戻の主義に基く)て全然取引關係より離脱することを得べし。

第二款 賣買の成立

賣買契約は賣手又は買手の申込に對し買手又は賣手の承諾あるによりて成立するものなり。然るに此の事たる對話者間に於けると隔地者間に於けるとにより其の趣を異にするものにして、前者に在りては賣買双方口頭を以て迅速に事を決すべく、若し申込を受けたる者が直に承諾を與へざるときは其の申込は效力を失ふの規定(商二)を存する次第なるが、斯かる賣買の成立には本來書面の送付又は交換の如き形式を必要とせざるものなれども、對話者間の賣買には小賣店頭に於けるが如き賣買に關する一切の履行を即座に決する甚だ簡單なるもの、外に賣買の履行を後日に及ぼすが如き複雑なるものあり。此等に在りては口頭契約成立と同時に或は契約書(Contract)或は覺書(Memorandum)を作成して相互に交換するを得策とす。尤も通例商人と非商人との取引

申込と承諾

對話者間の賣買

隔地者間
の賣買

に在りては單に商人より非商人に宛て賣付書若くは買受書を交付することゝなれり。而して此等の賣買證明書は取引所公開市場等の賣買に在りては慣習上殆んど不可缺の要件なり。

隔地者間の賣買は多く卸賣商業に行はれ、特に外國貿易は本質上隔地取引たり。隔地者間の取引は電報電話書翰等を以て爲さるゝも、外國貿易に在りては多く電報を以て先づ取引を決し、直に書面を以て其の内容の詳細を確認するの慣習となれり。此の場合買手の申込を注文 (Order) と稱し、賣手の申込をオファー (Offer 賣約) と稱す。此等の申込は買手が承諾を與ふべき期間を定めて發せらるゝことあり。之を假約 (Firm offer) と謂ふ。假約は其の期間取消すことを得ず^(民五)。即ち來る何日何時まで何々の條件何々の値段にて何々品種何程を賣約する旨申出づるが如きもの此の類なり。又斯くの如き承諾の期間を定めずして申込を爲したる場合に在りては、申込者が承諾を受くるに相當なる期間は之を取消すことを得ざるも^(民五)、相當の期間内に申込を受けたる者が承諾の通知を發せざるときは其の申込は效力を失するに至る^(商二)。然るに相當の期間とは果して何日を指すや之れ商慣習により或は五日或は十日等夫れ々場合毎に類推決定するの外なし。

申込 (Offer) と承諾 (Acceptance) とにより賣買契約の成立を見るべきも、申込が書面によら

注文と賣
約注文状と
賣付書

ず、電報を以てせらるゝときは、申込者は承諾の電報を受け次第、直に書面を以て契約の内容を改めて通知すべし。同時に承諾者も亦承諾の發電と同時に承諾したる條件値段品種其の他の要項を記載したる書面を發送すべし。之を承諾書 (Acceptance letter) と謂ふ。而して賣手に對し買手の發する承諾書は注文状と呼ばれ、買手に對し賣手の發する承諾書は賣付書と呼ばれる。然るに此等の注文状賣付書等は往々にして電報による原契約と一致せざることあるなり。斯くの如き場合には之を受けたる者に於て之を拒絶し、又は新なる申込として再交渉を爲すを妨げざるも、原契約との相違が輕微にして、自己に差したる不利益を來さざるが如き場合に在りては、其の儘書面通りに履行するを常とするなり。

又承諾を爲すに當り往々之を申込數量の一部に限定することあり。例へば千俵の賣約に對し同一の條件値段にて五百俵だけ注文するが如し。斯くの如きは一部の承諾として通例有効に圓滿に取運ばるゝものなれども、値段條件等を變更して承諾を與ふるときは、其の申込を拒絶し新なる申込 (Counter offer) を爲したるものと看做さる^(民五)。

次に商人は注文を誘引せんが爲種々なる手段を講ずるものなり。今其の重なるものを左に掲ぐ。

注文誘引
の手段

一 相場の通知 (Quotation) 賣手より買手へ We quote の如く提供し得べき商品の価格を通知 (書面にて) しやるときは、其の価格は假約に於ける如く確定力を有するものに非ず。單に値頃を知らずに過ぎざるを以て、買手は改めて電報其の他の方法に依り價格を引合ふべきものなり。

二 見積書 (Tender or estimate) は主として製造業者、印刷業者、請負業者等より其の提供すべき製品又は商品の内容及び價格を記載し買手に差出す書面にして、寧ろ其の儘申込となるものなり。

三 代價表 (Price lists) 及び商品目録 (Catalogue) は商人が現に取扱ふところの商品の種類、數量、代價等を列記したる表にして、注文次第其の表示代價にて販賣に應ずるものなれども、商品品切れとなり、若くは爲替相場の急變等に依り價格に於て外の動搖を來したるが如き場合は注文を拒絶し、又表示代價を變更するも妨げなし。蓋し本書は或る特定人に對する賣約に非ずして、一般人に配付する誘引手段に過ぎざればなり。而して商品目録は概して代價表よりも、商品の内容、目的、用法等に就き詳記を爲すものとす。

四、相場表 (Price Current) 市況案内 (Market report) 等は取引所市場等に於て賣買せらるる商品の相場を日々又は引合の都度報導する印刷物にして、問屋仲買人若くは市場の發行配付するものなり。

ものなり。

五 營業案内 (Business guide) は商店又は工場の營業振りを一般世人に知らしむるの目的を以て編纂したる小冊子にして、自家の營業、商品、信用等を宣傳する爲簡單有趣味の解説に勵むるものなり。

第三款 賣買の條件

賣買契約を爲すに當り賣買兩者間に決定し置くべき事項少しとせず。此等の事項を賣買の條件 (Terms of sale) と云ふ。商品の品質、數量、引渡の場所及び時期、商品の代價、其の支拂の時期、場所及び方法等之なり。

第一、商品の品質 (Quality)

商品の品質を決定する方法の重なるもの左の如し。

一 點檢賣買 (Sales on approval) 若くは實見賣買 (Sales by inspection) とは買手が商品を實際に検査したる上に諾否を決する方法にして、一般小賣商店に於ける販賣は勿論、卸賣市場に於ける現品 (Spot goods) の取引も亦買手の實見を要す。外國貿易に在りては商館の拜見制度 (神戸横濱等の賣込問屋の提供する輸出品は) (商館の検査に合格せざれば引渡すを得ず) を除きては稀れに行はるゝのみ。即ち新奇貨物を試験的に輸

商品の品質

點檢賣買

見本

出したる場合に輸入者に於て試用又は賣廣の成否の上引取の諾否を決するが如き其の例にして、引取を欲せざる時は、之を返還する條件を附するとあり (on sale or return の如き)。

二 見本 (Sample) は商品の一部を引き抜き之をして其の全部を代表せしむるものにして、買手は實物を點檢せず單に此の代表物件を實見して賣買契約を爲す。見本は油類に在りては其より取り分けられたる一小瓶、條鐵棒鐵等に在りては其より切り取られたる一小片 (test piece) 織物類に在りては其の一片 (特に Pattern と云ふ) 等、何れも代替取引の可能なる場合に用ひらる。見本の送付を受けたる買手は實物の引渡に至るまで自ら之を保管し、若くは第三者 (仲立人の如き) をして保管せしむ。

標準

三 標準 (Type or Standard) とは或る商品に於て其の廣く市場に取引せらるゝが如き商品の一定品質にして、或は其の地の慣習により或は取引所商工會議所等の協定により該商品賣買の標準に供せらるゝものなり。従つて之による取引は後日引渡に際し其の實物が必ずしも之と一致するを要せず、多少の相違を生ずることあるも、豫め定められたる或る範圍を出でざる限り其の優劣に依り約定値段を加減して計算取引せらるゝものとす。所謂格付法 (Grading) なるものなり。標準取引は或は未收穫の農産物や未到着の商品を事前に賣買し、或は實地の受渡を豫

雛形仕様書

期せざる計算取引を爲すに當りて用ひらる。例へば米綿のミッドリングの如き我が取引所に於ける諸種の建米の如き此の類なり。

四 雛形 (Specimen) は未成品の模型にして、仕様書 (Specification) は製造せらるべき物品の内容を明細に記したる計算書なり。共に機械其の他の工作品の供給契約に付き用ひらる。通例賣手の作成に係るも、時に買手の作成又は其の指定作成に係るとあり。

商標及び
銘柄

五 商標 (Trade Mark) 及び銘柄 (Brand) は商工業者が或は圖形或は文字を以て自己の商品を表はすべく之に附するところの記號なり。其の記號にして世の信用を博し著名とならんか、之を基準として取引を行ふべく、實物點檢を廢止し得べし。茲に Sales by description と稱するは或は産地、製法、製造の時期或は量目、色澤、純分、性分等を指示して、實物を點檢せずして商品の取引を爲す方法を云ふ。然るに商標銘柄も結局商品の品質を説明するものなるを以て廣く Description と云へば此等をも包含して云ふものなり。

商品の數
量

第二 商品の數量 (Quantity)

賣買契約上商品の數量を決定するには其の商品の數量單位若くは賣買單位 (unit) 如何により或は個數を數へ (陶磁器、硝子等の如く)、或は重量 (一般農産物、水産物、貴金屬等の如く) 或

は容積（酒油類等の如く）或は長さ（布類等の如く）を計り、或は荷造單位（俵樽等の如き）を算する等種々なる方法行はるべし。然るに此等の算數計量の事たる、しかく單簡なるものに非ず。殊に荷造單位のみを算するが如き商品の規格が公正に統一せられ中味容量に付一點疑なき場合の外は行はれ難く、各荷造單位は改めて其の内容若くは外形に付計量せらるゝものとす。又商品の個數を數へ長さを計るは比較的簡單の事なれども、重量容積等を秤量するは可なり複雑なる關係を惹起すものなり。而して現時内地商業に在りては容積單位を用ふるもの尠からざるも、外國貿易に在りては大體重量單位に傾くが如し。

此の點に關し契約上取極め置くべきは精査計量 (Accurate measurement) 概査計量 (Approximate measurement) 何れにすべきやなりとす。精査計量は商品の中味に就き逐一嚴正なる秤量を爲すものにして、貴金屬、藥品、生糸、其の他の高價品の賣買に必要なり。概査計量は或は荷造のまゝ總量を計り、或は賣買せらるべき商品中より適宜の相當數を撰擇して平均單位量を確定し、總單位數に乗ずるが如き方法にして、農産物其の他の嵩高品の賣買に用ひらる。尤も此等のものに在りても、現場取引を爲す場合には正味の精査を爲すとなきに非ず。而して契約上の數量と實地受渡數量とが一致せざるときは、通例概査計量に在りては其の過不足が全體の百分の五を出でざる

精査計量
と概査計量

限り異議無く引取を了するものとす。精査計量に在りても、商品によりては全體の百分の二以内の相違を認むることあり。

又重量の決定を積込地に於てすると引渡地に於てするにより積込重量 (Shipping weight) と引渡重量 (Delivered weight) との別あり。又公正嚴格なる秤量を要するものに在りては、公設検査所（生糸の正量の如き）の證明書を賣買の條件とすることあり。

左に重量に關する二三の通用語を説明す。

- 一 總量若くは皆掛け (Gross weight) は荷造包装のまゝ計量したる貨物の重量を謂ふ。
- 二 純量若くは正味 (Net weight) とは總量より風袋砂引等を差引きたる純粹の重量を謂ふ。
- 三 風袋 (Tare) とは荷造包装に用ひられたる材料即ち樽、箱、袋、鐵條其の他の包装物の重量にして、賣價算定の際貨物の總量より控除せらるべきもの也。風袋に種々あり或は實際個々の荷造材料を計量して定むるあり (Real or particular tare) 或は多數の荷物中より任意其の數個を引抜きて、檢量の上、平均風袋として、全部を推算するあり (Average tare) 或は其の地の慣習により或る貨物の總量より一定率の減量を行ふあり (Customary tare) 或は賣買の都度相當の推定割合を協定して減量するあり (Computed tare) 或は荷造材料が一定量を超過

積込重量
と引渡重量

したるときに更に餘分の減量を施すあり (Super tare)。

四 砂引 (Draft) とは貨物が水分、砂塵、不潔物其の他の不純物を含有するが如き場合に之が爲總量より差引くべき重量を謂ふ。

五 目減り (Trot) とは貨物運搬中漏洩、蒸發等の爲減損する重量を謂ふ。

第三 引渡の時期 (Time of delivery)

商品の引渡に直渡し (Immediate or prompt delivery) と延べ渡し (Future delivery) とあり、前者は賣買契約成立と同時に商品の引渡を爲す場合を云ひ、後者は商品の引渡を賣買契約成立後或る期間を経過せる將來に期する場合を云ふ。而して正確なる直渡しは小賣店頭に於ける一般賣買に於て之を見るも、卸賣其の他の市場に在りては多少の延期を認むるの風習行はる。即ち通例の直渡しは取引の翌日 (Next business day) に引渡せることを意味し、"at once" (直に) "Soonest" (迅速に) "without delay" (遅滞無く) "near delivery" (近日渡し) 等の文字を用ふる場合に在りては、契約後一兩日乃至數日の延期引渡あるものと諒解せらる。蓋し引渡に就きては賣主側に多少の準備あるを要すると共に、買主側にも資金調達等の爲實際の引取まで多少の猶豫あるを便宜とするを以てなり。従つて商品の種類と地方の慣習とにより其の延期期間に長短を來すべし。

引渡の時期

次に賣主が契約成立後何時にても商品引渡の義務を負ふに不拘、買主に於て或る一定期間其の引取を延期し得るが如き條件の行はることあり。英國に於ける Prompt sale の如き此の類にして、通例十四日の猶豫を與へ、最終日の Prompt day に至るまで、何時にても引取 (現金引換) の日時を選択するの権利を買主に與ふるものとす。専ら殖民地輸入品等の賣捌に行はる。

Prompt
sale
Custody
Contract

Custody contract (看守契約) も亦或る短期間商品引取の機會を買主に選擇せしむる方法なり。此の場合賣主は賣約済の商品を或る一定期間自己の費用を以て買主の爲に保管するも、其の危険は買主に移轉せらるべく、期間満了の後は費用も亦買主に歸す。例へば上海等に於ける輸入商が通例九十日間内地の買主の爲看守者として後者の危険を以て商品を保管し、其の引取に應ずるが如し。

延渡しに確定期日引渡 (Definite delivery) と不確定期日引渡 (Indefinite delivery) との二種あり。前者は契約の際引渡日を將來の或る確定せる日、即ち來る何月何日と決定する場合を云ひ、後者は斯かる確定期日を設けず、商品の引渡を將來に於ける未發若くは豫想の事實に繋らしめ、又は或る不確定の期限を設くるものなり。而して確定期日を設くる場合に賣買双方が同時に嚴正に引取引渡を行はざるべからざるは取引所に於ける定期取引 (Time bargain) に於て其の例を見

確定期日
引渡と不
確定期日
引渡

るも、英、獨、佛等の慣習によれば取引所外の確定期日引渡に於ては賣主は期日前の引渡を請求し得るも、買主は期日前の引取を請求することを得ざるものとす。不確定期限に種々の定め方あり。今其の二三を左に掲ぐ。

To arrive (着渡し)とは船舶或は鐵道により積荷が目的地に到着の上引渡すことなり。

After the harvest (收穫後)は穀物の先物取引等に行はる。

Partial shipments (分割積送)とは商品の供給船舶の需給如何により或は買主の指定或は荷主の自由裁量に従ひ、積荷を數回に分割して發送し、數回に亘り引渡を行ふことなり。

Shipment (積送り)三月積四月積と云ふが如く、或る期間内に商品を發送し、引渡の期日を或は船荷證券の到着或は實物の着荷に據らしむる方法を云ふ。

第四、引渡の場所 (Place of delivery)

之を法律上より見れば商品引渡の場所は必ずしも商品に關する危険負擔の分界點と一致するものに非ざれども、最も多くの賣買契約は商品の現實の引渡を以て賣主買主の危険責任を分界するものなり。故に賣主も買主も共に自己の營業所若くは自己の營業所に可成近き地點を引渡の場所と爲すを有利とするものなり。故に賣買双方の強弱關係に依り引渡の場所に相違を生ずるのみならず、運輸關係、金融關係等により種々なる條件を生ずるに至るべし。今引渡の場所に關する主

引渡の場
所

なる慣用語を左に掲ぐ。

Spot (現場渡) 現に貨物の存在する場所に於て取引し、其の場に於て引渡すを云ふ。

Ex quay (埠頭渡)

At station (停車場渡)

On rail or in truck (貨車渡)

In lighters (舢舨渡)

On deck (甲板渡)

f. o. b. (Free on board) 即ち本船積込渡と稱するものは例へば f. o. b. Yokohama と云ふが如く、輸出者に於て横濱の本

船に貨物を積込みて引渡すを云ふ。又等しく本船渡なるも Ex ship なる語は輸入品の引渡に就き用ひらる。

f. a. s. (Free along side) 即ち船側渡は輸出に際し、free over side (沖渡)は輸入に際し、共に荷物を本船の側面に於て揚卸して引渡すを云ふ。

第五 代金 (Price)

代金若くは値段の定め方には種々なる形式、慣習あり、商品により地方により季節により千差萬別を生ずるの有様なるが、此等の形式慣習中には或る特定の商品、地方若くは商人に關し固定不動的のものとなり、取引の都度特別の取極めを必要とせざるものあると同時に、其の利用選擇等が全く自由且つ未確定にして、取引の都度特別の取極めを必要とするものあり。今前者に就き

代金

之を觀るに、其の主なるもの左の如し。

一 値段に包括値段 (lump price) と單位値段 (unit price) とあり。前者は賣買せらるべき商品總額に付何程と定むる値段にして、後者は商品の一定量例へば一噸又は一斤に就き何程と定むる値段なるが、専ら商業市場に行はるゝものは後者なりとす。

二 商品一單位に就き金何圓と定むる所謂直接値段付 (Direct method of pricing) と、貨幣一單位に就き商品幾升幾斤等と定むる間接値段付とあり。後者は内地及び東洋諸國の市場に稀に行はるゝのみ。内外貿易の大多數は前者による。

三 外國貿易に於て輸出品の價格を輸出國の貨幣を以て定むると輸入國の貨幣を以て定むるとあり。前者は輸出者に於て爲替相場變動の危険を免るゝが爲に用ひ、主として先進國より後進國に輸出する際に行はれ、後者は後進國の輸出に行はるゝところなるも、反對に先進國の商人が爲替相場變動の危険を自ら負擔して輸入者の計算に安定を與へ、以て後進國に對する輸出の増進を計るが爲にも用ひらる。

賣買費用
の負擔

次に取引の都度取極めを要する條件中最も重要なるものは商品賣買に要する費用を賣主買主何れの負擔となすべきやを決定するの件なり。賣買兩者互に費用の負擔を相手方に轉嫁せんと易

むるも、賣主にして運賃其の他の費用を回避せば自由競争行はるゝ限り夫れ丈け賣價を引下ぐるを要すべく、買主にして之を回避せば夫れ丈け賣價の引上を要求せらるべく、差引き何等の損得無き結果に終るが如しと雖も、費用負擔の高と賣買價格騰落の程度とは必ずしも一致するものに非ざるを以て、賣買當事者の掛引如何に依り、費用負擔の條件を巧に決定して、終局の利益を博するの餘地なきに非ざるなり。

今商品の仕入より販賣に至るまでに要する費用の項目を列擧すれば左の如し。

- (一)、仕入値段若くは元價 (lump, cost)
- (二)、仕入諸掛 (buying charges) 即ち商品の検査評量荷造保管火災保險其の他原産地に於て要する諸費用。
- (三)、運送諸掛 (freight insurance etc.) 即ち海陸運送貨保險料運送取扱手数料關稅等
- (四)、代金支拂に要する費用 (Remittances etc.) 即ち送金手数料爲替手形打歩印稅郵送料等の如き仕入貨物の代金支拂に關する諸費用
- (五)、販賣諸掛 (selling charges) 即ち之を販賣する迄に要する費用例へば仲立手数料火災保險料保管料荷扱料等。
- (六)、諸割引 (Discounts, rebates etc.) 即ち風袋割引等として顧客に與ふる損失
- (七)、金利損失見込高 (Interest) 即ち仕入より販賣に至るまでの投下資本に對する金利の見積高
- (八)、販賣に伴ふ危険 (Risk of sale) 即ち手持品の値下り貸倒等の欠損
- (九)、營業費の割當高 (Die verhältnismässiger Anteil an den allgemeinen Geschäftskosten)

右は商人たる買主の立場より見て、一商取引に要する諸般の費用を類別したるものなるが、買主は必ずしも直接其の全部を支拂ふを要せず、賣主をして其の或る部分を支拂はしむるが如くに賣買値段を決定することを得べし。尤も(四)乃至(九)の費目は當然買主の負擔に歸屬すべきものなれども、(四)の如きは時に之を賣主に支拂はしむるを得べく、進んでは販賣危険其の他の損失をも賣主に轉嫁するが如くに代金の引下を強要すること不可能に非ず。然らば實際に於て費用支拂上如何なる分界が行はるゝやと云ふに、一般の商慣習は商品の占有を買主に移轉する迄の費用は賣主之を支拂ひ、商品の占有を爲したる以後の費用は買主之を負擔するを通則となすものなれども、實際上の必要は種々なる例外の發生を促すべし。今外國貿易上に行はるゝ主なる代金の定め方を記せば左の如し。

- 一 *Loco Price* (元地値段) 原産地輸出地等に於ける現場の値段にして、荷造費運賃等一切の費用は買主の負擔に屬す。
- 二 荷造費は本來買主の負擔に屬すべきものなれども値段の定め方に依り、或は賣主の負擔となり、(including *wards, sacks, etc.*) 或は買主の負擔となる (*packing extra*)。
- 三 *F. o. b.* (乗り値段) は輸出港の本船甲板に貨物乗らしむる迄に要する一切の費用を賣主に於て負擔する値段を云ふ。鐵道貨物に在りては同様の場合に貨車積値段 (*F. o. r. free on rail*) と稱し、貨物を貨車に積む迄の費用を賣主に於て負擔することあり。

代金の定
方に關す
る用語

四 *c. & f.* (*Cost and freight*) とは *c. i. f.* に加ふるに輸入地に到る運送の費用迄を賣主が負擔する運賃込値段なり。

五 *C. i. f.* (*cost, insurance and freight*) は *c. & f.* に加ふるに其の間の保険料をも値段に込むるものなり。之れ買主に取リ頗る便利なる條件なれば、貿易を擴張するには此の方法に據るべきものなり。*c. i. f.* は輸入港に於ける値段なれば當該金額以外に買主は輸送關係に屬する何等の負擔をも爲すべきものに非ざれども、近時爲替金利等の影響が輸入代金に累を及ぼすこと尠からざるより、特に此等の影響を避け、輸入者の計算を安定ならしむる爲種々なる稱呼を以て *c. i. f.* 契約を補完することあり。例は *c. i. f. and commission* (*c. i. f. & c.*) と云ふは輸出地に於ける買付手数料を込め、*c. i. f. and exchange* (*c. i. f. & e.*) と云ふは爲替費用を込め、*c. i. f. and interest* (*c. i. f. & i.*) と云ふは代金未拂期間の利子を込め、*c. i. f. i. e.* と云ふは利子手数料を込めてシフ値段を定むるが如し。

六 *Francis* は *Render, delivered* とも稱せられ、*c. i. f.* の外に輸入港に於ける關稅、陸揚費及び買主の倉庫迄の運搬費をも込めたる値段にして、買主の計算上頗る好都合のものなり。

七 *Landed terms* (陸揚費込値段) は陸揚費込値段なり。

八 *duty unpaid or in bond* (税金未済値段) は關稅買手持値段なり。

九 *d. p.* (*duty paid*) は關稅賣手持値段なり。其の他 *charges forward* と云ふは諸掛は買主の負擔となり *free of charges* と云ふは諸掛全部賣主の負擔となる。

以上は商品に關する費用の負擔如何に就き行はるゝ賣買條件の説明なるが、其の支拂方法に就きても種々なる條件行はる。されど之は賣買の履行を説明するときに譲るべし。唯茲に一言を要するは賣價の減額に就きてなり。而してそは通例左の方法により行はる。

割引と減價

- 1 Discount (割引) は掛買に對し現金買を優遇するが爲に行はる。例へば 30 days, 5% discount for Cash と云ふが如く九十日の掛拂なれども、現金にて支拂ふときは五分の割引を爲すが如し。
- 2 Rebate (減價) は實際に賣價の減額を爲すことなり。

第四款 賣買の履行

賣買の履行

賣買の履行とは賣主が商品を引渡し、買主が其の代金を支拂ふことを謂ふ。而して引渡及び支拂の時期、場所、方法等は夫れ／＼賣買者間に契約せられたる條件により決定せられ遵奉せらるゝものなるが、若し賣買者間に特約なきときは法律若くは慣習に従はざるべからず。我が法制によれば賣買は雙務契約なる結果、賣主が商品を引渡すまでは買主に於て代金の支拂を拒み得べく、買主が代金を支拂はざる限り賣主に於て商品の引渡を拒み得べく、互に同時に其の義務を全うすべきものにして(民法五三三)、商品の引渡に付きてのみ期限を定めたるときは同一の期限に於て代金を支拂ひ(民法五七三)、且つ同一の場所に於て之を爲し(民法七四)、若し引渡及び支拂の場所を定めざる時は特定物の引渡は契約成立の當時其の物の存在せし場所に於てし、其の他の物に在りては買主(債權者)の現時の住所に於て之を爲すを要す(民法八四)。而して其の方法たるや引渡及び支拂共賣主若くは買主より買主若くは賣主へ商品若くは代金を現實に引渡すことを要し、若し不動産たる商品を

危険負擔問題

讓渡すときは登記法の定むる所により登記を爲すを要す(民法一七七)及び(一七八)。

買主負擔と賣主負擔

茲に重要なるは引渡すべき商品の危険負擔に關する問題なり。換言すれば賣買契約成立後商品が未だ買主に到達せざる以前に賣主の責に歸すべからざる事由により滅失又は毀損したるときは其の損失は賣買兩者何れの負擔に歸すべきやの問題なりとす。我が法制によれば右の場合に於て特定物に關する物權の移轉を契約の目的となしたるときは其の滅失又は毀損は債權者(買主)の負擔に歸するの規定あるを以て(民法五三三)、賣主は引渡の責を免れ、而も代金を請求し得るものとす。又商品が不特定物なるときは賣主が買主の同意を得て給付すべき物を指定したるときより危険の責任買主に歸すべく、若くは賣主が物の給付を爲すに必要な行爲を完了したるときより右の原則が適用せらるゝものなるが(民法五三四第二項)、如何なる時を以て物の給付を爲すに必要な行爲を完了せりと看做すべきやは實際上困難なる問題を生ずべし。而して普通の原則(民法八四)に従ひ、買主の住所又は營業所を以て引渡の場所となしたる場合にありては、賣主が現實に之を買主の住所又は營業所に提供したる時を以て商品特定せられ、賣主の住所又は營業所を引渡場所とする場合に在りては賣主が商品を分別し、引渡の準備を爲し、之を買主に通知し引取方を催告するによりて商品特定すと解せらる。而して右の危険負擔に關する外國の法制は或は賣主負擔の主義を採

り(獨)或は契約の成立を以て所有權の移轉を劃し、買主負擔の主義を採る(英)等一定せず。依りて之は其の都度特約を以て定むべきものなり。

今少しく賣買履行に關する技術的方面を述べんとす。

第一 商品の引渡及び引取

商品の検査及び荷造

商品の引渡には種々なる手續を要す。先づ賣主は引渡すべき商品を分別し、之を評量検査せざるべからず。検査は商人の自發的用意に基くとあるも、特種の輸出品にありては公設検査所若くは同業組合の検査を必要とし、商品に其の標記を受くると同時に検査證明書の交付を受け、買主に送付するを要するあり、又商品によりては特に買主の指定により特設検査所若くは或る第三者をして検査を爲さしむることあり。次に評量検査済の商品を荷造するには時に買主の指定により、之を爲すことあるも、通例は賣主の適當とする方法に依り、賣主自ら之を爲し若くは特種の荷造業者をして爲さしむるものとす。

託送

荷造済の商品は之を運送業者に托し、船荷證券若くは貨物引換證の交付を受け、之を買主に交付すべきものなるが、斯くすることにより商品引渡の義務完了せりと謂ふべきか、それとも輸入地に於て運送業者より現實に商品を買主に手渡したるときを以て完全なる引渡と看做すべきか、

荷爲替

英國の商業慣習によれば、T.T. 契約に在りては輸出者即ち賣主が貨物を運送業者に引渡し、船積書類を買主若くは買主の代理者に交付することにより完全最終の引渡を爲したるものと看做され、即時に代金の請求を爲し得るも、後日に至り買主より貨物に關する正當なる要求を發するを妨げざるを以て、表面上に於ては船荷證券の移轉を以て商品の引渡を全うせるものと云ふべく、唯實質上に於て後日の實質的引渡の結果に拘束せらるゝが如し(危険負擔は別問題なり)。而して船荷證券を海外の買主及び其の代理人に直接送付することは稀れに起る處にして、通例荷爲替約定ある場合に於ては、賣主たる輸出商より之を爲替銀行に致して、爲替手形の擔保に供せらる。此の場合この提供を以て商品の引渡と見るべきやは事實上の難問にして、船荷證券が賣主の名義に作成せられたるときは未だ引渡なきものとし、買主の名義に作成せられたるときは引渡ありたるものと解する人多きが如し。

保險

買主は商品を海上保險に付し、保險證券を受け、更に税關に就き商品の検査を受け輸出免狀を受くべく、又商工會議所領事等に就き製産原地證明書(第二節)を受くべし。

一方賣主は商品の明細及び賣買條件を記せる書面を作り、買主に送付す。「インツォイス」之なり。「インツォイス」は賣買證明の用具たるのみならず、商品の運送、保險、荷爲替、通關等の手

インツォイス

續に於て商品の評價、課税、料金計算等の基準となるものなり。

「インヴェオイス」の種類は甚だ多く、小賣商が現金販賣を爲す際に發する所の簡單なるもの(Bill)より、海外輸出の際に使用せらるゝ複雑なるものに至るまで、其の間種々異様の形式あり。我が國內地商業に於ては未だ充分此の制を用ふるに至らざるも、「インヴェオイス」に代るべき幾多の書面は日常廣く用ひらる。例へば代金領收書(小賣商の交付するものにして代金領收を證すると同時に、商品の明細書たるもの)請求書(商品引渡と同時にあらざるも適當の時に之を明細に記して其の代金を請求する所謂「付け」仕切賣買書(一ヶ月の終等に決算の意味を以て發する所の計算書)等の如きは、何れも「インヴェオイス」の役目を盡すものとす。今英國の商慣習に基き「インヴェオイス」の種類を擧ぐれば左の如し。

「インヴェオイス」の種類

- 一 内地送り状 (Local invoice)
一國內に於ける取引に用ひらるゝものにして、様式簡單也。
- 二 船積送り状 (Shipping invoice)
海外輸送品に對して用ひらるゝ送狀にして其の主なるもの左の如し。
- イ 原價送り状 (Loco invoice)とは貨物の生産地若くは輸出地に於ける最先の原價を出發點として仕入、輸送、保險、保管等に要せし一切の費用を明記する所の送り狀なり。
- ロ 積込送り状 (F. o. b. invoice) 商品を輸出港の船舶に積込むまでの一切の費用を包括して、該輸出品の代價を定め、之を

送り狀面記載の出發點となす。

- ハ 運賃送り状 (C. & F. invoice)
- ニ 運賃保險料込送り状 (C. I. F. invoice)
- ホ 持込送り状 (Franco invoice)とは輸入地に於ける買主の店頭に持込む迄に要する一切の費用を込めたる代價を記載する送り狀なり。
- 三 委託品に關する送り狀。
- イ 委託販賣送り狀 (Consignment invoice)
- ロ 買付委託送り狀 (Indent invoice)
- 四 組品送り狀 (Invoice of joint account)
- 五 領事證明送り狀 (Consular invoice)
北米合衆國及びブラジル等諸國への輸出品は其の輸出國に駐在する此等諸國の領事より送り狀の證明を受けざるべからず。領事送り狀は其の内容普通の船積送り狀と相違無く、唯其の裏面に領事の證明と荷主の申告書とを記載するの差あるのみ。
- 六 試算送り狀 (Proforma invoice)
貨物の輸出入を試みるに當り、參考の爲其の時の相場と費用とを推算して假りに送り狀を調製し損益の豫算を立つるものなり。

次に「インヴェオイス」と並んで知らるべからざるは仕切書又は賣上計算書 (Account sales)なりとす。本書は問屋が委託者の爲或る貨物の販賣を爲したるときは賣上代金中より手数料、其の

賣上計算書

Account sales of 200 dozen Champagne, ex S. S. "Lady Elizabeth," at Cape Town, sold by James Roberts & Co., for Messrs. Williams and Brown, of London.

200 dozen Champagne, at 90/-per dozen	£ 900-0-0
Less Charges.	
Freight	£ 14 12 6
Sale Expenses	8 5 9
Warehousing, etc. ...	1 15 3
Cablegrams & stamp ...	4 17 6
Brokerage, 1½%	11 5 0
Commision 2½%	22 10 0

63-6-0

Net proceeds £ 836 14-0

K X
W
1/200

E. & O. E. Dec. 31st, 1928.

JAMES ROBERTS & CO.

INVOICE FOR GROCERIES.

JOSEPH WILLIAM, Esq. Leeds, 26 th Dec, 1928.
Bought of WOOLEY, THOMPSON & Co.
Wholesale grocers.

		£	s	d
½	Chest of Tea 46 lbs. net.....	1/6	3	9
2	Cwt Sugar, in 2 bags.....	14/	1	8
42	Lbs. Coffee, in bag.....	1/5	2	19
3	Doz. Assorted Jams, 2 lbs. Jars....	7/6	1	2
½	Cwt. Tapioca.....	11/-	—	6
	Per Midland Railway. Terms as usual.		£9	5

(Hooper's Modern Business Method, Home Trade, p. 36.)

AN EXPORT INVOICE.

WILLIAM BARRY & SONS.
9 Castle Street,
London, E. C.

Invoice of 100 Bottles of Quicksilver, shipped per S. S. "Rohme," from London to Bombay, by order and for account of Messrs. BENNETT & Co there.

A		£	s	d
Bombay	100 Bottles Quicksilver @ 6/- /- p.	£ 600	0	0
	bottle	18	0	0
	Disct. 3%			
		582	0	
	Charges.			
	Freight @ 2/6 p. bot. & primage 10%	£ 13	15	0
	Shipping & Dock charges ...	3	15	0
	Entry 2/6 & B/L 2/6	0	5	0
	Insurance £ 700 @ 7/6 % & policy	2	14	3
	Postage & petties	0	3	6
	Commission 1%	6	0	0
		26	12	9
		609	12	9

E. & O. E. Cif. Bombay.
London, 2nd June 1928.
EVANS & JONES
(Pitman's Business Training p. 58)

他の諸経費を引去り、手取金を送金するに當り、此等の計算を詳記して送付するものにして、組合品の賣買に在りても、同様の書面用ゐらる。而して注意深き委託者が販賣を委託するや豫め問屋に依頼して或る商品の賣捌に關する計算上の見込を引合ふことあり。此場合に於て問屋は其の接し得べき市場の實況を基として賣價を豫定し、諸掛りを推算して假りに計算書を作り、委託者に交付すべし。之を試算賣上計算書 (Pro-forma account sales) と謂ふ。

(註) 「インゴイス」及び賣上計算書の英文雛形は二四〇、二四一頁に示せり。

買主が貨物を引取るには、賣買條件に従ひ或は現金を支拂ひ、或は荷爲替手形を引受け、船荷證券を銀行より引取る等種々なる行爲あるを要すべく、殊に輸入貨物に在りては税關手續運賃支拂、陸揚、引取、倉入の委嘱等、種々複雑なる手数を要すべし。而して愈賣主若くは運送業者より引取を了したるときは、直に商品を検査し、「インゴイス」に照合して何等相違なきときは茲に引渡の完了を告ぐるものなるが、若し其の物品に瑕疵あること又は其の數量に不足あることを發見したるときは、直に賣主に對して其の通知を發するを要す。之を等閑に附するときは其の瑕疵又は不足の故を以て契約の解除又は代金減額若くは損害賠償の請求を爲すとを得ず。尤も賣買の目的物に直に發見すること能はざる瑕疵ありたる場合には六ヶ月以内に之を發見し、其の通知を

貨物の引

爲したる時は有效なり(商法二)。

代金の支

第二 代金の支拂

我が法制によれば物品の代金は買主より賣主の住所又は營業所に持参すべき筈のものにして、之が送金に要する費用の如きも當然買主の負擔に歸すべき筈なれども、内外國の商慣習は代金支拂の場所に就き特約なきときは、買主の住所又は營業所に於て賣主より催告請求することを認むるが如し。而して支拂の方法に現金拂 (cash terms) と掛拂 (credit) とあり。今少しく之を説明すべし。

(一)、現金拂に種々あり。

イ、前拂 (payment in advance) とは買主が未だ商品を引取らざる以前に代金を支拂ふことにして、或は買主に於て當該商品の製造調達に必要な資金の全部又は一部を賣主に前貸して契約の履行を確實ならしむるが爲、或は買主遠隔の地に在り賣主に於て其の信用程度を知り難きか、若くは信用不確實なる場合に之を行ふ。

ロ、物品引換拂は最も廣く行はるゝ支拂の方法なるが、英語にて O. O. D. (Cash on delivery) by cash, prompt cash, ready cash 等と稱するものは通例、或は契約後或は物品引取後支拂迄

物品引換

前拂

一兩日の猶豫を與ふるものなり。而も外國貿易に於ける物品引換拂 (Goods turned over again st. payment) は可なり複雑なる關係を惹起するものなり。即ち物品引換拂は一見確實の觀あるも、輸出品にして多額の運送費を要するが如きものにありては輸入地に於て物品に苦情起り、受渡不調に終るときは多大の犠牲を拂つて積戻すか若くは捨賣する外なき危険あるを以て、輸出者は貨物の到達前に代金を徴するを安全とするの事情あるなり。

ハ、船積支拂 (payment after shipment) は輸出者が船積を爲すと同時に、若くは其の後に (商品引渡の有無を問はず) 代金の支拂を受くるの方法なり。英國慣習は船荷證券の引渡を以て商品の引渡となし、直に代金支拂の權義を生ずるものとなすにより、他に約束なきときは船積と同時に海外の買主は代金を支拂はざるべからず。而して其の方法は輸出地に於ける銀行をして自己に代はつて支拂はしむることなるが、此の場合買主は豫め輸出國の銀行と取引關係ある自國の取引銀行より自己即ち買主の信用を保證する確認信用狀 (confirmed or obligatory credit) を受け、輸出國の賣主に送付し置くを以て賣主は船荷證券其他船積書類を指定の銀行に呈示して所定の代金を受取るべし (手形を用ひず)。銀行は買主の代理者として書類引換に支拂に應ずるものとす。然れども多くの場合には賣主に於て買主宛一覽拂の爲替手形を振出し (書類に

船積支拂

添へ) 銀行に買取らしむるものなるが、此の場合賣主は手形上の責任を後日に残すも、其の實質は荷爲替を取組みたるものに非ず。代金の支拂を受けたるものなり。又特に輸入地を以て契約履行の場所と定めたるときは、貨物或は船積書類輸入地に到達したる上、買主の貨物検査或は船積書類の引渡により支拂を了するものとす。勿論之れ買主に有利にして賣主に不利なる條件なり。

(二) 掛拂にも種々の方法あり。

イ、小賣界に行はるゝものは月末、週末等に支拂ふ最も普通の掛貸 (on credit) なり。

ロ、割賦拂 (by installment plan) 又主として小賣界に行はる。

ハ、帳簿上の貸借 (Open account) は往々卸賣界、貿易界に行はる。之に孤立的貸借と交互計算 (account current) とあり。前者は單獨に或る商品を掛にて賣主より買主に送付する場合に起るものにして、試賣宣傳等の爲稀れに行はるゝのみ。後者は我が商法 (二九六條) の規定する如く、「商人間又は商人と商人に非ざるものとの間に平常取引を爲す場合に於て一定の期間内の取引より生ずる債權債務の總額に付き相殺を爲し、其の殘額の支拂を爲すべきことを約するに因りて其の效力を生ずるものにして、商人間に商品の送還、資金の授受等ある毎に、相互の帳簿に

掛拂
賦割拂
帳簿上の
貸借

其の出入を記入し、一定期間(六ヶ月の法定あり)毎に帳簿をべ切り利子を計算し貸借を相殺し残額を受授すべく、計算書の交換を爲すものなり。されど斯くの如きは輸出者が新販路を擴張する爲輸入者を援助するの必要あるが如き特種の場合に限られ、今や銀行其の他の金融機關發達するあり、資金援助の如きは専ら斯かる専門業者を通して行はるゝの傾向あり。

手形支拂

二、手形支拂(Payment by bill)とは買主が代金を掛にて支拂ふ代はりに、其の債務を手形なる嚴格なる規定に服する證券上の債務の支拂を約することにより、決済する方法を云ふ。斯くて賣主の有する代金請求権が手形債權となれば、確實となり、若し其の手形にして確實なる銀行の引受署名を受くるときは一層確實となり、現金同様に金融界に歓迎せらるべし(Acceptance of bill)。故に外國貿易に在りては、賣主も買主も共に極力其の間の代金請求権を手形化するに勵むるものなり。而して之には又相互に取引ある銀行が夫れ々々知れる買主又は賣主の信用を保證し媒介するを必要とするものにして、後に述ぶる如く、買主側銀行の發行せる信用狀(Confirmed)に非ず)に基き、賣主が船積書類を擔保として買主を支拂人とする手形を振出し、其の地の銀行に買取らしむるを通例の方法とす。銀行一度之を引取ればその手形は其の地に於ても又輸入地に於ても頗る信用厚きものとなる。該手形は其の銀行を通じて輸入國の銀行に廻送

せられ、最終に買主より支拂を受く。其の支拂方法に種々あり。

D/P (Documents against payment) は銀行が手形を買主に呈示し、支拂を受け次第船積書類を引渡する方法を云ふ。

D/A (Documents against acceptance) は銀行が手形を買主に呈示し、引受ありたる時船積書類を引渡す方法なり。

Acceptance against delivery of goods は買主が實地貨物を引取りたる上に銀行の呈示する手形を引受くるを云ふ。

此等の手形は必要により二ヶ月三ヶ月等の期限を有するものなり。

ホ、清算(Clearing)とは三人以上の人互に債權債務を有する場合、例へばAがBより金千圓を、BはCよりCは更にAより循環的に同一金額を請求し得るが如き場合に、一々金錢を受授する代はりに三人一箇所に會して一切の遣り取りを廢止して債務を決済する方法を云ふ。取引所の取引に行はるゝもの之なり。

清算

第二節 通關手續

國際間の商業市場に上るべき商品は、必ずや一度税關の門戸を経由せざるべからざるを以て、通關の手續は商業經營上の一重要事務に屬す。

税關 (Custom house, Zollgebäude) とは國境線上の某々地點に設けられたる關稅行政上の機關にして、關稅徵收並に之に關聯せる事務を司る。而して本邦内地税關の管掌事務左の如し。

- 一 關稅噸稅及稅關諸收入に關する事項
 - 二 保税倉庫保税工場其他の保税地域に關する事項
 - 三 船舶及貨物の取締並に貨物の收容に關する事項
 - 四 關稅法及噸稅法犯則者の處分に關する事項
 - 五 輸出入又は移出入貨物の戻稅及交付金に關する事項
 - 六 運送通路の取締に關する事項
 - 七 輸入の砂糖織物の消費稅及骨牌の課稅に關する事項
 - 八 輸出入又は移出入の植物に關する検査取締及病菌害虫の研究調査に關する事項
 - 九 開港港則に關する事項
 - 十 開港港則の施行に直接必要な港内の行政警察に關する事項
 - 十一 海港檢疫に關する事項
 - 十二 輸入又は移入の獸畜其他の貨物に對する家畜傳染病豫防法又は畜牛結核豫防法に依る検査に關する事項
- 内地税關は大藏大臣の監督に屬す。朝鮮税關は朝鮮總督に臺灣税關は臺灣總督に隸屬す。現時の税關所在地は横濱、神戸

大阪、門司、長崎、函館、基隆、仁川、釜山、新義州、大連の十一港にして、東京、新潟、清水、武豊、名古屋、四日市、絲崎、濱田、境、今治、宮津、若松、博多、徳山、萩、唐津、住の江、口の津、三角、三池、鹿兒島、嚴原、那覇、小樽、根室、釧路、室蘭、大泊、真岡、青森、敦賀、七尾、伏木、夷、臺北、淡水、安平、舊港、後龍、梧棲、鹿港、東石、高雄、馬公、京城、群山、元山、木浦、城津、清津、雄基、龍巖浦、會亭、大邱、鎮南浦、平壤、三峯の諸地に支署を置き、各管轄區域を定めて監視取締を爲す

税關内に於ける組織は各港事務の繁閑により一定せずと雖も、略ぼ税關長官房總務課検査課植物検査課會計課監視部港務部等に分課せらる。

此の處に徵收すべきものは主として輸入税にして、輸出品に對しては關稅を賦課することなし。此の外出入港の船舶に對し噸稅を課し、酒類等の輸出に對し戻稅を交付し、製造煙草の輸出に對し交付金を下付するが如きも、亦税關の事務範圍に屬するは已に述ぶる所によりて明かなり。而して此等の税金及び交付金は何れも法律若くは條約の結果に基くものにして、輸入税に關しては、明治四十三年四月公布の關稅定率法を以て(大正十五年改正)先づ一般輸入品に對する國定税率を定め、其の税目六百四十七に及び、特に佛國、伊國の諸國とは通商條約により此等の國よりする數種の輸入品に付き協定税率を定め、其の分に對しては我が關稅定率法を適用せず。而して其の税率たる或は貨物の原價を標準として其の幾割若くは幾分を徵收するあり(從價稅)、或は貨物の重量を標準として定むるあり(從量稅)、固より一定せず。

(註) 此の他明治三十二年三月法律八十八號噸稅法、三十七年四月法律五號酒精酒類其他酒精を含有する飲料輸出の下戻金に關する件、三十二年三月法律七十四號製造煙草輸出交付金に關する件、四十四年三月法律六號改正輸出菓子糖果原料砂糖戻稅法の如き此の點に關し準則すべきものとす。

國定稅率 (National or General tariff) とは一國が其の完全なる自主權により、外國輸入品に對し、課する所の稅率にして、我が國定稅率には二種あり。即ち其の一は内地臺灣及び樺太に於て施行するものにして同一稅率を用ひ且つ輸入稅率のみにして輸出稅率を存せず。關稅定率法是なり。其の二は朝鮮に於て施行するものにして、輸出入稅率共に之を有し其の稅率は四十四年三月制令第二十號朝鮮關稅定率令により定めらる。故に内地使用の稅率とは全く異なる。而して朝鮮と内地臺灣及び樺太とは、關稅政策上全く獨立の立場にあり、内地臺灣及樺太より朝鮮に移入する物品には輸入稅と同一率の移入稅を課し朝鮮より内地臺灣及び樺太に移出する物品には輸出稅と同一率の移出稅を課す。又内地臺灣及び樺太に於ても朝鮮より移入する物品に對しては關稅定率法により輸入稅を課す。

協定稅率 (Conventional tariff) とは通商國との條約により、或は利益交換の目的を以て、互に相手國よりの輸入品に對し課すべき稅額を一定率の範圍に協定し、或は自主權の不完全なるに乘じて弱國に對して不對等若くは片務的稅率を協定せしむるを謂ふ。

最惠國條款 (Most favoured nation clause) とは之を通商國に許すときは既に或は將來に於て第三國に或る特點を許す時は當然彼の通商國に於て其の特點に均霑し得るものを謂ふ。現今我が國の通商條約上最惠國條款により協定稅率の恩澤に浴するもの、亞爾然丁共和國、埃太利匈牙利、白耳義、伯刺西爾、丁抹、佛蘭西、獨逸、希臘、大不列顛、伊太利、墨西哥、和蘭、秘露、露西亞、暹羅、西班牙、バレーアリック、カネリー島、瑞典、諾威、瑞西、北米合衆國、智利、葡萄牙等也。

噸稅——外國貿易の爲外國に往來する船舶、開港に入港したるときは内地に於ては其の入港毎に登簿一噸又は積量十石に付

五錢を收むべし。但し一時に十五錢を收むる者は一ヶ年間噸稅を收むるを要せず。臺灣及び朝鮮に於ける噸稅率は内地と異なれり。

戻稅——造石稅を課せられたる酒麥酒にして輸出せらるるもの、輸出後一ヶ年以内に於て命令の定むる所に依り其の戻稅を受くべし。

輸出交付金——製造煙草輸出交付金の制度は實地に行はれず、死文となれり(三十二年)。尤も輸出煙草の爲專賣局に於て特價販賣の道を開く(三十七年專賣法二十五條)。又鹽の輸出に就き專賣局に於て交付金を與ふ(大正五年勅令百九十七號)。

輸出賣藥免稅——外國に輸出する賣藥に付きては命令の定むる處により賣藥稅金を免除せられたり(現今廢止)。

輸入稅拂戻——輸入原料を用ひ命令を以て指定したる物品を製造し之を外國へ輸出したるときは命令の定むる所に依り輸入稅の全部又は一部を拂戻すべし又輸入原料を用ひ命令を以て指定したる肥料を製造したるとき又同じ(關稅定率法第九條)又輸入製品にして、内國に於て製造する船舶に備付け又は取付け輸入の日より二年以内に該船舶と共に輸出するものは輸入稅を免ぜらる(同上第十條)

次に貨物の輸入は便宜上之を左の四種に分ちて取扱ふ。

- 一 消費輸入 之れ最も普通なる輸入方法にして、輸入後再輸出の目的を有せず凡て國內に消費せらるる意思を以て輸入するものなり。
- 二 一時輸入 輸入後滿一ヶ年以内に、再び輸出すべき目的を以てする輸入にして輸入の際擔保として輸入稅金に相當する金額を供託するものとす。
- 三 通過輸入 甲港より輸入し、陸路を経て乙港より更に輸出する目的を以てする輸入を謂ふ。
- 四 加工の爲の輸入 某種の外國貨物を内地に於て加工し、仕上りの上、遅くとも輸入後一ヶ年以内に再び輸出する爲の輸入

なり。

此等は通關手續上多少の相違あれども、何れも輸入免状を受くるを要す。今消費輸入の手續を概説せんに、貨物の輸入者は輸入申告書一通に式の如く積載船舶の名稱、國籍、貨物の仕入地、産出地、又は製造地、記號、番號、品名、箇數、數量、原價及び費用等を記載し、必ず信憑すべき仕入書(仕入書なきときは口頭にて其の旨申出づべし)有效なる製産原地證明書(有税品にして協定税率の便益を受けんとするもの)其他明細書等必要な書類を添付して總務課に差出すべし。同課申告係之を受理したるときは、積荷目録(已に入港船よりの書類を添付して總務課に差出すべし)と對照の上申告書に入船番號を記入して、之を検査課に送付し、一方に於て輸入者をして其の貨物を検査場に搬入して鑑定検査の準備を爲さしむ。鑑定検査無滞濟みたるときは同課役員は有税品無税品に類別し、税率を申告書に記入して更に總務課に送付す。斯くて無税品に在りては直に免状を作成して貸主に交付し、有税品に在りては申告書を徵收課に送付し、税額を算出の上徵税せしめたる上免状を交付し、輸入者は免状を監視部に呈示して貨物の引取を爲す。

(註) 協定税率の適用を受けんとする者は製産原地證明書 (Certificate of origin) を差出すべし、本書は貨物の産出地製造地若くは積出地の帝國領事館、若くは貿易事務館若し此等存在せざるときは其の地の税關官廳、公署又は商業會議所の證明したるものにして、貨物の記號、番號、品名、個數、數量及産出又は製造の地域を記載するものとす。

次に貨物の輸出も亦左の四種に分つべし。

- 一 通常貨物の輸出。
- 二 修繕の爲の輸出。
- 三 一時輸入品及び通過貨物の輸出。
- 四 加工品の輸出。

通常貨物の輸出をなさんとせば、輸出申告書に船舶の名稱、國籍、貨物の記號、番號、品名、箇數、數量、價格及び仕向港を記載して、之を總務課に提出し、検査場に於て検査を受け、輸出免状を得たる後監視部に至り、檢印を得たる上、船積の手續を爲すべし。船積の爲税關に送致し若くは陸揚したる貨物は爾後七日以内に引取船積發送又は保税倉庫に倉入せざる時は利害關係人の費用と危険を以て收容倉庫に收容せらる。

第三節 商業の計算

經濟の理法は人類社會のあらゆる方面に行はる。農工商の如き生産事業は謂ふ迄も無し、行政司法、軍務、衛生、教育、藝術等に於ても出來得る限り經濟的犠牲を輕減して、出來得る限り事業の効果を大ならしむるの方針に據らざるものなかるべし。されど經濟的原則を尊重するの程度は事業の種類により一ならず、行政、司法、軍務、衛生、教育、藝術等にありては經濟的原則に優先し

收容倉庫

經濟的原則と商業

て守るべく行ふべき種々なる經濟以外の規範や法則の存在するを否認するを得ずと雖も、農工商の如き生産事業に在りては、常に先づ經濟的原則の遂行に意を用ひざるべからず。而も生産事業の中に在りても經濟的原則を尊重するを要する程度に於て恐らく商業の右に出づるもの無かるべし。勿論商業の機能たる貨物の轉換は必ずしも經濟のみを目的とせず、迅速、安全、便宜、快感等の諸點に付き需要者供給者に満足を與ふると寸時も忽にすべからざるところなりと雖も、而も尙最も廉價に貨物を配給すると商業の第一義たるを失はず。シエヤーの所謂商業經營の根本原則に於て「商業は最も少き費用を以て貨物の轉換を計るを要す。」*Dass der Handel den Güter-austausch mit dem geringsten Aufwand von Kosten zu besorgen habe, &謂ふもの之に外ならず。社會の需要者は皆何れも最も廉く購はんとしつゝありて、斯かる要求を最も適切に充足すること商業の根本機能に外ならず。然るに一般社會の要求に應じて廉價販賣に努力せんか商人は忽ちにして倒産するの外無からんと懸念を生ずるならんも、如何に廉賣を策すればとて、之が爲經營者の生存を危殆に瀕せしむるが如きは到底永續し得べき状態に非ず、結局營業費の節約、販賣能率の増進、市場の撰擇等に依り合理的に配給の經濟を圖るより他に途無かるべし。斯かる配給經濟の競争に於て、能力ある者常に能力無き者を驅逐するに至ると又當然の歸結にして、其の結果一*

般社會は常に最も廉價なる供給の利益を受け、商業社會に在りては勤勉にして能力ある者益、其の業務を擴張し、従つて益、其の利益を増加し懶惰にして能力無き者次第に壓せられて自滅する外無く、若し自滅を免れんとせば、大なる奮發を爲さざるべからず。かくて私經濟上の利益はいつしか國民經濟上の夫れと一致せずんば止まざるべく、之を私經濟上より見るも、又廣く國民經濟上より見るも、商業經營の第一方針が最も少き失費を以て貨物の轉換を計るに在ること蓋し疑を容れざるところなりとす。

商業計算

かくて商業が經濟に立脚する結果計算を離れて一日も其の存在を全うする能はざる所以を知るべし。蓋し商業の生存するや商業經營上に於ける収入と失費との差額たる純益に依るものにして、其の純益の割合たる内外に於ける競争關係に依り日々に減退を強ひらるゝが如き状態に在り、其の保持増加に付き、深刻なる計數的考慮を要するものあればなり。思ふに商業の私經濟的成功は純益を擧ぐるに在り、純益を擧ぐるには一方に於て經費を節約すると同時に他方に於て收益の増加を計るを要す。然るに商業上の收益(或は總益 Rohertrag, Gr)なるものは一般市場に於ける市價に依り定まるものにて、一定の時一定の場所に於ては一ありて二無く、商人に於て如何ともし難きところなりとは、シエヤーの主張するところなれども、一般市場に於ける市價なるものは大

體平均の目標を示すに過ぎず、實際に於ては上下動搖千變萬化の状態を呈するを以て、之を最低價に購うて之を最高價に賣るの餘地あり、而も斯くすることにより全體の市價を均一に導くものなれば、商人が此の方面の活動に銳意すべきは論を待たざるところなりとす。

通例商業の純益と稱せらるゝものを經濟的に解剖すれば(一)投下資本に對する利子(Kapitalzins)(二)商業的企業家としての賃銀又は報酬(Unternehmerlohn)及び(三)商業的企業利潤(Unternehmergewinn)の三項に歸着すべし。然るに(一)及び(二)は營業經費の性質を有するものと云ふべく、商業の収益が之すらも回収し得ざるに於ては資本及び人材は忽ち斯業を去るに至らん。従つて商業が成立するには其の収益が單に投下資本に對する利子及び企業家としての常例の報酬を供するのみならず、相當の企業利潤を供せざるべからず。而して商業上に於ける企業的危険は之を他業に比すれば甚だ多く、市場の變動、爲替相場の動搖、貸倒、使用人の不正行爲、商品の變質、毀損、盜難等種々なる災禍の商人を襲ふあり、之を保險に付せんとするも適當の機關なき有様なるを以て、此等の危険に對しては商人自ら擔保に任ずるの必要あり、其の保險料を利潤中に加算するを要すべし。更に他の一方に於ては商人の活動は頗る自由にして、資本や設備の拘束を蒙ること農工業に於けるが如くならざるを以て、手腕次第にて思ふ存分の働を爲し、莫大な

商業の純益

る利益を擧ぐるを得べし。されば商業上の利潤なるものは相當に高率なるべき筈なれども、競争の激烈と危険の襲來とは忽ち利潤を蠶食して終始之を減減に歸せしめんとするの傾向なきに非ず。

之を損益計算の技術より見るも、収益の基礎たるべき販賣價格は一般市場の定むるところにして之を豫測すること頗る困難なるものなり。寧ろ經費を計算して損益の基礎を決定するに如かず。而して商業上の經費は之を(一)一般經費(Gesamtaufwendungen)と(二)原價(Selbstkosten)となすべし。一般經費とは所謂營業費に外ならず。即ち一商業者の營業上一般的に支出せらるゝ所のものにして、地代、家賃、俸給、租税、店費等之に屬す。然るに原價とは賣買行爲の一單位に要する個々特別の經費にして、賣買の都度計算せられ、賣上金額を以て直に回収せらるべきものなり。従つて會計上に於ては之を損失と見做さず、通例商品勘定の借方に記帳せらるべく、營業年度末に於て其の貸方(賣上)と比較して決算の上其の利益(或は損失)を改めて營業勘定残高と合算整理せらるべし。營業年度中は多數取引が未決算のまま、總合記帳せらるゝに過ぎず。斯く營業費と原價とは全然其の性質を異にするものなれども、營業費を回収するには、結局商品賣買利益を以てするの外無く、商品賣買利益は賣上金額より原價を控除して剩し得たる金額に過ぎ

營業費と原價

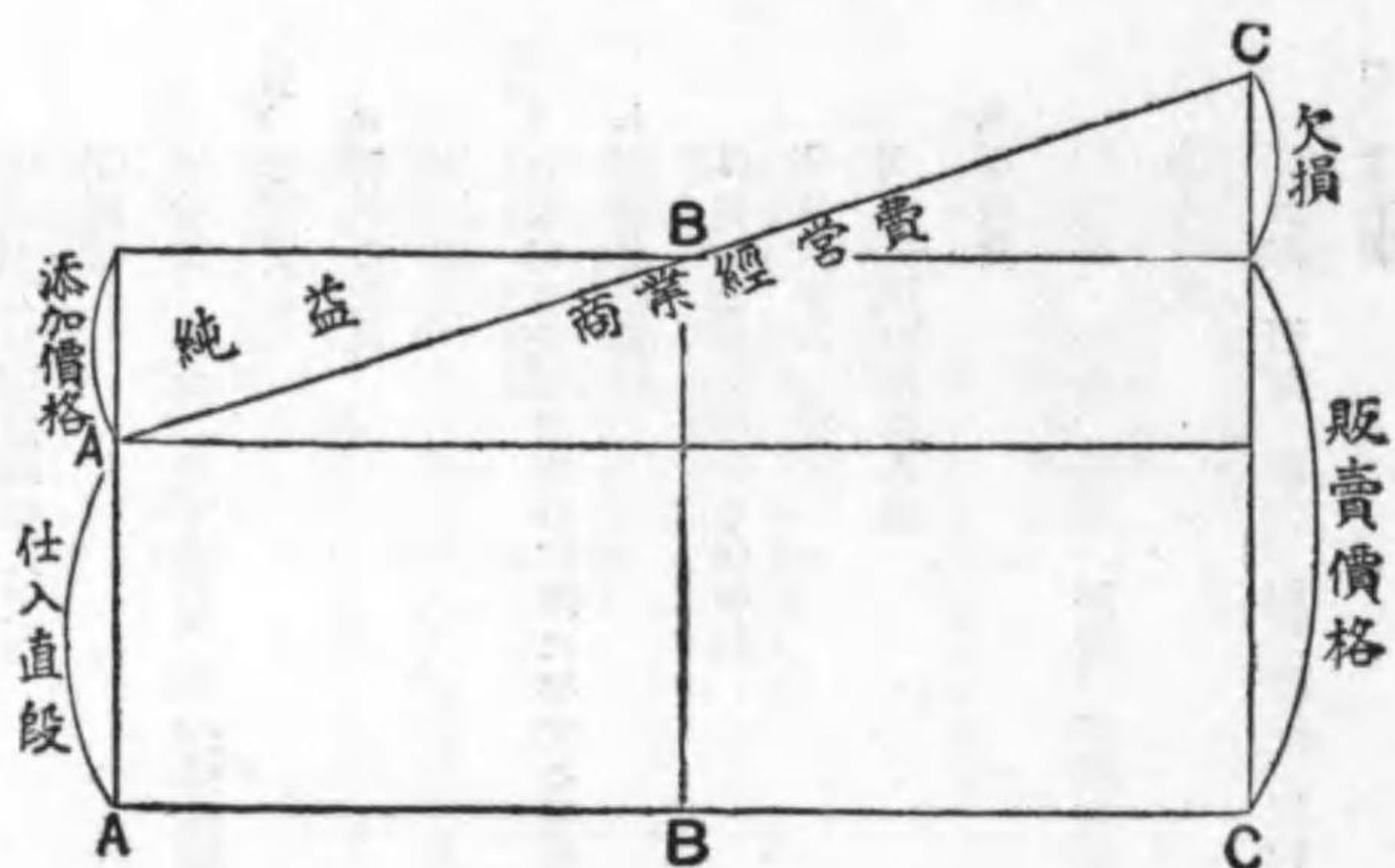
原價計算
財産費

ざれば、其の剩すべき利益の計算は豫め營業費の加算配賦を怠るべからず。換言すれば商業經營上の原價計算には個々の販賣費のみならず、凡ての營業費を包含せしむべきものにして、結局原價計算は商業經營の基礎を爲すものと謂ふべし。

商業經營上の原價は之を**財産費** (Vermögenskosten) と區別せざるべからず。財産費は損失に非ず、單に或る財産即ち店舗敷地設備什器等の購入又は建設に充てらるゝ支出に過ぎずして、經濟上の資本、會計學上の資産として永久的に存続すべき性質のものなり。然るに原價に屬すべき諸般の支出は支出の都度之を損失と看做し、一方後日回収せらるべき賣上金又は總益金をば利益として兩者差引計算せらるべきものなり。故に財産費には常に資本又は資産なる觀念を伴ひ、原價には常に損失利益等の觀念を伴ふ。尤も原價中に貨物の仕入直段を算入すべきやと謂ふに、ポルヒトの如きは之を算入するも、ライトナー、シエヤーの如きは之を算入せず。蓋し之を算入すること實際に適すべし。

シエヤーは**商業經營費** (Handelsbetriebskosten, Handlungskosten) なる文字を用ひて、仕入直段を省きたる原價を説明せり。即ち仕入直段及び販賣價格は一般市場に於て決定せられ、商人に於て之を左右すること不可能なりとすれば、商人の利潤は此の商業經營費を節約するの程度

商業經營費



- (2) 金利爲替相場損失
- (3) 必要な貨幣手段の供給に要する費用

如何に依りて決せらるべく、商業の損益は一に商業經營費の多少に依りて定まるとして、上の如き圖解を試みたり。

A、B、C三人の商人あり、共に同一仕入直段と同一の販賣價格の下に競争する場合にAの原價をAAとしBの原價をBBとしCの原價をCCとせばAは純益を博し、Bは損得無く收支償ふの状態に在り、Cは欠損を生ずるに至るべし。

商業經營費を組織的に總合配列すれば左の如し。

- A、仕入に要する費用
 - a. 仕入の仲介に要する費用
 - (1) 仕入に要する旅費
 - (2) 代理商仲立人間屋等の手数料
 - b. 支拂に要する費用
 - (1) 銀行手数料

a. 輸送費

- (1) 積入積卸に要する費用
- (2) 運賃及び運送取扱人費用
- (3) 關稅
- (4) 檢査、評量、見本摘出、運送保險等の費用

B、倉置費用

a. 引取の費用

- (1) 引込費

- (2) 品質重量容量等の管理に要する費用

b. 直接倉置費用

- (1) 自他倉庫に於ける保管料

- (2) 貨物手入の費用

- (3) 火災保險盜難保險

c. 發送費

- (1) 撰擇、仕分、整頓、評量、管理等の費用

- (2) 荷送費

- (3) 發送、引渡、郵稅、運送證券、印紙稅、稅關申告、原產地證明、領事證明等に要する費用

C、販賣費

a. 販賣稅

b. 販賣従事員の費用

- (1) 商業旅行人給料

- (2) 販賣仲介商手数料

c. 審問及び債務の監督に要する費用

d. 間接販賣費用

- (1) 宣傳、廣告、見本送付の費用

- (2) 返戻貨物の費用

- (3) 苦情に關聯する諸失費

D、財務上の費用

a. 債務者に對する融通資金の利息の損失

手形、銀行、爲替相場に關する失費

c. 送狀面の割引

d. 貸倒

e. 訴訟費用等

E、一般經營費

a. 人件費即ち使用人勞働者補助商人に對する給料報酬賃銀

b. 店費即ち家賃、點燈、暖房、掃除、筆紙墨、印刷、引札等の費用

第七章 商業の經營

- c. 通信費
- d. 租税公課等
- e. 使用人労働者の福利増進に要する費用
- f. 交際費組合費等
- F、建物費

- a. 建築投下資本に對する金利
- b. 建物消却の費用
- c. 修繕費維持費改築費
- d. 建物管理費即ち租税火災保険料等
- e. 動力設備其他諸機械の維持及び消却に要する費用
- G、無形價値の消却に要する費用即ち商標特許販賣權等の消却に要する失費
- H、危險擔保の費用即ち諸保險料但し保險の制度なき危險例へば物價の激落より生ずる損失品質の劣下に伴ふ損失の如き危險に對しては保險料を見積ると困難にして此等に付きては計算的と云ふよりは感覺的に見積り計算するの外無し。

右に掲ぐる如き諸經費たる、固より商業の種類、規模及び季節、地方等に依り、其の範圍に廣狹の差を生ずるものにして、個々の場合に付き特別の考慮を要すること勿論なり。而かも所謂商業に於ける總利益 (Grossegewinn, Rohertrag) とは、商品の仕入直段と販賣價額との差額を指すものにして、此の總利益より右に述べたる經營費即ち「諸掛り」を減じて得たる剩餘こそ純益なれ

比例費と
不動費

引合點

ば、經營費を節約して純益の増加を計るに努むること商業最終の目的なれども、此の經營費中には販賣高の多少に比例して増減するものと販賣高の多少に拘らず、常に固定不動の状態に在るものとあり。所謂 (一) 比例費と (二) 不動費との區別を生ずるに至る。従つて純益の大小は單に經營費節約の巧拙に依りて定まるに非ずして、同時に販賣高の多少に依りて決せらるゝものとす。而して此の點に就きシェヤーは「引合點」(Der tote Punkt) の發見を論じ次の如く謂へり。

引合點とは商業經營者が商業の總利益に依り、精確に填補せられ、缺損をも利益をも生ぜざる限度に於ける販賣高に過ぎず。斯かる點を發見すること商工何れに於ても必要の事なるが、之れ小賣商の如き計算が比較的確實に行はれ得る事業に適用し得るところなるも、卸賣其他收益機會の不規則なる事業には其の適用上種々の困難を生ずべし。今小賣商に付き左に實例を擧ぐ。

(一) 茲に一商店あり其の賣上高六十一萬五千麻に付き十七萬八千麻の總利益を擧げつゝあり、其の比例は 29% に當る、之を假りに利益係數 g を以て表はす。

(二) 然るに此の商人の要する經營費十三萬二千三百麻に上る。其中八萬麻は不動費にして、假りに之を S を以て表はし、五萬二千三百麻は比例費にして、之を總賣上高に比すれば 8.5% となり、此の比例を係數 K を以て表はす。

(三) 今引合點を發見するに當りて、該點に於ける賣上高を假りにXを以て表はすときは、Xの二割九分なる其の總利益が丁度不動經費Sと比例費の合計と相等しかるべく、其の比例費はXの八分五厘に當るを以て、凡て之を文字にて表はし、次の如き方程式を得べし。

$$6x = S + 12x$$

$$x = \frac{S}{6-12}$$

$$\text{or } 0,29 x = 80000 + 0,085x$$

$$80000$$

$$80000$$

$$x = \frac{80000}{0,29 - 0,085} = 390000$$

即ち三十九萬麻を得べく、賣上高にして之を超過するときは純益を生じ、之に及ばざるときは缺損を生ずべし。

即ち引合點を發見するには、一ヶ年の賣上高と其の總利益、比例費及び不動費を算し、總利益及び比例費の賣上高に對する百分比を見出し、次に不動費を兩係數の差を以て除するに依りて目的を達すべし。

第八章 取引所商業

第一節 取引所の意義及び其の組織

取引所は市場の一種なり。抑も市場なる語は廣く抽象的に解釋して交換交通の行はるゝ範圍を總稱することあり、又狭く具象的に解釋して一定の時に多數の人が集合して交換交通を行ふ場所又は設備を指すことあり。

この狹義具象的意味に於ける市場は更に分ちて二となすことを得。(一)は現物の賣買を主とするものにして「市」又は「市場」と稱するもの是れなり。(二)は代替的商品の賣買を主とするものにして取引所は即ち是なり。

代替的商品の賣買は取引所の特色なり。所謂代替的商品とは其の品質常に一定し甲の一定量は常に乙の同量によりて代表せられべき商品を云ふ。

此の代替的性質を最も完全に具備するものは即ち有價證券なり。例へば額面百圓の國庫債券は何れも悉く一樣の性質を有し、甲の十枚は完全に乙の十枚によりて代替せられべきなり。

市場とし
所の取引

取引所の
特色

代替的商品は其の品質一樣なるが故に、賣買契約を締結するに先ちて敢て其の品質を點檢するの要なく、唯品名を以て之を指示すれば足れり。従つて『市』に於けるが如くに賣買の行はるゝに際して商品其の物の現場に存することを必要となさざるなり。

『市』は現物賣買の市場なり、換言すれば現に其の場所に齎されたる商品の賣買を行ふ市場なり。代替的商品の市場たる取引所に至りては然らず。遠く數百千里の外に在る商品も取引所に於ける賣買の目的物たるを得べし。管に然るのみならず賣買締結に際しては存在するに至らざる商品（未來に於て收穫せらるべき米の如し）亦克く賣買の目的物たるを得べきなり。

されば取引所に於ける賣買當事者は管に其の附近又は一國內に於ける需要供給の趨勢を考察するのみならず、全世界に於ける需要供給の趨勢を達觀し、又管に現在に於ける需要と供給との投合を計るのみに止まらず、將來に於て起る可き需要と將來に於て現はる可き供給とを豫想して賣買取引を結了すべきものにして要するに廣き場所と永き時とに亘る需要供給を集注して最も迅速正確なる交換交通を行ふものなり。

團體とし
ての取引
所

斯の如く取引所とは代替的商品に對する最も集約的の市場を云ふものなりと雖も、時に又之を組織する人の團體其の物を指稱することあり、我が邦の法律は此の團體を法人と認む。

取引所の組織、取引の種類、方法等は國によりて決して一樣ならず。今其の凡てに涉るの邊なきが故に茲には主として我が邦の制度を略述するに止めんとす。

我が邦の法律に據れば取引所の組織に二種あり。株式會社組織及び會員組織之なり。

株式會社組織の取引所とは市場を設置し、之を監理し一定の方式に従つて賣買取引を行はしめ通例其の賣買取引に付擔保の責に任ずるところの株式會社なり。賣買擔保の責に任ずとは賣買取引の違約より生ずる損害に付取引所が其の賠償の責に任ずるを云ふ。此の種の取引所は市場を設置し賣買當事者より手数料を徴收し、以て利を營むことを目的とするものに外ならざるが故に、其の株主は唯是が組織者たるに止まり、賣買取引を爲すことを得るものは唯其の取引所の取引員に限るものとす。

會員組織の取引所は其の設置したる市場に於て賣買取引を爲さんと欲する者が自ら組織する非營利團體なり。故に此の種の取引所に於て賣買取引を爲すことを得るものは唯其の會員に限らる。而して會員組織の取引所に於て賣買擔保の責に任ずること敢て法の禁ずるところに非ざれども、此の如きは會員組織の根本精神と相容れざるが故に實行困難なり。

斯くの如く取引所に二種の組織あれども、我が邦に在りては株式會社組織の取引所多數を占め

我が邦の
取引所の
組織

會員及び取引員

會員組織の取引所一時全く跡を絶つに至りたるが、最近に至り會員組織の利益漸く世に認められ、名古屋（綿糸布）小樽（米穀）大阪（砂糖）等に其の設立を見るに至れり。

取引所の會員となるには政府の免許を要せざるも取引所の取引員となるには政府の免許を要す。會員又は取引員となるには帝國臣民又は帝國法令に依り設立せられたる會社たるを要す。

第二節 取引所に於ける取引

實物取引と清算取引

取引所に於て行はるゝ取引には實物市場に於ける賣買取引（實物取引）と清算市場に於ける賣買取引（清算取引）との二存す。清算取引は所謂定期取引なり。即ち實物取引は必ず契約履行期に實際の受渡を要し差金の授受によりて決済を爲すを得ざるものなるに反し、清算取引は差金取引に終るを得るものなり。現今取引所に於て實際行はるゝは主として清算取引にして、實物取引は萎靡として振はず。唯會員組織取引所發達して相對取引盛となるときは自ら其の物興を促すべし。以上何れの取引たるを問はず有價證券に在りては二箇月、米、大豆、小豆等に在りては三箇月、大豆粕に在りては五箇月、蠶糸、砂糖等に在りては六箇月、棉花、綿絲又は綿布に在りては十二箇月を超ゆるを得ざるものとす。

賣買取引の期限

競賣買

清算市場の賣買取引は現在に於て競賣買の方法に據る。而して取引の單位は米に在りては百石、株式に在りては十株を下ることを得ざるものとす。實物市場に在りては取引單位を定めずして取引すること本來の趣旨なるべければ、若し賣買取引の單位を定めんとせば其の筋の認可を経るを要す。

標準米

競賣買とは多數賣買の双方同時に競争して賣買値段を決定する方法なり。此の場合に株式取引所に於ては一定の順序に従ひ賣買物件の種類及び限月を市場に掲示して競賣を行はしむ。然れども米穀取引所に於ては唯順次各限月を市場に掲示するに止まり賣買契約は何れも其の取引所の定めたる標準米（建米）に就て締結せられたるものと看做す。

場帳

帳入直段

清算取引の立會は外觀頗る混亂を極むるに似たりと雖も、取引所の吏員は各取引の成立する毎に漏れなく其の數量、賣買直段、買主及び賣主の略稱を迅速に場帳（又は庭帳）に記入して賣買成立の證とす。而して此の場帳より夫れ々々適當の帳簿に轉記するに當り、實際の賣買値段に依らずして帳入直段なるものを設けて計算の便を計る。帳入直段は又一定値段とも云ひ其の日一切の清算取引が此の値段にて取組まれたりとなすものにして、通例商品取引所にありては、當日市場及び後場を以て一計算區域となし、其の區域内に於ける賣買總値段を總數量にて除したる商を

轉賣買戻

以てするも、株式取引所においては一計算區域内に於ける最終の約定値段を以てするものゝ如し。而して此の帳入直段と各自賣買の直段との差金は別に賣買當事者と取引所との間に決算受授を了するものとす。

受渡直段

清算取引は受渡期日前に於て自由に轉賣買戻をなすことを得るを以て特色とす。轉賣とは嘗て買主たりしものが其の契約履行前に其の目的物を前と同限月にて賣ることにして、買戻とは嘗て賣主たりしものが其の契約履行前に其の目的物を前と同限月にて買ふことを云ふ。要するに前と反對の賣買取引を行ふに外ならずして、普通の賣買取引と同一の方法に依るものなり。故に轉賣又は買戻をなせるものは其の旨を市場係に届出で、取引所は前後の二取引を相殺し、差金を計算して受授するものとす。此の轉賣買戻自由の制度は取引所に於ける取引をして物價の激變を防ぐの職分を盡さしむるに與て力ありと謂ふべし。蓋し相場騰貴すれば轉賣者を生じて供給を増加し、相場下落すれば買戻者を生じて需要を増加し、以て相場騰落の勢を抑ふべければなり。

清算取引に於て其の受渡をなすに當りては、一定の方法によりて受渡標準直段を算出し(大阪堂鳥米穀取引所に於ては其の期月開會の日より前七日の帳入直段を平均したるものとす)賣買取引は凡て此の受渡直段にて契約したるものと看做して受渡をなし、以て計算の便を計る。而して各賣買取引の帳入直段と受渡直段との差金は別に決算受授

格付

を了するものとす。

既に述べたるが如く米穀の定期取引は凡て其の取引所に於て定めたる標準米に就きて契約せるものと看做すと雖も、賣主は實際必ずしも標準米を引渡さざる可からざるにあらず、取引所の認むる範圍内に於て他種の米を提供することを得。然るに受渡直段は標準米に就て定まるものなれば、引渡米の品位如何によりて其の直段を加減せざるべからず。故に米穀取引所に於ては毎年豫め各銘柄の米を標準米に比較して品位の優劣によりて等級を分つ、之を格付と云ひ、標準米に比して其の價格を上下す、所謂格上及び格下是なり。而して凡ての賣主の提供せる米に就き抽籤を行ひて各買主の引取る可き米を定むるを例とす。

以上は我が邦の取引所に於ける方法の概要なり。今左に歐米諸國に行はれて未だ我邦に其の例を見ざる二種の取引方法を略述せん。

抑も定期取引は之を分て二となすことを得(第一)無條件の定期取引及び(第二)條件付定期取引之なり。我邦に行はるゝ定期取引は此の第一種に屬すべきものにして賣買當事者は相場變動より生ずる損失の危険を無制限に負擔せざる可からず。然るに歐米諸國の取引所に於ては此の外に尙ほ賣買取引に一定の條件を附して損失の危険を一定の範圍に限るものあり、所謂選擇權付取

選擇權付取引

繰延取引

引又は特權付取引 (Option) と稱するものにして賣買當事者の一方が其の相手方に一定の懸け金を支拂ひ (一) 決算日に至りて賣買契約を履行するや否やを選択するの權 (二) 決算日に至りて賣手となるとも、又買手となるとも任意に選擇するの權 (三) 決算日に至り自己の都合によりては原契約と同一の相場にて若干倍の賣買を行ふことを得るの權 (四) 以上の諸權を混同したる權若くは (五) 期限に契約の履行を請求するの權を付與せらるゝ取引を云ふ。

以上の外尙ほ定期取引の期限に至りて當事者の一方の都合によりて其の受渡を次期に延期することあり、之を繰延取引 (Continuation) と云ふ。

(註) 明治二十六年法律五號取引所法大正三年及び大正十一年法律六〇號取引法中改正大正十一年七月取引所令大正三年取引所法施行規則大正十一年同改正等参照

第二卷 商業補助業論

第一編 銀行業

第一章 銀行業の意義

現今銀行なる文字は種々なる意味に使用せられ、公なる店舗を開きて割引、貸付、預金、紙幣發行等の業務を営む者は言ふを待たず、債券を發行して得たる資金を以て土地建物若くは株券等を擔保として、比較的長期の貸付を爲すもの (動産抵當銀行不動産抵當銀行の如き) 中流以下の人民より零碎の資金を預りて確實なる放資を求むるもの (貯蓄銀行) 等皆等しく銀行と稱せらる。されど茲には主として本來の銀行即ち商業銀行に付き説明せんとなす。

之を銀行の發達に徴するに、初め通貨機關として出顯し、後信用機關の性質を帶ぶるに至れるもの、如し。通貨機關とは通貨の交換、貯藏、節約、整理等専ら通貨の作用を助くるの機關と謂ふ義にして、銀行が主として此の目的の爲に存在せる時代に於ける其の職分を列擧すれば左の如

銀行なる文字

本來の銀行
通貨機關としての銀行

し。
 一 兩換 實物經濟より貨幣經濟に移れる當初に於ては、通貨の品位、量目、其の他の制度完全せず、優劣各種の通貨混交流通せしを以て、之を鑑定して純價格を計るの必要を生じたり。
 二 金銀貨幣の保管 兩換の業に信用を得たる當時の銀行は業務の必要上堅牢なる店舗金庫等を備ふるを以て、進んで金銀貨幣の安全なる保管所として、此等の保護預りを爲すことゝなれり。

三 振替 貨幣の寄託を受けたる銀行は單に預主の爲に保管の任を全うするのみならず、甲なる預主と乙なる預主との間に債權債務の關係ある場合に於ては、債務者の預金を債權者の預金に振替へて之を決済し、毫も現金を用ひずして之を用ひたると同一の結果を生ずるが如き所謂振替を行ふことゝなれり。斯くするときは銀行は獨り債權の取立債務の辨済を容易ならしむるのみならず、流通貨幣の磨滅を防ぎ、運搬の費用を省くを得べし。而して世に所謂「銀行貨幣」と稱するものは此の方法により債務を決済する爲にする振替の指圖書を謂ふ。

右は通貨機關としての銀行が行へる職務の重なるものなるが、彼の千五百八十七年ベニスに設立されたる「バンコ、デ、リアルトロー」千六百十九年同地に設立されたる「バンコ、デロ」千六

信用機關
 としての
 銀行

百〇九年創立のゼノア銀行及びアマステルダム銀行千六百十九年創立のハンブルグ銀行等は何れも此の目的を有せるものなりき。

次に銀行が信用機關として働くとは已に一方に預りたる貨幣を死藏せず、更に資金の需要者に之を融通し以て信用媒介の任を盡くすを謂ふ。單に自己所有の貨幣を貸付け、若くは他人の資金を保管するが如きも、固より信用を度外視するものに非ずと雖も、之を他の供給者に得て他の需要者に融通するに非ずんば、未だ以て信用の媒介者即ち信用機關たるの本務を全うするものと謂ふべからず。而して今日の銀行は皆此の信用の媒介を本務とするものにして、銀行が此の程度に達するや少くとも左の如き業務を行ふに至る。

一 預金の運用 彼の振替は同一銀行の預金者に債務決済等の便を與へしにもせよ、當時銀行の收受せる預金其の物は永く庫中に堆積死藏せらるゝのみなりき。然るに其の後貨幣制度漸く完備し、且つ手形其の他の信用要具の發明利用せらるゝに及んで振替若くは銀行貨幣の必要を減じ、同時に預金引出の程度は實驗上略豫定し得ることとなりたるを以て、銀行は資金の一部を割きて、手形割引又は貸付の資に充つることゝなれり。之れ近世銀行の一大特徴にして、特に預金銀行の稱ある所以也。

二 紙幣發行 紙幣發行の根源は預金者に對して銀行より持參人の要求次第支拂を約せる手形を振出せるに在り。往時英國の金銀匠が發行せる證券の如き此の類也。蓋し銀行が紙幣を發行するときは其の持參人より、請求を受け次第、何時にても之を直に正貨と引換へざるべからざること、預金を收受したる場合に其の預金者より引出の請求を受け次第何時にても直に正貨を支拂はざるべからざると全く同理にて、共に所謂要求拂の債務を負ふものとす。然るに此の要求拂債務は實際上一時に全部取付の請求を受くること無きを以て、之に對して備ふる所の紙幣引換準備金は預金に對する夫と等しく發行高の幾部分に止め置くも差支無く、遂に種々利益ある發行方法を案出するに至れり。

斯く一方には紙幣を發行し、一方には預金を集めて資金を作り、之を貸付割引に使用することを知りてより銀行は茲に大に信用機關たるの性質を發揮するに至れり。更に之と前後して外國爲替及び送金の事務も亦銀行の職分として何時しか發達し來りしかば、現今銀行者の營む所は實に種々雑多の事に亘り、彼の保險若しくは運送の如く簡單に其の業務の概念を決し難し。而も一方に於ては舊來の要務たりし兩換及び振替の如きは漸次に衰頹し、且つ整理上各國多くは紙幣の發行權を或る特權銀行に集中せしを以て結局普通銀行の重要なる職務は預金及び割引の二に歸せる

本邦に於ける銀行の意義

が如し。

我が銀行法(昭和二年法律二十一號)第一條に據れば左に掲ぐる業務を營む者は之を銀行とす。

- 一 預金の受入と金錢の貸付又は手形の割引とを併せ爲すこと
- 二 爲替取引を爲すこと

且つ營業として預金の受入を爲す者は銀行と見做さる。而して此の如き銀行取引は商法上の商行爲なるを以て之を業とする銀行業者が商人として商法全般の羈束を受くると言を待たざるところなるが、特に該業の重要素たる手形割引に就きては極めて嚴格なる手形規定の統制あり、又預金貸付は民法上の消費貸借に該當し當然債權法の支配を受くべし。夫れ銀行業は直接生産に與らざる世の遊金を吸収して之を生産貿易等の用に供するの作用あり、生産貿易に従事するものも亦必要資金の殆んど一切を銀行に仰ぐの有様にして、銀行は自ら財界の中樞たるの觀あるものなるが、銀行が斯かる重要任務を全うし得る所以のものに其の信用能力に由來するものにして、銀行にして一朝信用を失墜せんか、取付破産忽ちにして到り、社會各方面に恐るべき禍害を波及するに至るべし。而して銀行の信用程度は其の經營法如何に依るものなれば 國家が銀行の經營に就き種々なる監督の方法を講ずると固より止むを得ざるの次第と謂ふべし。即ち右の如く各箇の

銀行の職分と其の監督なる點

業務に就き私法上の規定を設けると同時に、銀行法を以て業務全體に對し種々なる公の制限を加ふる所以なり。今其の重なるものを左に掲ぐ。

- 一 銀行業を開始せんとせば、豫め大藏大臣の免許を受くべし。
- 二 銀行業者は資本金壹百萬圓以上の株式會社たるべし。尙勅令指定の地域即ち東京大阪に本店又は支店を有するものは貳百萬圓以上たるべし。
- 三 營業年度毎（毎半箇年）に業務報告書を大藏大臣に提出すべし。
- 四 營業年度毎（毎半箇年）に貸借對照表を作成して之を公告せざるべからず。
- 五 營業時間は少くとも午前九時より午後三時迄とせざるべからず。
- 六 祭日、祝日、日曜日及び銀行營業地に行はるゝ一般休日の外休業することを得ず。止むを得ざる場合には地方長官に届出で、新聞其の他の方法を以て公告したる上休業すべし。
- 七 何時たりとも大藏大臣の命に係る銀行業務の検査に服せざるべからず。

(註) 本邦金融機關としては普通銀行以外に次の如き特殊銀行あり。

- 日本銀行（明治十五年布告日本銀行條例明治十七年布告兌換銀行券條例）
- 横濱正金銀行（明治二十年勅令横濱正金銀行條例）
- 日本勸業銀行（明治二十九年日本勸業銀行法）
- 日本興業銀行（明治三十三年日本興業銀行法）
- 臺灣銀行（明治三十年臺灣銀行法）
- 朝鮮銀行（明治四十四年朝鮮銀行法）

北海道拓殖銀行（明治三十二年北海道拓殖銀行法）

農工銀行（明治二十九年農工銀行法）

貯蓄銀行（大正十年貯蓄銀行法）

此他信託業（大正十一年信託法）質屋業（明治二十八年質屋取締法）信用組合（明治三十三年産業組合法）中央金庫（大正十二年）等ありて金融業務を營めり。

第二章 銀行業の經營

第一節 預 金

現今普通銀行が取扱ふところの預金を種別して當座預金、定期預金、小口當座預金及び其の他の預金と爲すべく、就中最も重要なものを當座預金とす。

當座預金は預主の要求次第何時にても、引出し得る約束にて預かる所の資金にして、之に對し銀行は頗る低歩の利子を附するを常とするも、百圓未満の端數に對しては之を附せざるもの多きのみならず、日本銀行の如きは歐米諸國の中央銀行と等しく全く無利息主義を取れり。思ふに銀行に當座預金を爲す者は何れも取引上資金を頻繁に使用する商工業者にして、取引の都合にて一

預金の種別

當座預金

時手許に遊金を生じたる場合に、直に預入れて、盜難紛失等の危険を防ぎ、必要の起るに従ひ、小切手を振出して、支拂に充つるを以て、一々現金の計算眞贋の検査等の煩勞を避け得る等至大の便宜を受くるのみならず、尙此の制度ある爲預主の享くる所の利益を擧ぐれば左の如し。

一 預主が手形の取立を銀行に委託するときは銀行は取立済の上直に其の手取金を其の當座勘定に組み入るべし。

二 預主が支拂ふべき手形債務を負へるときは、其の支拂方を銀行に依頼し、期日に於て之を自己の當座預金残高中より支出せしむるを得べし。

三 銀行が手形割引若くは貸付を爲すに當りて、依頼人の信用を調査するや、自行に有する預金残高を標準とすることあるを以て預主が割引貸付の依頼を爲すに當りては少からざる便宜を享くべし。

四 已に當座預金勘定を開くときは、更に貸越約定を爲し、残高皆無となるも、尙一定の極度額を限り、引出すことを得せしむるの便を開くを得べし。尤も之を許すには豫め銀行の確實と認むる擔保を取り置くものとす。

故に當座預金の預主は通例銀行の得意先と呼べる。銀行が依頼者と初めて當座預金勘定を開始

當座預金
制度の
利益

するに當りては相當の信用ある知人の紹介を要求し、若くは依頼者の身許を取調ぶる等、充分の注意を施すものとす。

依頼者が所定の申込書を差出して、當座預金勘定開始の承諾を受くるときは、其の署名及び印鑑を届出て、銀行より預金通帳及び小切手帳の交付を受くべし。而して預入の際は預金箋に其の金高を記入して預入るべき現金又は手形等に添へて之を差出し、引出の際は小切手を振出し、所要に従ひ自ら之を取付け、又は之を支拂先に渡すべし。

定期預金は三ヶ月、六ヶ月、一ケ年等豫め期間を定めて預入るる預金にして、銀行に於ては其の期間安心して之を他に融通し得るものなれば、其の利子歩合は他の預金よりも高きを常とす。

小口當座預金若くは特別當座預金は一回の預高十圓以上を限り、小額の金高を當座預りするものにして、預入引出共通帳を以てす。本預金は貯蓄銀行の營業範圍を侵害せざる程度に於て、零碎の資金を吸収するを目的とす。而して利子歩合は當座預金に比し、幾分高きを常とす。

其他銀行の取扱ふ預金の種類を擧ぐれば、通知預金、預金手形預金、別段預金等場合により一ならず。通知預金とは引出の通知を發したる後、或る日數を経過して支拂ふべき預金を謂ひ、預金手形若くは振出手形預金とは銀行より指圖式又は無記名式の一覽拂手形を交付して、預る所

定期預金

小口當座
預金

其の他の
預金

の預金を謂ふ。其の他場合により種々特別の預金を爲すことあるべし。

第二節 割引及び貸付

割引及び貸付は銀行資金運用の主要なる手段にして、殊に割引の如きは商業銀行本來の職務として、斯業者の大なる注意を要する所なるも、手形の利用盛ならざる時及び所に在りては寧ろ貸付に重きを置かざるべからずして、兩者互に相待つを要するは論無し。

第一款 割引

割引とは期限の未だ到達せざる定期拂手形に對して其の期限に達する迄の利子を額面の金額より差引きて該手形を其の所有者より買受くる方法なり。而して其の差引くべき利子を割引料と稱し買受けたる手形を割引手形と稱す。

割引手形は約束手形若くは爲替手形より成るも、之を銀行業務の方面より、種々に分つを得べし。

第一に其の支拂地が之を割引せる銀行の所在地たると其の以外の地たるとにより、當所割引手形と他所割引手形との別あり。他所拂手形は之を支店若くは他店に送付して取立を依頼せざる

割引

當所割引手形
他所割引手形
他手形

擔保品
割引手形
商業手形
と

空手形

べからざるを以て、割引料歩合稍高きを免れざるものとす。又單に他所拂手形の取立を依頼せらるゝときは依頼人より取立手数料を徴して取立を爲すものとす。

第二に擔保品を附すると否とにより、擔保品付割引手形と商業手形とに分つべし。元來手形の發生するは商業取引上の關係に基くものにして、手形上主たる債權者は其の主たる債務者に對し、或る確實なる資金の請求權を有するにべきものなれば、之を割引するには其の確實なる請求權を目標とすべく、特に擔保品を添付せしめざるを原則とす。世に商業手形と稱するものは即ち此の種の手形を指すものなるが、手形の金額高きに失するか、若くは確實なる取引を基礎とせざるが如き懸念あるものに對しては、特に擔保品を差入れしむるを安全とす。殊に我が國の如き手形の使用健全ならざる所に在りては、擔保品付手形の取扱を忽にすべからず。且つ商業手形の割引には充分の注意を要し、彼の一時融通の爲に作成せる空手形を避けて不渡其の他の不幸を豫防せざるべからず。

ギルバートが手形の出所により之を

- 一 農家又は製造家より卸賣商へ宛てたる爲替手形若くは後者より前者に宛てたる約束手形。
- 二 卸賣商より小賣商へ宛てたる爲替手形若くは後者より前者に宛てたる約束手形。

- 三 小賣商より消費者に宛てたる爲替手形若しくは後者より前者に宛てたる約束手形。
- 四 地代又は家賃等に對し商人に非ざる者の振出せる手形。
- 五 融通手形。

等に區別せるは著名の事なるが就中銀行者の引受くべきものは(一)及び(二)の如き確實なる商業取引を基とするものにして(三)及び(四)の如きは餘り好ましからず。(五)の如きは絶對的に排斥せざるべからず。

再割引手形

第三に割引の回数により普通割引手形と再割引手形とに分つべし。後者は一旦買入れたる手形を更に他の銀行に割引の方法を以て譲渡せるものにして、從來我が國の諸銀行は日本銀行に再割引を依頼し、先に收得せる割引料と後に支拂ふ再割引料との利鞘を以て營業所得とするの風あり。

荷付爲替手形

第四に荷付爲替手形若しくは「荷爲替」と稱する割引手形の一種あり。抑も荷爲替とは隔地せる商人間の取引より起るものにして、例へば甲地の荷主が商品を積出すと同時に、其の代金に對し乙地の荷受主へ宛てたる爲替手形を作り、該商品を擔保として銀行に手形の割引を依頼するを謂ひ、之を取組むには右の爲替手形に商品の運送證書、送り狀及び保險證券を添へ、別に荷爲替

貸付の意義

手形副狀を附するを常とし、其の割引料若しくは荷爲替手数料は通常の割引料より高率なりとす。要するに此の手形は他所拂の擔保付割引手形に外ならず。

第二款 貸付

貸付は後日に至り元金と利息とを辨済する約束にて資金を貸出す所の方法にして、此の貸借契約を證する爲借用人より所定の借入金證書を差出さしむ。尤も近時借用證書の代りに約束手形を用ひて貸付を行ふの風盛となれり、之を手形貸付と云ふ。一見手形割引の如しと雖も概して長期用資金を融通するを目的とする爲實質に於て貸付なり。

擔保貸、
保證貸、
信用貸

貸付は債權保證の方法により、擔保貸、保證貸及び信用貸に區別すべし。擔保貸とは借用人をして契約の際相當の擔保物件を差入れしむるものにして、保證貸とは保證人を立て、辨済不能の際に代りて履行の責を負はしめ、信用貸とは單に借用人の辨済能力にのみ信頼し、無擔保無保證にて貸出するものを謂ふ。

而して擔保貸は貸付中最も重要なものなれば、擔保品の撰定に就ては充分の注意を要し、特に其の性質(一)賣買に便利にして(二)保管に堪へ、且つ(三)價格の變動少なきものを選び(イ)土地家屋等の不動産(ロ)家畜の如き飼養の手續を要するもの(ハ)腐敗變性し

易く若くは(ニ)價格の高低常ならざる商品の如きは之を避けざるべからず。思ふに地金銀大藏省證券、其の他の公債、確實なる會社の株券及び債券の如きは最も適當なる擔保品と謂ふべし。

次に其の期限により之を定期貸付と當座貸付とに分つべし。前者は豫め一定の期限を定めて貸付くるを謂ひ、後者は之を定めざる貸付を謂ふ。本邦に於て盛行する當座貸は當座預金貸越若くは當座勘定貸と稱するものにして、當座預金勘定を開ける預主と約定し、一定の極度を限り、其の範圍に於て必要の都度引出さしめ、若くは入金せしむるもの也。而して之を許すには豫め銀行の適當と認むる根抵當を差入れ、所定の手續を踏ましむべし。この他「コールローン」と稱する一種の當座貸は銀行より要求次第返済する短期貸付にして専ら銀行間に行はる。

定期貸付
と當座貸付
コール
ローン

第三節 爲替

爲替は隔地者間に送金を爲すに當りて現金の輸送に代はるべき手段の一なり。銀行は或は送金者の申込に應じて爲替取引を行ひ通常手数料を收めて其の利得となす。而して其の取引の行はる範圍によりて之を内國爲替及び外國爲替の二に區別す。

爲替取引
の方法

一 最も普通なる方法 は先づ送金者が送金額を銀行に拂込み銀行は之に對して受送金者所在地の支店、本店又は取引店に宛て受送金者を受取人とせる爲替手形を振出して送金者に渡し、次に送金者は此の手形を受送金者に送付し、又銀行は手形を宛てたる支店本店又は取引店に爲替取組の報知をなす。而して受送金者は右の手形を所在地の指定銀行に呈示して支拂を受く。之を並爲替又は普通爲替と云ふ。

二 小切手を用ふる場合 近時送金者が其の取引銀行宛小切手を振出して其の銀行の支拂保證を求め之を受送金者に送付して爲替手形の振出に代ふるものあるに至れり。斯くの如く爲替取引には手形を用ふるを常とすれども、送金者より受送金者に手形を送付するためには多少の時日を要するが故に、至急を要する場合には電報に依りて手形を使用せざることあり。

三 電信爲替 は即ち是なり。此の場合には銀行は送金者より送金額を受取り、受送金者の所在地の支店又は取引銀行に電信にて其の拂渡を指圖するなり。

以上の場合に於ては何れも銀行が送金者の申込を受けて爲替取引を行ふものなれども、時に又受送金者より是が申込を受くることあり。所謂

四 逆爲替 なるものは是なり。此の場合に在りては受送金者は着金を待たずして、送金義務者に宛てたる爲替手形を振出し、之を其の地の銀行に賣渡して其の代金を收め、而して銀行はこの手形を支拂人所在地の銀行に送りて代金を取立てしむる方法にして、主として外國爲替に行はる。此の種の取引は他所割引手形の一種（荷物を擔保とするときは荷付他所割引手形即ち荷爲替となる）に外ならざるが故に、受送金者（手形振出人）より手形を買取る所の銀行は手形の確實に支拂はるべき保證あるを必要とすることあり。此の如き場合に當り手形の振出人並に支拂人に信用を保證するの用に供せらるゝものは即ち信用狀なり。

銀行が其の支店の設けなき土地へ送金するものゝ爲めに爲替取引を行ひ、或は斯かる土地にて支拂はるべき手形の代金を取立つる爲めには、其の地に於ける他の銀行との間に互に當座取引を開始し、爲替手形は「被仕向銀行」が「仕向銀行」の爲めに支拂ひ、取立てたる手形の代金は依頼銀行の勘定に於て預り置くべき約定を結ばざるべからず、「コルレスボンデンス」又は單に「コルレス」の約定即ち是なり。殆んど何れの銀行も取引の繁閑に應じて内國の各地に爲替の取組先を有し、外國爲替を取扱ふ銀行に在りては外國の重なる商業地の銀行と取引關係を結ぶ。

銀行は爲替取引のために手数料を收むるを常とす。此の手数を一に爲替打歩と云ふ。然るに

爲替取組
の約定

爲替手數
料

内地の取引銀行間に於て特に其の一方より他方へ送金すべき爲替取組の依頼のみ非常に多くして其の間の爲替關係著しく一方に偏倚することあり、之を片爲替と云ふ。今此の偏倚の行はるゝ方向並に程度と兩地の金融繁閑の状態とによりて銀行は無手数料即ち無打にて爲替取組の依頼に應ずることあり、時に又逆打或は割引と稱して送金額より幾分の小額を受取りて之に應ずることなきに非ず。即ち甲地の銀行に於て乙地宛百圓の手形を得んと欲せば、通常之れに打歩を附して例へば百壹圓を支拂ふことあるべく、時によりては無打にて手形面金額に相當する百圓、或は割引にて僅かに九十九圓を支拂ふを以て足れりとする場合もあるべきなり。斯くの如き計算は内國爲替に於て常に見る所にして、外國爲替に在りては之と稍其の趣を異にす。

抑も外國爲替は外國に送金し或は外國より一定の金額を取寄するものあるに因りて起るものにして、銀行は送金者の爲めには外國宛爲替を振出して之を賣り、又或る金額を取寄すべき者よりは其の振出したる外國宛爲替手形を買入る。此の賣買に於て成立する外國宛爲替手形の價を爲替相場と云ふ。而して此の相場は銀行の收む可き手数料、支拂地に於ける利子歩合、手形信用の厚薄と期限の長短とより生ずる危険の程度等を參酌して定めらるゝものとす。従つて内國爲替の場合に於けるが如く、送金額に對し別に所定の率によりて手数料の計算をなすの要なく、唯爲替相場

外國爲替
相場表

によりて算定せる手形の代價を賣買者間に受授すれば可なり。

外國爲替相場の建て方に二法あり。一定の外國貨幣額を基とし之に對して自國の貨幣額を以て相場を稱するを支拂勘定と云ひ、一定の自國貨幣額を基とし之に對して外國貨幣額を以て相場を呼ぶを受取勘定と云ふ。本節に於て相場の高低を説明するに當りては、凡て支拂勘定の相場に就て謂ふものと知るべし。

上述の如く外國に或る金額を送るべき人は外國宛爲替手形の需要者となり、外國より或る金額を取寄すべき人は其の供給者となる。爲替相場は實に此の需要供給の關係如何によりて定まるものなり。今手形の需要供給全く相一致せる際に生ずべき爲替相場を爲替平價と稱す。即ち平價の意にして手形の需要者となるも或は供給者となるも、其の賣買によりて互に損益なき状態に在るを云ふなり。然れども國際關係は頗る複雑にして果して如何に需要供給が全く相一致するやを計ること難きが故に、眞正の爲替平價を知るを得るものにあらず。是れ實際上爲替相場の高低を計るに所謂法定平價なるものを標準とする所以なり。法定平價とは各國の貨幣法によりて定まれる貨幣の品位量目によりて彼我の貨幣の含有する純金又は純銀の分量を比較對照し、一方の貨幣の額を以て他方の貨幣の價格を云ひ現はせるものなり。例へば日英兩國の貨幣法を比較して其の法

平價

正貨輸送
點

定平價を算出するに、日本より見て支拂勘定にて云へば英貨一磅は我が九圓七十六錢三厘に當り、受取勘定にて云へば我が一圓は英貨二志〇片十六分の九餘に當る。固より平價は同種の金屬を本位貨幣とする國と國との間に於てのみ定むることを得るものにして、異種の金屬を用ふる國の間には之を定むることを得ず。

爲替相場は需要供給の關係如何により平價を中心として一高一低するものなれども、普通の場合に於ては此の變動に自ら限度あり。元來手形の賣買の起るは、其の賣主並に買主が正金輸送に伴ふ費用を省き危険を避けんとするに在るを以て、爲替相場は此の輸送費の範圍を超えて高低せざるを以て原則とす。蓋し爲替相場にして若し此の範圍以上に騰貴するときは手形需要者は手形を買入れずして正貨又は地金銀を輸送するを以て利とすべく、此の範圍以下に低落するときは供給者は手形を賣らずして正貨又は地金銀を取寄するを利とすべければなり。此の相場高低の範圍の境界點をなすものは即ち正貨輸送點是なり。

外國の主な商業地に宛てたる爲替に就き日々成立する相場を一表に調製せるもの之を爲替相場表と云ひ、我が國に於ては此の表を公示するの任に當る者は横濱正金銀行なり。我が國の爲替相場表に於ては香港宛爲替に支拂勘定を用ふるのみにして、倫敦、巴里、里昂、伯林、紐育及び

外國爲替
相場表

桑港、上海、北京、天津、孟買の各地に宛つる者は何れも受取勘定を用ふ。而して爲替を其の振出人によりて銀行手形と商業手形とに分ち、又其の期限の長短によりて電信爲替、參着拂、一覽後十日拂、一覽後三箇月拂等に分類して、各其の相場を表示す。右の内銀行手形とは銀行が振出して需要者に賣り渡す手形なるが故に其の相場を賣相場と云ひ、商業手形は商人が振出して銀行の買入る、手形なるが故に其の相場を買相場と云ふ。尙ほ我が邦の相場表には倫敦に於ける日本宛爲替相場、倫敦銀塊相場、並に紐育銀塊相場を附記して参考に資せり。

直接爲替
と間接爲替

外國爲替取引の最も簡單なる方法は貸借を決済すべき兩間に直接に行はる、所謂直接爲替是なり。例へば日本の商人が英國の商人より或る金額を受取るべき場合に英國商人をして英國に於て日本宛手形を買入れて日本に送らしむるか、又は日本商人が英國宛手形を振出し之を日本に於て賣捌きて其の手形金を收むるが如し。

然るに今兩國間の貸借を決済するため他の第三國（一國又は數國）を経て爲替取引を行ふことあり、之を間接爲替と云ふ。例へば前例に於て英國商人が米國宛手形を買ひ、之を米國の取引先に送りて賣らしめ、其の手取金を以て日本宛手形を買ひて日本に送らしむるか、或は又右の米國にて得たる手取金に對して日本商人が米國宛手形を振出し之を日本にて賣捌きて手取金を收むる

類是也。間接爲替は各地に於ける爲替相場、利子歩合、取扱手数料、其の他の費用を仔細に比較對照して最も利益ある方法を裁定するに在るを以て、一に之を爲替の裁定と云ふ。斯くの如き取引は爲替相場の低き方面に於て手形の需要を惹起し、相場の高き方面に於て其の供給を増加すべきが故に、各地の參着爲替相場の間にも平準を來さしむるの傾向を有す。

第四節 其の他の銀行業務

預金、割引及び貸付並に爲替を以て商業銀行の重なる業務とす。而して尙此の他通常商業銀行の取扱ふことあるべき業務を擧ぐれば左の如し。

第一 代金取立

銀行が其の得意先又は他の銀行に代りて其の委託せられたる手形類を支拂人に呈示して支拂を受くるを代金取立と云ふ。是に依りて銀行の得意先は其の所持の手形を自ら取立つる爲に要する時間、煩勞、並に費用を省き、且つ取立の期日、手續等を誤り手形上の権利を失ふが如き危険を避くるを得べく殊に遠隔の地に住する人より受取るべき賣掛金の如きは之に對して、手形を振出し、其の取立を銀行に委託すれば頗る便利なるべし。而して銀行者間に於ては他所拂の手形は之

代金取立

を其の支拂地の取引銀行に送りて取立を委託するものとす。

第二 手形交換

手形交換

手形交換は當所に於て支拂はる可き他店切手、手形（小切手、預金手形、及び満期日の到着せる手形）の代金を取立つる制度なり。若し此等の手形の代金を取立つるために一々各支拂人に呈示して支拂を求むる時は常に時間、煩勞、費用を要するのみならず、また一々現金の交換をなさざる可からず。故に大都會の銀行は同盟して手形交換所を設け、各銀行は支拂を受くべき銀行の異なるに從て、手形を分類し、一定の時刻に其の行員をして右の手形を携へて交換所に出張し、互に之を交換せしむ。而して此等の出張員（交換方）は自行の受取るべき金額と支拂ふべき金額とを計算して、其の差額（之を交換戻と云ふ）のみ現金の受授交換を行ふなり。加之手形交換所には中央銀行の加盟せるを常とするが故に、右の交換戻と雖も現金の受授交換を行はず、唯中央銀行の帳簿上の振替を以て之に代ふるを得るなり。

第三 保護預り

保護預り

依頼者の爲めに古金銀、貴金屬、公債證書、株券、社債券其他貴重なる物件を預り之を保管するを云ふ。保護預りに對しては手数料を收むる銀行と得意先に對する厚意より無手数料にて保

管に任ずる銀行とあり。

第四 公債證書及び地金銀の賣買

公債證書
及び地金
銀の賣買

銀行が割引、貸付等に其の資金を運用して尙餘りある時に、是が利用を計るの途なり。然れども是れ固より銀行本來の業務に非ず、唯遊金を徒に金庫に藏するの不利益を避けんとするに外ならざれば、臨機に資金を回收し得べき確實なる物件を選びて放下することに務めざるべからず。

第五節 銀行業務の分掌

銀行業務
の分掌

銀行の事務は頗る多端に亘るが故に、適當なる分課を設け、各課に適當の人を擧げて之を管掌せしめ、以て是が敏活なる處理を計らざるべからず。此の分課をなすに當りては、一の取引が必ず二人以上の係員の手を経て初めて完結するやうに仕組むことを要す。蓋し斯くの如くするとき左の二利益あればなり。

一 事務の處理が比較的正確を期し得ること 是れ各係互に相牽制し相照校するが故なり。又假令誤謬あるも之を發見すること比較的容易なるが故に之を訂正するを得べし。

二 係員の不正行爲を豫防すること 一取引が幾多の係員の手を経るの結果不正の行爲をなすに

は數係員の共謀を要す。而して數人の共謀は一人にて窃かに之を企つるよりも困難なり。銀行の業務は之を(一)收納係(二)支拂係(三)預金係(四)割引係(五)貸付係(六)爲替係(七)他支店係(八)取立係(九)交換係(十)用度係等に分ち、尙以上凡てに亘りて其の計算を總括し、是が元締たるべき主要簿の管掌に任ずる(十一)計算係を設く。而して此の外保護預り、擔保品公債等に關する事務の爲めにも別に係を設け、若くは便宜の係をして之を兼ねしむべし。

右は固より大體の標準を示すに過ぎざるが故に、銀行事務の繁閑其の他の事情を斟酌して適宜に分合す可きものとす。

第三章 割引料及び利息

第一節 割引料及び利息の決定

銀行が預金者に對して支拂ふところの預金利子手形割引依頼人より受くるところの割引料及び資金借用人より收むるところの利息は何れも經濟學上の貸付利子(Darlehenszins)に該當す。思

割引料及
び利息の
決定

ふに貸付利子とは資本の借主が一定期間の使用に對し、貸主に支拂ふところの料金と云ふ可く、而も貸付資本に對し、斯くの如き使用料を支拂はざるべからざるは、人が現在に於て一定量の資本を欲するの念が將來に於けるよりも緊切なること、換言すれば一定量の資本に對する現在の主觀的價值が將來の夫れよりも多大なるより起るものにして、其の然る所以は人類が未來に對する想像力乏しく(一)、注意從て缺け(二)、現在の欲望は概して緊切を感じ(三)、未來には豫知すべからざる危険の伏在するを以て(四)、勢ひ未來を輕んじ現在を重んずるを以て也。故に今日貸付けたる一定量の資本を以て將來同量の資本と交換するは頗る不利益不條理たるを免れず、必ずや相當の使用料を徴するの已むを得ざるに至る可し。

然らば貸付利子は如何なる原則によりて高低すべきか。殊に銀行の收受せんとする割引料及び利息の割合は如何にして決定せらるるか。吾人は既に之を以て一定の期間一定量の資本の使用に對する代價なりと爲せるを以て、其の定まるや恰も吾人の欲望を満すところの一般貨物の效用に對する物價と同一の原理に支配せらるるは知るべきのみ。唯其の目的物を異にするより、其の形式を一にせざる可しと雖も、要するに物價が貨物の生産費を最低限とし、需要者の效用と購買力とを最高限とし兩者間の或る一點に於て決定せらるる如く、利子も亦其の出發點たる可き二個の

利子の構
成要素

限界を有すべし。吾人を以てすれば其の最低限は左の三要素より成るを見る。

第一 平均純利子

資本に對する報酬の全部を總利子と稱し、其中より元本喪失の保険料及び管理の經費等を引去り、全く安全なる投資より生ずる純粹の利子、例へば最も確實なる公債利子の如き、之を純利子と稱すべし。而して純利子の生ずるや(一)國民財産の多少、殊に貯蓄の盛衰(二)人口の多少(三)生産條件の相違等夫々國の經濟事情により差違ありと雖も、同一の事情にある一國內に於ける純利子は常に一定平均するの傾向を有するものにして、特に交通及び信用制度の完備するに従つて、其の均一を速かならしむべし。而して資金を貸付するに當りて、先づ貸主が償還を求むるを要するは實に此の純利子なりとす。

第二 元本喪失の保険料

投資したる事業失敗に歸し元本を喪失するの危険を見越して、純利子以上に相當の報酬を借主より請求するは又已むを得ざるところとす。元來斯くの如き元本喪失の保険料は經濟學上の企業利得の性質を有し、單に資本を貸付くる者の關するところにあらずるも、之を實際に見るに、銀行業務の如きは債務者の倒産、詐偽等種々の故障危険を冒さざる可からざるものなれば、その貸

平均純利子

元本喪失の保険料

付資本は純利子の取得のみを以て満足する能はず、元本喪失の保険料を申受くるの必要あり。而も此の點に付き特に注意すべきは(一)債務者の資産及び信用の程度(二)擔保物件の良否、及び(三)貸付期限の長短等にして、是等の事情如何により割引料及び利子に上下を生ずべし。例へば貸付期限の長きものは種々危険を生じ易きを以て、其の利率高きを要するが如し。

第三 營業費

營業費も亦少くとも貸主に於て、それが償還を受けざるべからざる最低限の一要素たり。營業費に一般に亘るものと個々の取引に付き生ずるものとあり。前者は地代、家賃、給料、租税の如き一般營業費にして、後者は個々の取引上、取扱手数の繁閑により相違を生ずるが如き特別經費なりとす。例へば手形割引に於て支拂地の當所なると他所なるとに由りて、取立の手数を異にし、其の割引料を異にせざるべからざるが如し。

以上三者は貸付利子の最低限を構成するものなれば、投資者の報酬は之を償ふ可き點以上に於て決定せらるるを要す。次に其の最高限は其の借入資本より生ずる經濟的效用に依り定まるべく、本生産的信用に在りては借主の受くる快樂の程度之を決し、生産的信用に在りては借主が之を利用する場合に生ずる其の生産力大體に於て之を決すべし。而して此の生産力たる(一)借主

營業費

資金の需
要供給

の企業上の手腕、(二) 其の生産物に對する需要の強弱勞働の效程等種々の事情に由りて左右せらるべし。

斯くの如く貸付利子に最低最高二個の限界ありとして、其の間何れの點に於て實際の利子歩合決定するやは、全く資金の需給關係に基くものと言ふべし。即ち先づ之を供給する銀行の方面より觀れば、第一銀行間の競争激烈にして互に顧客を誘引するに勵むる時は利子歩合最低限に近づき、若し政變其の他の事項に由り互に警戒を嚴にし所謂引締策に勵むる時は競争の念失せ利子歩合高騰せざるを得ず。第二に遊金若くは預金に對する準備高も亦利子歩合に影響を及ぼす可し。即ち是等の資金豊富なる場合には、銀行業者は歩合を引下げて、貸出を促し、其の薄弱なる場合には寧ろ之を引上げて回収に力むべし。又之を資本の需要者側より見る時は、利子歩合は(一) 商工業の盛衰、(二) 手形取引の振否、(三) 物價の高低、(四) 通貨流通高の多少等、種々の事情によりて影響せらるべし。例へば商工業振ひ手形の取引盛なる時は割引の依頼續々として起り、物價騰貴し、通貨の購買力を減ずる時は、直接間接に貸付資本の需要を増し、通貨流通高膨脹する時は物價を騰貴せしめ、同様の結果を生ずるが如し。

第二節 割引料と貸付利息の相違

割引料と
貸付利息
の相違

割引料及び貸付利息の歩合は互に提携して上下するも、概して之を觀るに割引料は貸付利子より低率なるを常とす。之れ投資の目的を異にするより生ずるものにして、元來貸付の目的は主として將來の事業を助成するにあるを以て、其の資金は多く固定資本となり、直接生産技術の運轉に資せらるゝを以て、其の回収遅延せざるを得ず。従つて其の期限長く其の間事業の失敗其の他豫知すべからざる原因に由りて元本を喪失するの危険多し。之に反し手形の振出は主として過去に於ける生産事業に基くものにして、割引の手取金は流動資本の形態を有す。従て手形の期限は短くして敏活に回収せられ、且つ法律上嚴格なる規定により債權の確保を期し得るを以て、元本喪失の危険少しと云ふ可し。之れ割引料が貸付利子より低率なる所以なりとす。

第三節 割引料及び貸付利息の計算

割引料及
貸付利息
の計算

我が國に於る割引料の歩合は金百圓に對する一日の料金を以て計算の單位となし、稱して日歩と云ひ、貸付の利息は一ヶ年の利率を以て之を定むるを常とす。預金にありては當座及び小口當

座の如きは日歩計算を用ひ定期預金は年利率に依るものとす。而して日数の計算は一年を三百六十五日とし各月は暦により三十日、或は三十一日とし、實際の貸出日数との比例を求めて、利率を乗ずるの基礎となす。貸出の日数は割引若くは貸出をなしたる當日より満期日又は返済の日迄を算入するを一般の慣例とす。而して預金利子の計算に就ては預入の翌日より計算することとなり。海外にありては貸出預金共取引の翌日より末日迄を計算し、一ケ年を三百六十日と看做すの慣習行はる。

第二編 信託業

第一章 信託

信託の必要

世には多額の財産を所有し乍ら經驗知能の不充分なるより、之を有利確實に管理運用し能はざるもの少からず、又斯かる經驗知能に於て缺くるところ無きも、地位境遇職業等の關係より直接自ら管理運用の任に當る能はざるものもあるべく、若し此等の財産所有者にして他に適當なる管理者を求むる能はざらんには、財産の収益不確實不安となりて、獨り一家の經濟を不利益ならしむるのみならず、依りて生ずる富の消費若くは其の死藏等は廣く社會經濟に一大損失を與ふる所となるべし。又世には富家に生れ巨萬の財産を相続するの權利を有するも生れ付き濫費の傾向ある爲、財産を相続するも早晚之を倒盡するの危険あるもの無きに非ず。若し此等の場合に信用確實にして技術經驗ある管理者あり、委託者遺言者等の指定に従ひ、代りて財産の管理及び處分に任じ、依りて生ずる収益を相続者其の他の權利者に付與する方法あらんには、個人の爲にも社會の爲にも尠からざる利益福祉を齎らすに至るべし。而して茲に所謂信託とは右の如き要求に應ずべく

信託の意義

案出せられたる財産の管理及び處分に關する制度に外ならざるなり。
本邦に於て信託とは財産權の移轉其の他の處分を爲し他人をして一定の目的に従ひ財産の管理又は處分を爲さしむる行爲を謂ふ。(信託法 第一條) 故に信託行爲が成立つには少くとも左の條件あるを必要とすべし。

一、管理能力の信託

第一、財産を所有する者が或る管理者の管理能力を信託すること
凡ての信用關係は信用受授者間の信認關係を基礎とするものなれども、特に信託に在りては財産に關する一切の權利を或る他人に移轉するの制度なるを以て、兩者間の信認關係に一點だに缺くる所ありては到底成立し能はざるべし。

第二、財産權の移轉其の他の處分を爲すこと

信託に在りては信託を委託するものより信託を引受くる者に其の目的たる財産權を移轉するか、若くは質權抵當權等の設定の如き處分を爲し、以て之を引受くる者をして當該物權を完全に行使するを得せしむるを要す。斯くして信託を引受くる者自ら財産の所有權者となり（質權者となり又抵當權者となる）委託者の財産を完全に行使することを得て、彼の委託者の財産に就き單なる代理權を行使する代理商や處分權を行使するに過ぎざる問屋の行爲より區劃するに至るべし。

二、財産權の移轉其の他の處分

るべし。

第三、他人をして一定の目的に従ひ財産の管理又は處分を爲さしむること

即ち財産の管理又は處分を引受けたる者は一定の目的に従ひ、之が管理又は處分を爲すことを要す。換言すれば或は委託者の爲、或は或る第三者の爲、信託財産の管理又は處分を爲すの義務こそ受託者に課せらるゝ當然の負擔なりとす。而して茲に管理とは物又は權利の性質を變ぜざる範圍内に於て其の保存利用又は改良を目的とする行爲にして、處分とは物又は權利の性質に變更を生ぜしむる行爲なり。處分に有形の處分と法律上の處分とあるが、信託上に於ける處分は或は讓渡或は質入の如く法律上の處分に限るべきものなり。

信託の目的たる財産權は之を信託財産と稱す。而して身分權の如きを除く一切の財産權は之を信託の目的となし得べく、動産不動産は勿論工業所有權漁業權等に至るまで其の範圍頗る汎しと雖も、信託會社の引受くべき財産權は（一）金錢（二）有價證券（三）金錢債權（四）動産（五）土地及び其の定着物（六）地上權及び土地の賃借權に制限せらる。

第四、信託契約の當事者は委託者と受託者なれども、特に契約に於て受益者を指定するを得べし。

三、財産の管理又は處分

信託財産

信託契約の當事者

委託者

(一)、財産の信託を委託する者之を委託者と謂ふ。委託者たるには法律上何等の制限なく、唯行為能力者たるを以て足れりとす。

受託者

(二)、財産の信託を引受くる者之を受託者と謂ふ。受託者は善良なる管理人の注意を以て信託財産を管理処分するの義務あり、一般委託者たる世の資産家の信託を博するに足るだけの能力者たるを要するを以て、我が信託法も之に種々なる制限を設け、未成年者、禁治産者、准禁治産者、破産者、夫の許可なき妻の受託引受を禁止せり(信託法四條、五條、二十條)。

受益者

(三)、信託財産の管理又は処分により生ずるところの利益を受くるもの之を受益者と謂ふ。通例の場合委託者は自ら受益者を兼ねるが如しと雖も、委託者は或る第三者を受益者として指定するを得べし。後に述ぶる公益信託や遺言信託に於ける受益者等の如し。而も受益者となり得る者の範圍頗る汎く、現存の自然人、法人、各種團體の外未だ生れざる子や將來に組織さるべき法人等をも之に指定し得べく、又何々會々員と謂ふが如く不特定の受益者をも契約し得べく、此等の場合には法律に従ひ夫れ／＼信託管理人を置き、受益者の利益を確保するを要すべし。

受益者に對する制限としては(一)、受託者は受益者となる能はざること(二)、公益上の理由により外國人が土地又は礦業權の信託の受益者となり能はざると等あり(信託法十條)。

信託の種類

信託には其の形式内容如何により種々なる種類を生ずるに至るべし。今其の主なるもの二三を左に掲ぐ。

(一)、契約信託と遺言信託

委託者と受託者との契約による信託を契約信託と稱し、遺言に基き受託者の引受くる信託を遺言信託と謂ふ。前者は本邦に行はるゝ普通の信託にして後者は古來歐米各國に汎く行はるゝところなるが、本邦に在りては信託法第二條に於て其の成立を認むるも、受託者と遺言執行者との關係を律する法制に不備の點あるを以て未だ實際に行はるるに至らずと云ふ(信託法二條)。

(二)、公益信託と私益信託

最も普通に行はるゝ信託は或る一人の利益を計るを目的とするものなれども、我が法制は斯かる私益信託の外に祭祀、宗教、慈善、學術、技藝、其の他の公益を目的とする公益信託を認めたり(信託法六十六條)。

(三)、個人信託と會社信託

個人の引受くるもの之を個人信託と稱し、信託業法により信託會社の引受くるもの之を會社信託と謂ふ。

個人信託
と會社信託

公益信託
と私益信託

契約信託
と遺言信託

信託財産の保護

受益者の利益を目的とする保護

信託制度に於て特に注意すべきは信託財産に關する保護規定の嚴格なることなりとす。本來信託は善意なる受益者の終局の利益を計るを目的とする財産制度なるを以て、先づ信託財産上に加へらるゝことあるべき理由なき障害を除去して受益者の爲め其の安全を保證せざるべからず。即ち一旦信託契約にして成立せんか何人と雖も信託財産に對し強制執行を爲し又は之を競賣することを得ず(信託十條六條)。斯くして信託財産は安全地帯に入るなり。尤も之には二の例外あり。其の一は信託財産に付信託前の原因に由り生じたる抵當權等の權利ある場合にして、其の權利者は引續き之を行使するを妨げず。其の二は信託事務の處理に付信託財産の上に先取特權(保存の費用を支出したる者は之を得べし)等を有する場合なりとす。又委託者が財産を信託したる後に負擔するに至りたる債務の故を以てして、債權者は信託を取消し、信託財産を差押ふることを得ざるは勿論、信託前に負擔せる債務あるも、委託者が殊更に債權者を害することを知りて爲さざる限り其の信託は有效なり。勿論殊更に債權者を害することを知りて信託を爲したる場合には債權者に於て信託の取消を請求することを得べしと雖も、此の場合に於ても取消前に已に受けたる善意の受益者の利益は何等の影響を蒙らざるものとす(信託法二條十二條)。

受託者の管理権の濫用防止を目的とする保護

次に信託は信託財産に關する受託者の誠意ある管理力を基礎とするものなるを以て、斯かる管

理力の濫用缺陷過誤等より生ずることあるべき信託財産の損失の豫防緩和に就き、公なる干渉を要すべし。今此の點に關し我が法制の認むる重なる方法を擧ぐれば左の如し。

- (一)、受託者は何人の名義を以てするを問はず、信託財産を自己の固有財産と爲し又は之に付權利を取得することを得ず(信託法二十二條)。
- (二)、信託財産は固有財産と分別して管理するを要す(二十條)。
- (三)、信託財産は受託者の相續財産に屬せず(十五條)。
- (四)、信託財産に屬する債權と信託財産に屬せざる債務とは相殺することを得ず(十七條)。
- (五)、受託者が管理の失當に因りて信託財産に損失を生ぜしめたる時、又は信託の本旨に反して信託財産を處分したるときは、委託者、其の相續人、受益者及び他の受託者は其の受託者に對し損失の填補又は信託財産の復舊を請求することを得べし(二十條七條)。
- (六)、受託者が受託の本旨に反して信託財産を處分したるときは受益者は相手方又は轉得者に對し其の處分を取消すことを得べし(三十條一條)。
- (七)、受託者たる法人が其の任務に背きたるときは之に關與したる理事又は之に準ずべきもの亦連帶して其の責に任ず(三十條四條)。

信託財産の運用方法に關する制限

次に信託財産の運用方法は信託契約に於て其の都度決定することを得るものなれども、之に關し別段の契約なきときは受託者の任意たるべし。然るに運用方法如何は信託財産の運命に重大なる關係あるを以て我が法(大正十一年勅令五一九號)は金錢信託に就き契約に別段の定ある場合の外左の方法に依るべきことを命じたり。

- (一)、公債及び特別の法令によりて設立したる會社の社債の應募引受又は買入
- (二)、國債其の他前號の有價證券を擔保とする貸付
- (三)、郵便貯金
- (四)、貯蓄銀行及特別の法令に依りて設立したる銀行への預金
- (五)、前號の銀行以外の銀行への預金(當該方法に依るの已むことを得ざる事由ありと認めらるゝ場合に限る)

信託契約終了するときは受託者に於て最終の計算書を作り、受益者の承認を経べし。信託財産の歸屬は信託契約に従つて處理せらるゝも、契約に別段の定なきときは受益者又は其の相續人に交付せらるべし。若し受益者其の他の歸屬權利者無きときは委託者に歸屬するものとす。

第二章 信託業

信託會社

信託の引受を營業として行ふを信託業と云ひ、當然商行爲となり(信託法第六條)、商法の支配を受く。

近時信託業は異常なる發達を遂げ、他の銀行、保險、運送、倉庫等と相並んで商業界に重きを爲しつゝあり。而して信託業を營むものは資本金百萬圓以上の株式會社に限られ、大藏大臣より營業免許を受くるを要す。信託會社は商號中に信託なる文字を用うべく、業務經營上種々なる制限を受け、其の筋の監督に服するものなり。

信託會社の引受け得る信託は(一)、金錢(二)、有價證券(三)、金錢債權(四)、動産(五)、土地及び其の定着物(六)、地上權及び土地の賃借權等に限られ之れ以外の財産權に及ぶを得ざるものなり、尤も此の外に擔保附社債の信託を引受くるを得べしと雖も、實際に於て最も廣く行はるゝものは金錢の信託なりとす。

第一、金錢信託

信託會社が金錢の信託を引受くるは銀行が定期預金を引受くるに類するものあり、實際に於ても信託會社と銀行との間に資金の爭奪を醸すこと珍しとせず。然るに定期預金に在りては銀行は之に定率の利子を附するに止まるものなるに反し、金錢信託に在りては信託會社が其の引受けたる金錢を實際に運用して得たる收益中より手数料を差引き、殘金全部を委託者に交付するものなり。而して其の運用方法の異なるにより種々なる分類を生ずべし。

金錢信託

指定金銭
信託

(一)、指定金銭信託と稱するものは、契約に際し通例普く行はるゝが如き運用の方法を指定する方法なり。例へば財團擔保貸付、不動産擔保貸付、有價證券擔保貸付、國債、社債、株式又は不動産の所有等の投資を指定すると云ふよりは寧ろ之を承諾して信託するが如し。本邦に在つては會社に於て同種の信託金銭を合同して運用するを許さるゝものにして事實上銀行の定期預金と區別し難し。唯一口五百圓以上期間二年以上たるを必要とし、若し元本に損失を來したる場合、又は豫め定めたる利益率を擧ぐる能はざる場合に、或は元本を補填し、或は利益を補足(五分を超えざる範圍に於て)するの契約を爲すを得べし。

特定金銭
信託

(二)、特定金銭信託は契約に際し其の運用法を特定する金銭の信託なり。此の方法に在りては他の信託金との合同運用を爲すを得ず。特に定めたる方法に依り個別運用をなすものとす。

無條件の
信託

(三)、特定指定なき金銭信託は全然無條件にて信託する方法なるが、之れには前に述ぶる如き嚴重なる制限あり實際に於て多く行はれず。

金銭信託
以外の金
錢の信託

第二、金銭信託以外の金銭の信託

當初金銭にて信託を引受け、之を有價證券、不動産等に投資し、後日信託の終了に際し、金銭を交付せず、現存の信託財産の形態のまゝにて交付する方法なり。

有價證券
信託

第三、有價證券信託

國債、社債券、株式等の信託に於て、信託會社が原簿登録名義書換等の方法により、自ら権利者となり、投票權の行使、利子の請求等一切の權利並に之に伴ふ一切の義務を行ふものを表示有價證券信託と稱す。之れ最も多く信託の本旨に添ふところの方法なり。外に單に有價證券を預り、一定の貸付料を徴收して之を他に貸付する運用有價證券信託あり。之れ無記名證券に限り信託として有效なるべし。

不動産の
信託

第四、不動産の信託

信託會社が土地家屋等の信託を引受け、賃料の取立、公課の納付、修繕、修理等を爲すに於ては、爲に所有者に與ふるところの效益尠少なからざるべし。唯此の方法たる登録稅關係により廣く行はるゝに至らず。

擔保附社
債信託

第五、擔保附社債信託

之れ擔保附社債信託法(明治三十八年法律五二號)の認むる方法にして、信託會社及び銀行に於て營み得るところたり。之によれば社債を發行せんとする會社が元利支拂の保證として其の有する工場、船舶、鐵道、土地等の上に物上擔保權を設定し、之を信託會社に交付し、信託會社は總社債權者に代り

て該擔保権を保有し、若し委託會社にして社債の元利支拂を爲さざるときは、該権を實行し、總社債権者の利益の爲に擔保物件の強制執行及び競賣を爲すものとす。而して社債の募集發行は本來委託會社に於て爲すべき筈のものなれども、信託會社をして之に當らしむるを得べし。否信託會社に於て總額を引受くるも支障なきなり。斯くして信託會社は物上擔保権なる財産権の信託を受くると同時に、金融の媒介又は便宜を與ふるものなり。

次に信託會社の資金運用は左の方法に限らる(信託業法第十一條)。

- 一、公債社債又は株式の應募引受又は買入
- 二、公債其の他前號に掲ぐる有價證券を質とする貸付
- 三、不動産の買入(但し其の種類は大藏大臣の認可を要す)又は不動産を擔保とする貸付
- 四、不動産の買入(拂込資本及び準備金の三分の一以内)
- 五、不動産又は法令に依りて設定したる財團を抵當とする貸付
- 六、公共團體又は産業組合に對する貸付
- 七、銀行への預け金又は郵便貯金
- 八、銀行又は信託會社の引受ある手形の買入

信託會社は附隨業務として左に掲ぐるものを營むを得るものとす(信託業法第五條)。

一、保護預り

- 二、債務の保證
- 三、不動産賣買の媒介又は金銭若しくは不動産の貸借の媒介
- 四、公債社債若しくは株式の募集、其の拂込金の受入又は其の元利金若しくは配當金の支拂の取扱
- 五、左の事項に關する代理事務
 - イ 財産の取得管理處分又は貸借
 - ロ 財産の整理又は清算
 - ハ 債権の取立
- ニ、債務の履行

第三編 運送業

第一章 交通

運送業を叙せんとせば、勢ひ先づ交通 (Verkehr) の意義を明にせざるべからず。然るに此の交通なる語は廣狹種々の意味に使用せられ、之を最も廣義に解するときは社會に於ける人類相互の一切の關係を意味し、旅客貨物の運搬は更なり、交換、賣買、往來、談話、交際等有らゆる社交的關係を包含するに至るべしと雖も、茲に所謂交通はしかく廣義のものには非ずして、之を一言すれば交通とは人體財貨及び意思(音信)が有意的に其の場所を變更する現象なりと謂ふべし。而して斯かる現象を容易ならしむる各種の手段を總稱して交通手段 (Verkehrsmittel) とは謂ふ也。蓋し人が社會を成し、共同生活を營むが爲には、必ずや相互に意思を疏通し、財貨を交換し、此處彼處を往來するを要し、而も此等は社會が文明の度を加ふるに従つて益頻繁劇甚を重ね、更に其の頻繁劇甚は反動的に社會の文明を促進する所以なれば、所謂文明諸國が交通の發達、完備に銳意努力して止まざるもの固より怪しむに足らざるところなりとす。由來人事の複雑なる人

交通の定
義
交通手段

體、財貨及び意思は常に所要の場所に存在せざるを以て、之を移轉せんとするに方り被るべき妨害故障尠なりとせず。換言すれば人體財貨の運搬及び音信の傳達なる事實には幾多の費用、時間、危険、困難を伴ふ。彼の交通手段なるものは即ち此等の費用、時間、危険、困難を出來得るだけ減少又は除去して、運搬及び通信を安全、迅速、低廉ならしむるの目的を有するを以て、交通手段の進歩は即ち交通の進歩、進んでは文化の進歩を意味すと謂ふ可く、西人の語に一國交通の状態は其の國文化の程度を示すと謂へるもの固より偶然に非ざるを知るべし。茲に於てか交通手段改善の要起る。而して其の改善の方針はフーベル氏に従へば、第一交通手段は其れ自身有能なるを要し、多量、多時、長距離の交通に堪ゆべく、第二、人類の共同生活に效益を與ふる爲め迅速、低廉、安全、輕便、秩序等の諸點に就て遺憾無きを期せざるべからず。之を技術上より見るに、交通手段は通路運搬具及び動力の三種に分つべし。以下少しく説くところあらん。

第一 通路

通路とは交通の行はるる道路にして、人文未だ開けず世に劃然たる通路を存せず、自然の山野を行人の跋涉に任せし時代より、鐵道電線の如き進歩せる通路を生ずるに至るまで、交通の沿革

通路

通路の種別

は實に通路の進歩を語り、結局通路は運搬の總量に比し（一）動力を要すること益、少く（二）運搬具を磨損すること愈僅に（三）交通の徑路は直線を保ち乍ら漸次廣大の區域に普及せらるゝの傾向を辿りつゝあるものゝ如し。

通路は之を陸路及び海路の二に區別し得べく、又技術上より（一）道路（二）水路（三）軌道（四）電線の四に區別し得べし。而して此等通路の成立は地理的事情により影響を蒙ること頗る大なるものあり、即ち陸路にありては土地の高低、起伏、勾配の緩急、土壤の硬軟、乾濕、氣候、植物の關係及び國民の性質、文化の程度の如何により、海路にありては、水深、潮流、「デルタ」、暗礁等の關係により良否の別を生ずるに至る。

近時航空事業發達し空路なる一新通路を生ずるに至れり。

第二 運搬具

運搬具とは交通の目的物を搭載して通路を進行すべき要具を謂ふ。車輛、船舶等即ち之れにして、通信交通の場合には其の必要の程度甚だ低しと雖も、旅客貨物の輸送には稀有の場合を除き極めて必要の事となる。而して運搬具の物たる交通の目的物、動力、速力其の他の事情により種々の形態を生ずべしと雖も、吾人が運搬具に期待する理想は次の如き要素を備ふるに在りとす。

運搬具に對する理想

- 一 其の建造及び維持の費用の少きこと
- 二 磨損の少きこと
- 三 動力を遺憾無く使用し盡し得ること
- 四 多額の運搬に適すること
- 五 安全迅速なること
- 六 經營の便なること
- 七 間斷無く使用し得ること

第三 動力

動力とは通路に於て交通の目的物及び運搬具を動かすべき力を謂ふ。而して動力の節約は通路及び運搬具の改良により其の目的を達すべし。今動力として使用せらるるものを擧ぐれば人力、動物力、水力、風力、蒸氣力、電氣力、氣壓力等にして此の中前四種は幼稚の時代にも使用せられ、後の三種は全く文明の產出物たり。

次に交通の種類を擧ぐるに、交通の目的物により人體交通、財貨交通及び通信交通の三種に分つを得べく、就中前二者は通例之を運輸若くは運送と稱し、後者は單に通信と稱せらる。更に通路を標準とし且つ實際上の便宜に従ひ之を道路、水運、鐵道、郵便、電信、電話、航空等に分つ

交通の種類

動力

べし。

第二章 交通の發達

已に謂ふが如く交通とは一の場所より他の場所に人體、貨物、意思等の移轉する現象を謂ふものなれども、そも此等の移轉を必要とするは主として貨物の交換、賣買等其の權利の移轉を要するに基くものにして、權利の移轉と實物の移轉とは兩々相對して實行せらるゝものなり。尤も政府若くは大會社が單に自家經營上の必要より、其の所有物品を移動し、若くは野蠻人が其の口腹を満たさんが爲、山海を採りて天産物を獲取運搬するが如き、世には必ずしも權利の移轉を伴はざる貨物の移動を生ずること少しとせずと雖も、此等は實に特別の場合にして、概して謂ふときは、通信運輸なる事實の裡面には賣買若くは交換なる内容伏在し、交通と商業とは直接若くは間接に密接なる關係を有するを見る。されば交通の發達は取りも直さず商業の發達と謂ふ可く、後者が人類經濟上の必要に基き發生し、變遷し、進歩したると殆んど同一の事情は、前者の發生、變遷、進歩を支配せざることなし。シュモラー博士は這般の事情に基き専ら歐洲の歴史により、交通發達の時期を區別して左の三期とせり。

第一期 偶時的原始的近隣交通の時期

第二期 制限されたる地方的交通の時期

第三期 國民の内外各部を聯結せる世界的大交通時期

交通の第
一期

經濟學者が人類の原始的時代を説くや、皆其の單獨生活を送れることを以てし、彼等の欲望單純にして隨時其の起るに任せて天産物を獲取したるのみ、毫も貨物交換の事實を生ぜざりしと謂ふ。されど實際斯の如き純然たる自足的、籠居的生活は今日より到底想像し能はざるところにして、人類が生れ乍らにして有せる社會的性質は、彼が生存せる如何なる時期に於ても、斯かる獨居生活を許すを得ず、必ずや骨肉相助け、同類相依り、而も一方に於て此等相倚れる種族と種族との間に或る程度に於て貨物交換の必要を生じたるもの、如し。即ち石器裝飾品武器等が數百哩の行程を経て交換せられし事は、早く上古の時代に見る所にして、交通なる事實は已に原始時代に其の端を發せりと謂ふべし。唯此の種の交換及び交通は當時の經濟上必要缺くべからざる要件にあらずして、此の間主として自己生産自足經濟行はれしを以て、交換交通は偶時的に行はれたるのみ。従つて當時交通手段の見べきもの無く、船舶、車輛若くは道路等は全く存在せず、人々三十疋の重量を肩上に荷つて、毎日十乃至三十「キロメートル」を運搬せるに過ぎず、其の稍進むに及んで動物を使用するに至れりと謂ふ。

後農業起り、市場生じ、工業及び貨幣制度起るに及んで、交通漸く繁く、殊に海岸及び河岸の便利なる地點に商業都市の發生を見るに至りしが、此の際に行はれたる交通は皆地方的のものにして、今を去る一二世紀前までは何れの國に於ても此の域を脱すること能はざりき。之れ所謂交通の第二期にして、經濟上顧客生産の時期に該當し、都市と村落とは各自の農工生産品を直接に交換し、其の遠隔の地に運搬せらるる物としては食鹽、香料、金屬製品、寶石の類に過ぎずして、未だ大量運輸 (massenverkehr) の行はるゝ無く、各人の家政は尙自足主義に依るもの多かりき。従つて通路は險惡にして人の往來は步行若くは馬背に據れるのみ。荷車は僅に木材、穀物其他の重量品を搭載して一日に十乃至五十「キロメートル」の間を行くに過ぎず。又海洋及び河川の如きは屢却つて交通の妨害物たるの觀を呈し、其の漸く之を利用するに及んでも、造船技術幼稚にして僅に百噸以内の船舶を浮べて櫓行し、未だ帆船の使用さへ起らざりき。

第三期に及んで國內及び國際間に於ける大交通行はるゝに至りたるが、此の如き大交通の胚種は夙に幾千年の以前に溯りて探るを得べし。蓋し經濟上の時期は其の境界固より確然たるものにあらず、各期の事實互に錯雜混交するものなるを以て、現今の夫れに類する世界的交通が已に早く古代或る勇敢なる國民によりて行はれたること固より怪むに足らざるなり。然れども其の今日

の如きを致せるものは、西曆千四百年乃至千八百年間の進歩を經由し、十九世紀に入りて、大發展を遂げたる結果に外ならざるなり。

思ふに大交通は先づ海上交通より行はれ、尋で陸上交通に及べるものなりき。而して紀元前四千年より紀元千八百年に至る期間に於て、此の海上交通の覇權を握り専ら商業を營みし國民は、同時に資力あり文明の指導者たりしこと疑無きところ也。古代に於けるフィニシヤ、ギリシヤ、ローマ等相尋で隆盛を極めたる半面の理由は即ち其の航海國民たりしことにて、當時已に乗組員五人容積七八百噸の船舶を建造せりと傳へらる。又古代に於ける支那、埃及及び中世に於ける西班牙、伊太利、和蘭等は河川運河を利用し、陸上の道路は羅馬政府の設備頗る完全せるものありき。而して羅馬の道路修築は専ら軍事上の必要によるものにして、其の盛なるや面積三四百萬平方「キロメートル」の大帝國內に延長十四萬「キロメートル」の大道路を布きしと謂ふ。然れども之が商業を刺戟獎勵せるの跡見るべきなし。

羅馬の滅亡後中世の殆んど全部に掛け、商業と交通とは全く沈衰に歸せしが、十三世紀頃より支那、アラビヤ及び西方歐羅巴に於て經濟の復活あり、十五世紀乃至十九世紀に掛け著大の進歩を致せり。殊に航海通商發展の新紀元を爲すものはコロンブスの亞米利加發見(千四百九十二年)

十九世紀
に於ける
交通の革
新

ワスコデガマの喜望峰回航(千四百九十八年)等にして爲に世界の交易範圍膨大し同時に磁石の利用、風力の應用及び造船築港等の新技術は互に相待ちて海軍業の大發展を促せり。陸上に在りては千七百八十年乃至千八百三十年に於ける歐洲諸國の道路修築、千六百年以後に於ける郵便制度の發達、十七世紀に於ける運河の開鑿等、各種交通機關益々面目を改めしが、其の大々的發展を遂げしは十九世紀に於ける科學の應用に因すと謂はざるべからず。即ち千八百年ロバート、フルトンに會て十八世紀の末ジェームスワットの發明せる蒸氣機關を船舶に應用して汽船を發案し、千八百十年後に於ては大西洋上汽船の馳するを見たり。次にジョージステブソンは鐵道機關車を發明し、千八百廿九年リバプール、マンチエスター間に鐵道の開設を見るに至れり。又千八百卅二年電信の發明、千八百六十一年電話の發明あり、爾來今日に至るまで、交通手段の改良進歩は日々に止まず、各國争うて其の設備に力め、爲に世界は著しく其の面積を縮めたるの觀を呈するに至れり。殊に近年には無線電信の發明あり。海岸及び船舶に無線電信局を設置し、國際無線電信條約を締結して、各國競うて之が利用を圖りつゝあり。又千九百年ツエッペン伯の航空船發見あり、千九百三年ライト氏の飛行機發明あり、航空事業次第に興り交通界に一新紀元を劃するに至れり。

第三章 運送業

夫れ交通は人體財貨及び意思(音信)が有意的に其の場所を變動するの現象にして、此の現象を容易ならしむる各種の手段を名づけて交通手段と稱すると已に述ぶるが如し。今更に吾人は右の交通を容易ならしむるが爲某々種の交通手段を組織的に結合して、之を運轉利用するの行爲を交通經營と名け、且つ此の交通經營を營利の目的とする事業を交通的企業若くは交通業と稱せんとす。而して交通業は更に之を運送業と通信業とに分つべし。

茲に重要なるは右の如き交通的企業は之を國家の經營に待つべきや、將た私人の經營に放任して可なるやと云ふ問題なり。而して此の問題を決せんとせば先づ交通經營の性質を明にせざるべからず。然るに學者の認むるところに據れば、交通經營は左の如き性質を有す。

第一 交通經營は公共的性質を有す。

夫れ交通の發達は社會百般の事物に影響し、其の進歩の程度如何は國家社會の隆替に關係す。更に一國の軍政が其の交通の完否に影響せらるゝの大なる人の能く知る所にして、其の經營如何が國家の公益公安と一日も離るべからざる關係あるは踏易きの理とす。

交通經營
び交通業國家と交
通經營

第二 交通經營は統一的組織を要す。

已に交通經營が公共的性質を備ふる以上は、其の設備方法に付き全國劃一の制を敷くを要すること又當然の結果にして、先づ其の料金、便宜、速力等を一定して、地方により不公平無からしめ、且つ運搬上各地間の聯絡を巧妙にして、經營費用の節約を計らざるべからず。

第三 交通經營は獨占的性質を有す。

交通的企業が獨占制を利とし、競争制を不利とするは概して斯業の設備が莫大なる固定資本を要するに依る。即ち若し同一の區間に競争企業を許すときは斯かる莫大なる固定資本をして二重若くは三重に固定せしむるの止むなきに至らしめ、國民經濟上の不利益大なるものあるべし。特に其の回收の容易ならざる一朝競争者の一方にして壓倒せらるゝときは、其の者の投じたる資本は全く缺損に歸し、若し競争者同盟を結ぶに至らば、莫大なる資本回收の必要上破格の高率運賃を課して公衆の利益を傷ふべし。

以上の事由に鑑るときは交通の經營は之を政府事業と爲すか若くは嚴格なる監督の下に之を民業に委ねざるべからざるものたり。尤も一地方狹隘の區域を限り馬車、荷車等の如き幼稚なる交通手段を用ひてする場合に在りては、直接國家全體の公益に關係無きのみならず、獨占の弊を恣

にするの患も少ければ、一々此等に國家的干渉を施すことは徒に政務を繁雜ならしむるのみなるべし。然るに鐵道の如き進歩せる交通手段の顯はるゝや、幼稚なるものいつしか壓倒せられて鐵道獨り專横を恣にすべし。爲に種々の點に付き國家の干渉を必要とするに至る。之を事實に徴するに、道路、郵便、電信、電話等は國營たる場合多く、鐵道は國有（獨）民有（英、米）半民有（佛）等國により一ならずと雖も、之を民有とするも其の經營が嚴格なる國家の監督を受けつゝあるは一也。而して水路設備の大部分も亦公共的經營を要し、唯船舶を以て直接水運を營むものは専ら民業に委せらるるを見る。されば現今海運業は私人的交通企業として最も重要な地位を占むと謂ふべし。

本邦に在りて通信事業官營に歸し、郵便官署の如きは書信小包送達の外、爲替、貯金、振替貯金、證券保管、簡易保險事務取扱等金融事務を取扱ひつゝあり。

今一の營業として運送業を觀察するに、之を營むところの主體即ち運送者なる者は運送なる行爲により日々に幾多の人命財産を引受けて、運搬中それが死命を制するが如き地位に立つのみならず、運送其の物は已に述ぶるが如く、種々の點に於て社會上重大なる任務を有するを以て、特に運送に關する法律上の規定を設け此の事により利を營む運送者の權利と義務とを明瞭ならしむる

の必要あり、之れ各國商法が運送契約と運送者に關して少からざる領域を分つ所以なりとす。

今我が商法に基き運送契約換言せば個々の運送を引受くるに付き運送者は委託者に對し如何なる權利義務の關係を生ずるやに付き大綱を摘記せん。

第一 運送者は運送契約の結果左の如き義務を負ふ

一 運送の義務

運送者が委託者の委託に基き、人體若くは貨物を或る場所より或る他の場所まで安全に運搬せざるべからざるは言を待たざる所にして、此の義務の完了を確實ならしむる爲細密なる點に亘りて法律の干渉を見るなり。特に海上運送の場合に於て一層著しく、運送に着手し實行し終了する爲、或は發航の當時船舶が安全なる航海に適することを擔保するの責を課せられ、或は貨物搭載の責任者、時期、效力等に付き種々なる制規を設くる等、運送義務の完了を主眼とするもの規定甚だ多し。

二 損害賠償の義務（商法三百三十七條三百三十八條三百五十一條六百十九條）

運送中の運送品の全部又は一部が滅失毀損し又は延着したるときは左の場合の外運送者は其の損害賠償の責を免るゝことを得ず。

イ 運送者が自己又は運送取扱人其他運送の爲に使用したる者が運送品の受取、引渡、保管及び運送に關し注意を怠らざりしことを證明したる場合

ロ 貨幣有價證券其他の高價品にして委託者が運送を委託するに當り其の種類及び價格を明示せざりし場合

ハ 手荷物にして運送者が引渡を受けざりし場合

三 運送證券及び運送契約書交付の義務

運送證券とは、運送者が相手方に對し運送貨を受けて一定の場所より一定の場所まで或る物品を運送したる上相手方又は第三者に其の物品を引渡すことを約する證券にして運送契約其の物の證明書に非ず、全く獨立なる一の要式證券にして證券其の物の趣旨に基き關係者を拘束し得るもの也。而して其の海運に於けるもの之を船荷證券とし、陸運に於けるもの之を貨物引換證となす。共に運送契約の效力として、委託者の請求次第運送者より交附せざるべからざるものなり。（商法三百三十三條六百二十條）而して運送證券を作りたるときは、運送品に關する處分は、運送證券を以てするにあらざれば之を爲すことを得ず。

次に運送契約書とは運送契約の證明書にして、海上運送契約の一種たる備船契約の場合に於て備船者との間に於て互に請求次第に此の契約書を交付するの義務を負ふものとす。（五百九十條）

第二 次に運送者は運送契約により左の如き權利を得

一 運送貨を受くるの權利

二 運送中に支出したる必要なる費用立替金の支拂を受くるの權利

三 備船契約の場合に於ける日數超過割増金の如き報酬を受くるの權利

四 共同海損、救済若くは救助の爲めに其の負擔すべき金額の支拂を受くるの權利

五 或る場合に於ける損害賠償請求の權利例へば海上運送の場合に荷送人が運送途中解約の爲め運送者に生ぜしめたる損害の如し

六 或る場合に於て委託者より擔保を供せしむる權利

七 運送貨其他の立替金の請求に付運送品を留置するの權、及び先取特權を有すること

八 陸上運送に於て委託者より運送狀を交付せしむる權利

- 九 備船契約の場合に備船者より契約書を交付せしむる権利
 - 十 海上運送に於て船荷證券の際本を交付せしむる権利
 - 十一 海上運送上運送に必要な書類を交付せしむる権利
- 運送業者は其の日々の行為に付き大略右の如き権利義務の關係を生じつゝあるものなれば充分法律上の素養を得て、各個の権利義務に付き、更に其の關係の存続消滅する事情を究むるを要す。(商法三百三十一條乃至三百五十二條五百九十條乃至六百四十條)

第四章 鐵道業

第一節 鐵道業の意義

由來鐵道なる語は種々なる意義に使用せらるゝも、茲には最も普通の見解に従ひ、鐵道とは鐵製軌道上に於ける交通設備也と決定し置くべし。而して此の鐵道を用ひて旅客及び貨物の運送を目的とする業を鐵道業と謂ふ。

故に之を法律上より見れば、鐵道業を營む者は我が商法第三百三十一條に所謂陸上に於て物品又は旅客の運送を爲すを業とする運送人に該當し、其の日常の取引たる運送契約上運送人として

鐵道業

鐵道業者
と運送人

の権利を行ひ義務を果さざるべからざる他の一方にはそれが運送手段たる鐵道の經營が著しく公共的獨占的統一的性質を發揮するを以て、種々なる點に付き國家の嚴重なる監督の下に立たざるべからざるは各國の鐵道政策に徴して明なるところにして、鐵道業者の普通の運送人と大に其の趣を異にする所なりとす。

鐵道業の
監督

國家の監督は鐵道の民業を認むる場合に、一層其の必要を見る。今本邦の地方鐵道業が被れる干涉制限の主なるものを擧ぐれば左の如し。

第一 營業の免許

私人にして鐵道業を營まんと欲せば株式會社組織となし、必要な書類を具して逓信大臣より設立の免許を受けざるべからず。公益上必要ありと認むる時は政府の都合により買収せらるゝものとす。

第二 鐵道の設備並に技術に關する制限

政府は又鐵道の建設即ち軌道、車輛、停車場、器具の構造、配置及び其の運轉方法に關し、技術上必要な種々の制限を設け、且つ検査監督の方法を講ぜり。(鐵道建設規程及び運轉規程參照)

第三 業務上の監督

(一)一般運送事務の經營に付きては鐵道運輪規程を設けて全國畫一の制を定め、その他(二)鐵道臺帳の備付(三)營業報告の調製申達(四)鐵道統計の調製(五)事故届出(六)定款變更、社債募集、合併(七)運轉開始等重大なる事件に付き一々主務大臣の認可を要すること等種々の監督方法あり。

第四 國家の公益を基とする制限

- (一) 鐵道運賃率の如きは監督官廳の許可を経るを要す。
 - (二) 一定の條件を具へたる旅客又は荷主の運送請求を拒むこと能はず(所謂運送の強制)即ち旅客又は運送品が左の條件を具備したるときは其の運送を拒むことを得ざるものとす。
 - 一 荷送人が法令其他鐵道運送に關する規程を遵守すること
 - 二 貨物の運送に付特別なる責務の條件を運送人より求めざること
 - 三 運送が法令規程又は公の秩序若くは善良の風俗に反せざること
 - 四 貨物が成規により其の線路に於ける運送に適すること
 - 五 天災地變其他已むを得ざる理由に基因したる運送上の支障なきとき
 - 又(三)同一階級の被運送者に對して同等の取扱を爲さざるべからず
 - 第五 國家の公安に關する制限
- 私設鐵道は非常の際軍用に供せらるゝ義務あり。

從來本邦の鐵道制度は官民混業なりしが、明治三十九年政府は鐵道國有法を制定し單に一地方の交通を目的とするものを除き一般運送の用に供する一切の鐵道を國有とするの方針を明にし、同年より十ヶ年に亘り、日本鐵道株式會社以下十七大鐵道會社を買收したり。斯くて本部の鐵道界は大に民間企業の範圍を萎縮せしめたりと雖も、政府の之を經營するや全然無報酬(無償主義)を以てせず若くは單に經營費を償ふに止る如き手数料(手数料主義)を得るを以て満足せず、之が収益を以て擴張を資くるに在り、其の奉ずる營利の主義や毫も民業の其と異ならざるのみならず、

之を行ふや國家の私權を以てするを以て、國家は此の點に付き商法第二條に所謂公法人の商行為として商法の適用を受くべく、從つて當然運送人の責務を盡くし、且つ公衆に對する公共運輸機關たるの義務(例へば運送の強制、同等の取扱の如き)を果さざるべからず。されば鐵道の國有は毫も鐵道業の消失を來さずして、其の經營者の人格を變更したるのみ。而も鐵道國有が民業の發展上如何なる影響を及ぼすやに至りては全く別問題に屬す。

次に鐵道の種類を擧ぐるに、其の動力により(一)電氣鐵道(二)馬車鐵道(三)蒸氣鐵道等に別ち、其の目的により(一)農業鐵道(二)工業鐵道(三)軍用鐵道等に分ち、交通上の效用により(一)幹線鐵道(二)枝線鐵道(三)地方鐵道(四)市街鐵道等に別ち、又其の經營者により(一)國有鐵道(二)市有鐵道(三)私有鐵道(營業鐵道)及び専用鐵道等に別つべし。

第二節 鐵道業の技術的設備

特に鐵道業の經營に要する技術上の設備中主なるもの五あり。(一)鐵道用地(二)鐵道線路(三)停車場(四)車輛(五)鐵道係員之也。此の他事務室會計室及び其の役員の如き種々なる設備を要すべしと雖も、此等は何れの事業にも要せらるゝものにして、特に鐵道技術上缺くべからざる

ものは以上の五種なりとす。

第一款 鐵道用地

鐵道用地は鐵道敷設の基礎たる土地にして、地方鐵道法第十五條によれば左に掲ぐるものを以て鐵道用地となせり。而して此等は土地收用法の適用を受け、所有主より公力により買入るゝを得るものとす。

- 一 線路用地
- 二 停車場、信號所及び車庫貨物庫等の建設に要する土地
- 三 鐵道構内に職務上常任を要する鐵道員の舎宅及び運輸保線に従事する鐵道員の駐在所等の建設に要する土地
- 四 鐵道に要する車輛器具を修理製作する工場及び其の資料器具を貯藏する倉庫の建設に要する線路に沿ひたる土地

第二款 鐵道線路

鐵道線路に關する事項は全く工學上の専門に屬するも、鐵道の經營に任ずる者は其の大意に通ぜざるべからず、一に鐵道線路と稱するもの、中に其の線路の單一なると否とにより、單線と複線の別あり、又其の普通列車の運轉に供せらるゝと工事中一時の使用に供せらるゝとにより、永久線 (Permanent way) と假設線 (Tram way) の別あり。

今永久線の構造を説くに之は通常次の諸要素より成る。

- 一 施工基面 (Level) 線路敷設の基礎にして、其の幅員七呎以上に達し、其の高さは排水に必要な程度を要す。而して其の構造せらるゝや先づ築堤 (Embankment) 若くは切取 (Cutting) を施さざるべからず。
 - 二 道床 (Ballast) 排水を充分ならしむる爲、枕木と基面との間に砂礫の類を積集填充せるものにして、其の高さは枕木の下面より基面迄六吋以上を通例とし如何なる場合と雖も三吋を下るを得ず。
 - 三 枕木 (Sleepers) とは軌條を支持する木材にして或は線路に並行するものあり、(Transversal sleepers) 或は線路を横斷するものあり (Cross sleepers) と雖も、事實上後者のみ使用せらる。
 - 四 軌條 (Rail) 即ち直接車輛を支持して之を移轉せしむるの設備にして多く鋼鐵を以て製し、其の重量一碼四十五封度以上たるを要す。而して軌間は本邦に在りては三呎六吋の狭軌式を探ると雖も、諸外國に於ては重に四呎八吋二分の一 (英、佛、獨、白、蘭等) 五呎六吋 (英領印度) 五呎 (ロシア) 等の廣軌式行はる。
- 線路は右の如き要素により構造せらるゝも、場所により種々の特別設備を要す。即ち或は曲線を成さざるべからざるあり。(曲線の半徑は十五鎖以上を通例とす) 或は勾配を施すあり。勾配は四十分の一より急ならざるを要す又は隧道橋梁其他列車を避くるに困難なる場所には待避所を具へ、橋梁は凡て鐵製若くは鋼製となす等、夫々建設規程に據り施設せざるべからず。

線路には又左の如き標識を設くるを要す。

- 一 每四分の一哩の距離を示す哩程標
- 二 句配の變更する箇所毎に前後の句配を示す句配標
- 三 本線路に接續する側線若くは支線ある場所には車輛の停止區域を示す警標
- 四 踏切道に通行人の注意を惹くべき警標等

停車場

第三款 停車場

停車場は旅客の乗降に便し貨物の揚卸を行ふが爲列車の停止休息する區域にして、鐵道技術の上より見れば車輛の増減、油差し、供炭、點燈、其他列車の運轉に必要な事項を處理し、運輸上より見るときは、切符の發賣貨物運送の引受等を爲すべき、營業所なりとす。而して其の列車の發着點に當ると否とにより、中間驛 (Roadside station) 終局驛 (Terminal station) 連絡驛 (Junction station) の別あり。又技術上より (一) 普通停車場 (二) 聯絡停車場 (三) 簡易停車場等の區別を設く。

停車場の設備中其の運輸上の必要に依るもの左の如し。

- 一 見易き所に驛名を表示すること
- 二 旅客貨物の運賃表列車時間表其他運轉上必要な諸表規則を揭示すること
- 三 運送に必要な事項及び鐵道の取締に關する法令其他の條項を摘録して揭示すること
- 四 當該停車場よりの列車出發時刻運賃表其他必要に應じ他の關係線路に於ける時刻貨銀表の揭示
- 五 貴重品割増貨銀表の揭示
- 六 運送狀用紙の備付
- 七 申告簿の備付、申告簿とは主要なる停車場に於て乗客又は荷主に於て鐵道の處置に不滿の廉ありと認むるものをして隨意其の旨を申告せしむるの仕組なり。

- 八 時計を備ふること
 - 九 便所、待合所及び乗降場を設くること
 - 十 荷物場卸場を設くること
 - 十一 跨線橋地下道等を設くること
- 又車輛の運轉及び鐵道の保存に關する設備も便宜停車場區域内に設けらるゝもの多し、即ち左に其の種類を擧ぐ。

- 一 轉轍器
- 二 信號器
- 三 車庫
- 四 轉車臺
- 五 遷車臺
- 六 貯水器
- 七 修繕工場等

其他電信機、會計帳簿等事務上の設備を要するは言ふ迄も無し。

第四款 車輛

鐵道車輛

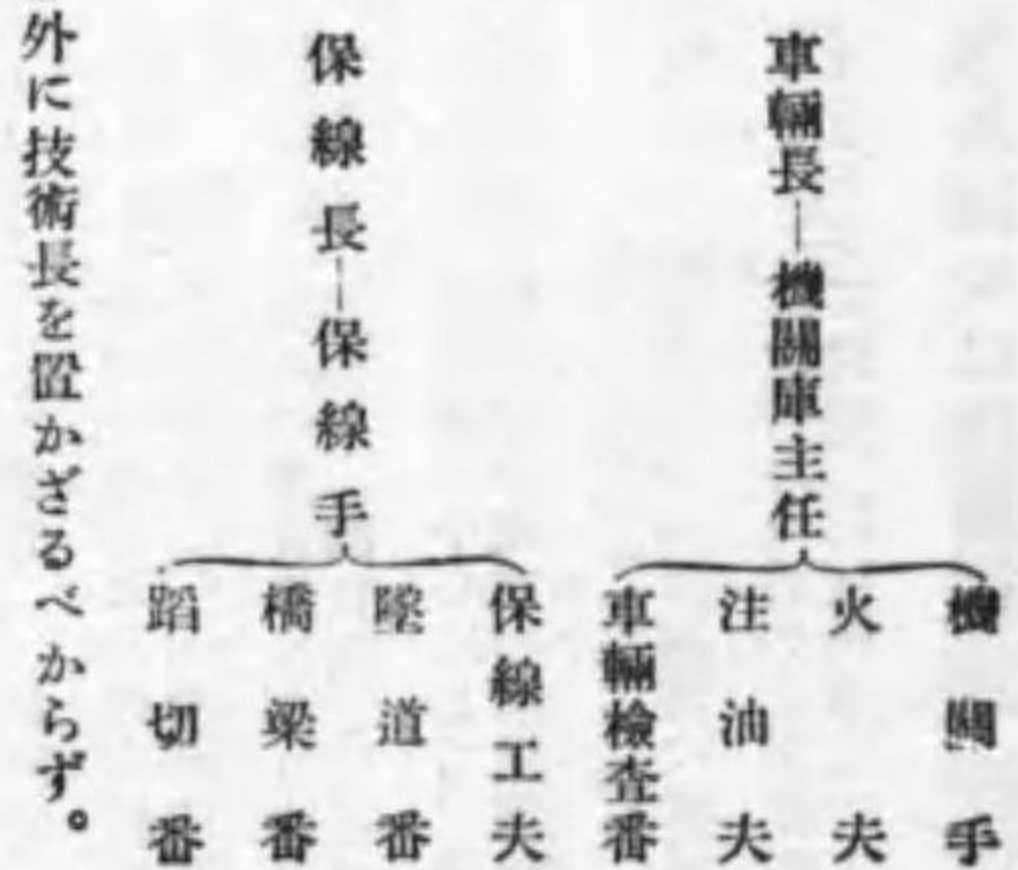
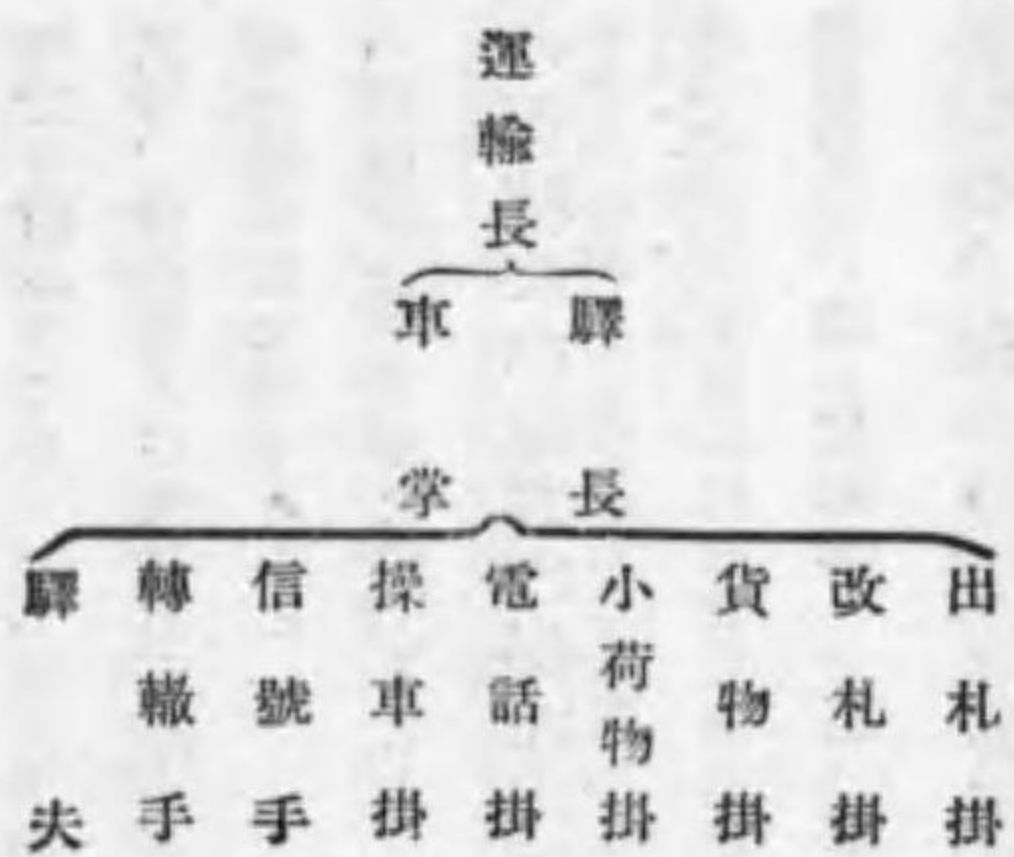
鐵道車輛を分つて機關車、客車、貨車の三種に大別すべし。

- 一 機關車 機關車に二種あり、テンダーエンジン 及び「タンクエンジン」之也、前者は炭水貯藏部と機關部とが全く區別せられ、其の働輪輕く、高速疾行及び長距離の運轉に適するものにして、後者は二部連續し、其の働輪重く高速疾行に適せず。而して此等の機關車は何れも法定の給水器、安全瓣、檢壓瓣、汽笛、排障器、制動器等を備ふるを要す。
- 二 客車 客車には其の等級に従ひ夫々構造を異にせる一等車、二等車、三等車、諸等合造車、郵便車等の別あり。而して其の面積は定員一人に付少くとも三平方呎以上窓硝子面積は同上六十平方呎以上を要す。
- 三 貨車 貨車には其の構造及び目的により有蓋車、無蓋車、石炭車 魚車、土砂車、家畜車、緩急車、木材車等の類別あり。

第五款 鐵道係員

鐵道係員

鐵道の運輸列車の運轉及び線路の保存等に關する事務は頗る複雑なるものにして、其の任に當る者を見るに、或は簡單なる機械的勞務に服し、或は緻密なる技術を司るあり、高低固より一ならずと雖も、何れも普通の商業使用人とは其の趣を異にせる一種の専門的技術者と言ふべく、鐵道業の經理上缺くべからざる要素に屬す。故に當局者は鐵道係員職制なるものを設けて、此の種の任務に服すべき人員及び其の職務を規定し、鐵道業者に其の遵奉を命ぜり。今鐵道係員なるものを擧ぐれば左の如し。



右の外に技術長を置かざるべからず。

第三節 鐵道業の經營

第一款 業務の分擔

鐵道業の本義は物品及び旅客の運送にあるを以て、主として此の運送を以てする所謂運輸事務は固より該業の中心たるも、斯業の規模洪大にして諸般複雑なる設備を要するや、到底此の純然たる運輸事務のみを以て満足すべきにあらず、勢ひ種々なる業務の分るゝありて互に相扶けざるべからず。今最も普通に行はるゝ業務分掌の形態を述べれば左の如し。

鐵道業務の分擔



- 第一 統轄機關 (鐵道業務の全體を統御する機關に)
 - 第二 庶務課 (諸規則編纂外部との交渉其他一切の雜務を取扱ふものにして通常)
 - (一) 文書係 (二) 法規係 (三) 記録係 (四) 統計係の四部に小分せらる
 - 第三 會計課 (金錢の收支を取扱ふ所にして通例(一)現)
 - 金出納係 (二) 計算係の二部に區分せらる
 - 第四 倉庫係 (物品の購買保管其他物品に關する事務を取扱ひ、)
 - 通例(一)購買掛(二)受掛の二部に區分せらる
 - 第五 運輸課 (鐵道業の中心にして、通例(一)列車係(列車運轉時刻表の調製列車運行の監督、客車及び列車備品並びに乘組員配合旅客の輸送貨銀の制定、列車發着に關する電信其他の事項を司る)(二)荷物係(荷物輸送並びに之に關する課務の監督荷物賃金の決定又は割引等)(三)調査係(各驛收入の調査整理、連帶運賃の計算)(四)驛員(驛長以下驛務に服するもの)(五)主記係(驛員の移動運輸の取締記録其他)等に區分せらる
 - 第六 汽車課 (運送機具の製作及運轉修繕等に關する事項を取扱ふ所にし)
 - 通例(一)運轉係(二)工場係(三)電氣係等に區分せらる
 - 第七 線路課或は建築課 (線路停車場の建設、改良、保存等に關する事務を司る所にし、通例)
 - (一)雜務係(二)建設掛(三)保存係(四)線路保存係等に區分せらる

運送貨物の種類

第二款 貨物運送

第一 運送貨物の種類

貨物を分つて手荷物と貨物(狹義)となす。前者は旅客自ら携帯する所謂身廻品にして、一定の制限内に於て(一等百斤二等七十斤三等五十斤)鐵道業者の無賃輸送するところなりとす。後者は更に之を小荷物と大貨物とに分つ。

一 小荷物 手荷物車を以て運送し得る範圍内の荷物にして、特に旅客列車を以て輸送するものとす。更に之を左の如く分類す

甲 通常小荷物又は小貨物は器具家具等の普通品とす。
 乙 特殊小荷物は行商品、呼賣商品、死體、貴重品、小動物等とす。

二 大貨物 貨車を以て輸送せらるる貨物にして、等級品及び級外品に分たる。等級品は左の如し

- 一級品 絹織物・樂器・靴・鏡・毛皮製品・キャッシュレジスター・カルキユレーティングマシン・水に容れたる活魚・薄荷・蠶種・寫眞・萬年筆・眼鏡・花等々
- 二級品 毛絲・植木・毛織物・椅子・毛皮・電話機・樟腦・ゴム製皮・リノニウム類・自動自轉車・珈琲・繭・鮮肉・パリカン等々
- 三級品 印刷機械・活字・金庫・菓子・提籃・汽罐・銅線・商標・揚子・コルク製品・清酒・麥酒・角砂糖・自轉車・消火器・清涼飲料水・卷煙草等々

四級品 黄麻・生石灰・コンクリート製品・寒天・柿・板底・石綿・瓦・鐵線・生菜・石油・小麥粉・齒磨粉・モルト・麵類・磚子・味噌・醬油・木煉瓦・大豆油等々

五級品 硝子屑・木ノ根・鐵塊・金鑽・硫黄・米・麥・菜種・鹽・薪・竹・籐・灰類・過燐酸石灰・紙屑・木屑・甘藷・烏鈴薯・大根・蓮等々

級外品は更に七種に區分さる。

- 第一種 火藥類 甲類(火藥・爆藥・火工品)・乙類(雷管・藥莖等)・丙類
- 第二種 危險品 可燃性壓縮瓦斯・液化瓦斯・可燃性液體・酸類・燐寸類等
- 第三種 家畜 牛・馬・豚・綿羊・山羊
- 第四種 自己の車輪にて運轉する車輛 機關車・客車・電車等
- 第五種 死體
- 第六種 特殊貴重品 金貨・銀貨・兌換券・印紙・切手・證券類・貴金屬・寶玉石類等
- 第七種 臨時の約束に依り運送する貨物 胞衣類・尿管・其の他の汚穢なる物

第二 貨物の扱種別

貨物の扱種別

- 貨物の扱種別を分ちて小口扱、特別小口扱、貨切扱及び特殊扱の四種とす。
- 一 小口扱 小口扱は少量の貨物運送に用ひらるゝものにして、斤數にて運賃が計算され、積込・積卸の費用も運賃中に含るゝものなり。一定地域内に限りては、一定料金の支拂によりて集貨及び配達の取扱をも爲す。
- 二 特別小口扱 特別小口扱は少量の貨物の速達運送を取扱ふものにして、運賃は小口扱同様斤數にて計算せらるるも、積込・積卸・集貨・配達の費用をも含められ、計算簡にして便なり。但し級外品貨物、及び一箇の長十四尺、重量二百斤又は容積四十

運送手續

第三 運送手續

一 運送の申込 貨物の輸送を鐵道便に託せんとする者は貨物取扱時間内に運送狀を添え、鐵道業者に申出づべし。運送狀とは運送人の請求に因り荷送人より交付すべき一種の書面にして(商法三百三十二條)運送申込に要する事項を記載し、後に至り運送人より交付すべき貨物引換證の基礎となるべきものなり。而して其の鐵道業者に差出すべき運送狀面には左の如き事項を記載するを要す。(鐵道運輸規程八十五條)

- 一 運送狀作成地及年月日
- 二 發送停車場の名稱
- 三 到達停車場及所屬鐵道名
- 四 届先荷受人の氏名又は商號及住所
- 五 貨物の品名、重量又は容積及其荷物の種類箇數并に記號
- 六 價格を明告すべきときは其價格

第三編 運送業 第四章 鐵道業

- 七 運送便の種類
- 八 運送貨の支拂方法
- 九 貨物引換證請求の有無
- 十 特約の條件あるときは其事項
- 十一 荷送人の氏名又は商號及住所

而して鐵道業者は運送狀用紙を停車場に備へ置き荷送人の使用に供すべきは已に謂ふが如し。

二 貨物の引取 鐵道業者右の申込を受くるときは、其の申込にして、不都合の廉無き場合に於ては、之に對する自己の設備の不充分ならざる限り、直に承諾して貨物を引取るべし。而して其の方法たる貸切扱の場合に荷送人をして自ら積込を爲さしむる爲積込の場所を通知するときの外は、單に運送狀により貨物を検査して之を引取り、貨物幅輳のときは、一時上屋に假置するものとす。貨物検査に際し注意すべきは、荷送人が貨物の性質により生ずる運送中の減量又は毀損を防ぐに必要な荷造を爲したるや、貨物には各個に箇數記號を明記し他物と取違はざる様注意行届けるや等にありとす。

三 貨物引換證の交付 貨物引換證は已に述ぶるが如き運送契約の結果荷送人の請求により運送人の交付すべき一の有價證券にして其の特に鐵道業者の交付すべきものは左の事項を記載せざるべからず。

- 一 貨物引換證作成地及び年月日
- 二 運送狀記載條項第二號乃至第八號第十一號に掲げたる事項
- 三 運送狀の受付番號
- 四 運賃増賃金額の額及其受否

然れども運送依頼者にして貨物引換證を請求せざるときは、固より鐵道業者に於て之を發行するを要せざるのみならず、小荷物の運送に就ては全然之を使用せざるものとす。而して此等の場合には貨物運送通知なるものを作成して引換證に代用す、通知書は通例同一の書式四枚より成り一は引換用として荷主に渡し二は案内用として着驛に送付し、三は報告の爲本社に送付し、四は控として發送驛に留め置くものとす。尙貨物引換證を發行する場合に於ても、社内に於て通知書を使用するものとす。

今左に運送通知書、貨物引換證及び運送狀の雛形を示さんとす。

四 運送貨の支拂 商法上の原則によれば、運賃の支拂は運送品到着して引渡を爲す際に於てせざるべからずと雖も、(二百四)鐵道運賃に在りては運送人の認諾あるときの外託送の際に支拂ふを要す。(鐵道運輸規程九十四條)

本書記載ノ貨物ヲ鐵道諸規則ニ依リ運送委託候也

鐵道省
貨物運送狀

昭和 年 月 日申込
昭和 年 月 日引受

貨物引換證又ハ船荷證券 第 號
貨物通知書 第 號

第 號

引換代金 金 圓 錢

發 票	着 票
由 名	着 名
經 線	經 線
所 在 所 又ハ營業所 氏 名 又ハ商號	所 在 所 又ハ營業所 氏 名 又ハ商號
荷 送 人	荷 受 人

運賃料金 支拂方法	投 種 別
貨物引換證 請求有無 増賃金支否 増賃諸 額	金 圓 錢

引換代金
收入 月 日
支拂 月 日

(大線區管内ノ鐵道係員記入)

貨 車	品名及荷造	記號	筒數	實斤量	容積	車數	運賃計數	貨率	運 賃	代金引換 手 數

特約條件
又ハ記事
昭和 年 月 日 票ニ於テ作成

記事符號 10611

五 運送 貨物を受取りたる順序により運送するを要し、唯運輸上正當の事由若くは公益上必要あるときに限り、此の順序を紊ることを得るものとす。而して其の運輸中は當業者責任の繋るところなれば、充分の注意を以て貨物の安全を計らざるべからず。特に鎖錠保護を要し、又は雨浸を避くるの必要あるもの、若くは火氣に感じ易き物品は有蓋貨車に搭載し、無蓋貨車には覆布及び綱を準備するを要す。(鐵道運輸規程九十、五條及九十六條)

六 貨物引渡 貨物が着驛に到達したるときは鐵道業者は、直に其の旨を荷受主に通知し且つ其の引渡の準備を爲すべし。斯くして之に接せる荷受人は二十四時間内に引取の手續を爲すべく遅延するときは保管料を支拂ふを要す。

第三款 旅客運送

第一 鐵道乘車券

鐵道乘車券には通用區間及び期限客車の等級運賃並に發行の日附を記載するを要す。(鐵道運輸規程十四條)

而して其の種類頗る多きも、本邦に行はるゝものを擧ぐれば左の如し。

一 通常乘車券 隨時旅客の要求に應じ、豫め表告しある賃金表により、各驛に於て發賣する切符を謂ふ。

二 往復乘車券 或る一定の兩驛間を往復し得る切符にして、其の賃金より通常相當の割引を爲す。

第三編 運送業 第四章 鐵道業

三四九

- 三 回数乗車券 或る期間内、回数を限り一定瞬間を往復せしむる爲、其の回数に對する乗車券を繰込み、相當の割引賃金を以て賣渡し、毎乗車の都度着驛にて其の一片を切取るものとす。
 - 四 定期乗車券 或る一定の期間内、一定驛間毎日何回にても往復し得る記名式の乗車券にして、其の通用期間内は縱令之を使用せざることあるも、賃金を返還せざるものとす。尙學校生徒用に學生定期乗車券なるものあり。
 - 五 多人數乗車券 乗車區間及び等級の同一なる一定數（五十人等）以上の兵員學生、移民其の他の團體に發賣する切符也。
 - 六 客車貸切乗車券 特に指定したる驛に備付け、客車借切りの旅客に對し發賣する乗車券也。
- 此の他補充乗車券（豫め印刷したる切符を備へ置かざる驛に對し臨機補充の爲に作成するもの）無乗車券承諾證（發車時間の間に駛付けたる乗客に對し臨時附與するが如きもの）入場券、寢臺券、急行列車券等種々の切符あり。

第二 運送手續

今鐵道運輸規程により旅客運送の經過を略述すれば左の如し。

- 一 切符の發賣 列車出發前少くとも十五分より切符を發賣すべく、交通頻繁なる停車場に於ては一時間前よりすべし。而して五分前迄出札を停止すべからず、又改札口は一分前まで閉鎖するを許さず。
- 二 乗客 乗客に相當の座席を供すべきは勿論、座席不充分なるときは乗客は隨意旅行を中止し、又は劣等車に入り運賃の全額又は差額を請求することを得べし、又天災地變等にて列車の運轉を中止したるときは旅客に相當の便宜を與ふべし。此の場合に旅客の請求あるときは、運賃の殘額を拂戻し、出發驛まで送還す。
- 三 發車 揭示時刻以前に發車するを許さず、途中客車に不足を生じたるときは遲滞無く補充を爲すべし。
- 四 到着 列車停車場に到着したるときは鐵道係員は停車場の名稱及び乗換あるときは其の旨其の他必要な事項を喚呼すべし。云々

第四節 運賃

第一款 賃率

鐵道運賃は鐵道による運送の物價と謂ふべく、旅客及び荷主が之を支拂ふは恰も物の需要者が之を取得せんが爲代價を拂ふが如し。然れども運賃即ち鐵道運送の物價は（一）個々の場合に付一々賣買兩者の協議を待たず、常に一定の公表せる賃率により（二）其の賃率は一般物價の如く市場の景況により間斷無く變動すること無く（三）常に獨占的地位を有する鐵道業者の制定するところにして、殆んど競争的分子を含まず、且つ賃率は國家の制定に繋り或は國家の認定を経るを要する等、諸種の點に於て一般物價と其の趣を異にせり。

蓋し賃率の決定するや、經濟學上の所謂獨占價格の原則を趁ふものにして、其の上下高低一に供給者の意思の儘に行はるゝを以て、供給者たる鐵道業者は能く運送の需要及び需要者の負擔力に鑑み、法律の許す範圍に於て最も多く其の收入を増加し得るが如き點を採出するを得策とす。斯る獨占的利益の獲得は營利を目的とせる現時の鐵道制度と離るべからざる關係を有し、其の官設たると民設たるとを問はず、現時の鐵道企業家の計算を要する所たり。

運賃の性質

運賃の決定

普通の物價が生産費を最低限とし、需要者の購買力を最高限として其の中間の或る一點に決定せらるゝ如く、運賃も亦運送に要する経費を最低限とし、運送の效用並に運賃の負擔力を最高限としたる範圍内に於て決定せらる。而して此の限界たる固より一定不變のものにあらず、種々の事情によりて影響を受くるを免れず。今其の事情を擧ぐるに先づ最高限たるべき運送の效用並に其の負擔力とは旅客若くは貨物を運送するが爲に生ずる利益、便宜又は快樂等の効益を感ずる度合及び此の効益の報酬を支拂へ得る旅客若くは貨物の能力を指すものにして、鐵道業者が請求し得る運賃は如何に高くとも到底此の以上に登るべからざるの點なりとす。而して此の點は如何にして定まるやと謂ふに少くとも左の如き事情に影響せらる。

- 一 運搬距離 概して運送の距離長ければ長き程其の之より蒙る所の効益は益大なるものとす。
- 二 運搬の緩急 概して迅速なる運送は遅緩なるものに比し効用を生ずること多大なりとす。
- 三 運搬の安否 運輸設備の完否に伴ふ運搬の安否は又被運送者の利益に關すること頗る大なり。
- 四 運搬客體の重量及び容積 他の事情を同一とすれば容積重量大なる貨物の運搬は其の小なるものに比して効益を齎らすこと大也。

五 運搬客體の價格 價格の高き物は安き物に比し、運賃の支拂能力大也、例へば價格百圓の貨物が一圓の運賃を支拂ふに

運賃の最低限

次に最低限たる経費とは運送の實行に要する経費にして、運賃は如何に低下するも、之れ以下

に降る能はざる點なり。而して其の経費は左の要素より成る。

- 一 建設費に對する利子 鐵道の建設に投じたる莫大の資金は斯業利益の源泉たる固定資本にして、先づ之に對する相當の金利を経費中に見積ることを要す。而して其の金利は普通の市場歩合に此の企業に對する危険の擔保料を加算すべし。
- 二 建設費の消却金 建設費は毎年少額づゝ消却するを要す。
- 三 營業費 日常経費なりとす。

一の鐵道業に對する以上の如き経費の總計を總経費となし、此の總経費を基とし運送の單位たる或る物の一個又は一定量若くは或る人一人に對し割當てらるべき實費を特別経費と謂ふ。前者は運賃全體の上下を行ふに當り必要な基本にして、後者は旅客貨物の種類に従ひ、夫々賃率を設くるに當りて用ゆべき標準となる。然るに總経費の算出は差して困難ならずと雖も、特別経費の算定は非常に困難にして、其の正確を期すること到底不可能と謂ふべし。唯實際上多年の經驗慣習により加除取捨を爲すに過ぎず。蓋し運送單位に對する費用は距離、速力、取扱方法、貨物の性質、運送高の多少其の他細密なる事情の爲に影響せらるゝこと少からざれば也。

斯くして定まれる最高最低兩限間の何れかの一點に於て運賃を決定すべし。而も斯業の獨占的なる、偏に最高限に近き點を求むるを良策となすが如き觀あらんも、そは誤りにて寧ろ最低限に近き點に決定して交通需要の増加を喚起し、終局の利益を博するに如かず。故に其の決定は右に

述べたるもの、外種々なる外界の事情を算入せざるべからず。運賃決定の原理は右に述ぶるが如し、今之を實際に應用するに當り、鐵道業者が從來案出したる貨率法中其の貨物に對するもの左の四を重要とす。

- 一 容積貨率法 (主として容積の大小により運賃を課するものなり)
- 二 重量貨率法 (重量を標準とせるもの也)
- 三 價格貨率法 (價格を標準とせるもの也)
- 四 遞減貨率法 (例へば百哩以内一哩一錢百哩乃至二百哩一哩一錢五厘と定むるが如し)

右の四種は獨立して採用せられし時代もありき。然れども今日に於ては常に此等を結合加味したる貨率法を定むるものとす。此の他貨切貨車定期割引等に付き特に貨率を算定すること少からず。

次に旅客貨率の算定は(一)距離(二)速力(三)便利等の要素を加味するを要し、其の重量價格の如きは顧慮の外に立つものとす。而して旅客貨率は種々の減率を受く。例へば

- 一 支拂能力の小なる乗客例へば學生、軍人、小兒、勞働者に對し、
- 二 多數聯合の乗客例へば團體、學生、軍隊等に對し、
- 三 同一線路の往復者に對し、
- 四 常用乗客に對し、

運賃の計算

其他種々の事情より旅客を誘引するの目的を以て、運賃の割引を行ふが如し、

第二款 運賃の計算

本邦に於ける貨物運賃の計算は容積重量車數及び箇數に依る。

- 一 容積 嵩高品の計量に用ひ、百立方尺を以て一噸とす。
 - 二 重量 重量運賃は斤を單位とする場合と、噸を單位とする場合とあり、前者は手荷物小口扱特別小口扱大貨物等の計量に併せられ、後者は噸扱大貨物の計量に用ひらる、小口扱大貨物は十斤を單位とし、噸扱大貨物は一噸を單位とす。而して噸に英國噸(二千二百四十封度千六百九十三斤四四)及び米國噸(二千封度)の二種あり、本邦に在りては英國噸に依る。
 - 三 車數 貨切扱貨物は車輛數による。
 - 四 箇數 犬其他の獸類は箇數による。
- 旅客運賃は通例人員數によるも、貨切を爲す場合には車輛による。

第五章 海運業

第一節 海運業の意義

海運業とは航海の用に供する船舶を運搬具と爲して、物品及び旅客の運送を目的とする營業を謂ふ。航海の用に供する船舶とは端舟其他櫓權のみを以て運轉し又は主として櫓權のみを以て

海運業の意義

運轉するが如き舟に非ざるものにして、而も湖川港灣の航行を目的とせず、海洋の航海に供せらるゝものなるを要す、(商法五百三十八條)

斯業の目的たる運送行爲が商行爲の一に屬し、之に従事する海運業者(海上運送者)の商法上の商人なることを待たざる所にして、其の通例自己の所有に係る船舶を使用するより、法律上の船舶所有者、通俗に所謂船主たるの地位に立てりと雖も、亦屢他人の所有せる船舶を借受けて之を運送の用に供する場合無きに非ず、此の如き場合には船舶賃借人若くは傭船者となるものとす。故に海運業者の法律上の資格は場合によりて三様に分るべし。

所謂船舶賃借人とは賃貸借契約により、他人の所有に係る船舶を借受くる人にして、契約の期間内船舶を自由に使用し得ると同時に使用上一切の権利を取得し、船員の給料、船舶用品、燃料其の他維持費用の負擔は凡て之が責に任せざるべからずして、斯かる使用權を安全ならしめんには船主との契約以外に登記法に従つて賃借權の登記を爲すを要す。次に傭船者とは後に述ぶる所の傭船契約に依り一定期間内或る船主に船舶の全部若くは一部を目的として運送を依頼する者を謂ひ、斯かる傭船は海運業者が所有船に不足を告げたる場合に臨時利用する所の方法なるが、船員の使役其他航海に關する權限は固より其の關する所にあらず。

海運業者
の法律上
の地位

海上運送
契約

斯くの如く海運業者は場合に應じ、或は船舶所有者たり、或は賃借人たり、或は傭船者たるの地位に立つものなれば、夫より生ずる法律上の關係に精通せざるべからざるは勿論、本來の職分たる運送行爲(若くは運送契約)より生ずる權利義務の關係に就ては別段の研究を遂ぐるの必要あり。

運送契約に種々あり、其の目的物よりせば旅客運送契約と貨物運送契約の別あり、其の契約の方法よりせば個々の運送契約と傭船契約の別あり、前者は自明の事に屬すれば、以下後者に付きてのみ略述する所あらん。

所謂個々の貨物運送契約とは最も普通に行はるゝ運送契約にして荷主の依頼に應じ、個々の貨物を運送するを謂ふ。傭船契約とは船の全部又は一部を以て運送の目的と爲したる場合、換言すれば其の全部又は一部の利用を與ふるものにして、船主たる者は依頼者たる傭船者に對して、其の船舶に屬する船員以下一切の設備を整へ、安全なる航海を爲すに堪ふことを擔保せざるべからざるのみならず契約の結果種々なる權利義務を生ずる點に於て個々の運送依頼者に對すると全く同一なり。唯一は個々の貨物を運送するを目的とし、他は貨物又は旅客搭載の場所を指定して運送するの差あり。

備船契約は其の目的が船の全部なると一部なるとにより全部備船契約と一部備船契約とに分る。前者は俗に謂ふ所の船腹借切なり。又備船の基準により之を分ちて定期備船契約と航路備船契約の二種となすべし、前者は一定の期間を限り、後者は一定の航路を限り備船するものなり。定期備船契約は全部備船契約の場合に限らる。思ふに備船契約は頗る古くより行はれたる海運上の慣習にして、其の目的たる一人又は數人の聯合により大口の貨物を運搬し、又は移住出稼人等を送致するが如き際に空船を求め低廉なる運賃を獲得するに在り。其の他海運業者が臨時修繕又は不時の事變の爲、所有船に不足を告げたる場合に定期備船契約により他より一時の供給を受くることあるは既に謂ふが如し。

第二節 海運業に關する技術的設備

第一款 船 舶

海運業者は第一着に船舶の設備を爲さざるべからず。而して我が國に於て有効に之を取得せんとせば登記法(十九年法)及び船舶法(三十二年法)に從ひ、先づ新造若くは購入したる船舶に付き、日本内に船籍港を定め、之を管轄する管海官廳に申請して、積量測度を受け、其の結果得たる船舶件

名書により、管海裁判所に所有權の登記を爲し、其の登記謄本を添えて管海官廳に具へたる船舶原籍に登録を申請し、以て船舶國籍證書の交付を受けざるべからず。斯くして其の船舶は日本船舶の資格を得べし。蓋し日本船舶とは(一)日本の官廳又は公署の所有に屬する船舶(二)日本臣民の所有に屬する船舶(三)日本に本店を有する商事會社にして、合名會社にありては社員全員、合資會社及び株式合資會社にありては無責任社員全員、株式會社にありては取締役の全員が日本臣民なるもの、所有に屬する船舶(四)日本に主たる事務所を有する法人にして、其の代表者の全員が日本臣民なるもの所有に屬する船舶の四種より成り、(一)日本の國旗を掲げ、(二)航海獎勵金を受け、(三)日本の不開港場に隨意に寄港し、(四)日本各港の間に貨物又は旅客の運送を爲すの特權を有するものとす。

船舶に關し知らざるべからざる技術的知識は、其の種類、噸數、速力、等級なりと雖も、此等は造船航海等専門の技術に屬するを以て、茲には唯其の大綱を記さんとす。

先づ船舶の材料によりて其の種類を擧ぐれば、木造船 (Wooden vessels) 木鐵交造船 (Composite vessels) 鐵船 (Iron vessels) 鋼船 (Steel vessels) 被覆船 (Sheathed vessels) 等となるも木鐵交造船の如きは、現今殆んど其の跡を絶てり。(被覆船とは船體の全部を鐵又は鋼にて造り吃水以下を厚き木材にて覆ひ更に其の上を銅又は黃銅にて被覆したるもの)

にして長く速力を減せざるの特長を有す)

甲板の多少及び構造により、一層甲板船 (One deck vessel) 二層甲板船、三層甲板船、四層甲板船、輕裝甲板船 (Spar deck vessel) 最小輕裝甲板船 (Awning deck vessel) 等に分つ。輕裝甲板船とは輕量品を積むが爲、正甲板 (Main deck) の上に構造輕微なる甲板を設くるものにして、最小輕裝甲板船は一層粗末なる甲板を具へ、其の數二層又は三層に及ぶ。之を推進機 (Propellers) により、汽船 (Steamer) と帆船 (Sailers or sailing vessels) とに分つべく、汽船は更に左の如く分類すべし。

- 一 外車汽船 (Paddle steamer) 河川の如き平水の航行に適す。
- 二 暗車汽船 (Screw steamer) に單暗車汽船と 車汽船の二種あり、前者は暗車一個を後者は二個を具ふるが故に此名あり、郵船の如く快速力を要するものは双暗車に屬す。
- 三 補助暗車汽船 (Auxiliary screw steamer) とは平常帆を使用し、無風の時に補助機關を用ふるものにして通例千噸を限とす。
- 四 船尾外車汽船 (Stern wheel steamer) 船尾に推進機を具ふるものにして、幅狭く水淺き河川等に用むらる。

次に帆檣及び帆の種類により類別すれば「シップ」(ship) 四檣シップ (Four mast ship) ブリーク (Barge or Bark) ムーケンタイン (Burgentine) ブリッジ (Brig) ブリカンタイン (Brigantine) スクーナー (Schooner) カッター (Cutter) スループ (Sloop) 等の種類あり。

(註) シップは三本の帆檣を具へ帆桁に横帆を用ひ「バーク」は三本の帆檣を具へ第一第二の帆には帆桁を具へ横帆を用ひ第三の帆檣には「スバンカー」と稱する縦帆を展す。「ムーケンタイン」は三本の帆檣を具へ第一のみ横帆を裝し餘の二本には縦帆を用ふ。「ブリッジ」は横帆を置の二本の帆檣を用ふ。「ブリガンタイン」は横帆の前檣と縦帆の後檣の二本を有す「スクーナー」は二檣の縦帆を有す。「カッター」及び「スループ」は一本の帆檣を具へ共に縦帆を使用す。

又航路の定限により左の如き法定區別あり。

- 一 遠洋航船 (Foreign going vessels) は船體堅牢にして、遠洋航海に適するものを謂ふ。
- 二 近海航船 (Coasting vessels) とは東經百十三度より同百七十度、北緯二十一度より同六十三度に至る線内を航行する船を云ふ。
- 三 沿海航船 (Partially smooth water vessels) とは、法定の範圍を限り、船舶検査官の指定せる區域内を航行する船を云ふ。
- 四 平水航船 (Smooth water vessels) とは通常危險少き平水を航行する船舶を謂ふ。

而して右の四種は二十噸以上二百石以上の船舶に付き區別したるものにして、皆船舶検査法に従て法定の検査に合格せざるべからず。二十噸以下二百石未満の小船舶に就きては別に定むる處に據る。

次に船舶の噸數 (Tonnage) を説明せんに、從來我が國に於ては石數を以て船舶の大小を表はせしが、石數と謂ひ、噸數と謂ひ、共に船税、運河料、棧橋使用料、運賃其他航海費用を賦課するの標準たるものにして、噸數に左の四種あり。

- 一 總噸數 (Registered Gross tonnage) 又は登簿總噸數とは船體は勿論、甲板上諸室をも算入せる總容積にして、曲線式により數學上より測定したるもの也。其の單位は英國は百立方呎、歐洲大陸は二、八三立方米、本邦は百立方呎を用ふ。
- 二 登簿噸數又は登簿純噸數 (Registered net tonnage) とは總噸數より乗組員常用室及び汽船に在りては機關室、帆船にありては帆を入るゝ室を除きたるものにして、船稅、港稅其の他の諸稅を課するの標準となる。
- 三 積噸數又は運賃噸數 (Ton of capacity or Freight Tonnage) とは實際に搭載するところの貨物の積量を計るべき噸數にして、重量噸と容積噸とあり。前者の單位は英國 (二千二百四十封度) 歐洲大陸 (千疋) 米及び本邦 (二千封度即ち二百四十貫) の間に多少の相違を存し後者の單位も亦英國 (四十立方呎) 歐洲大陸 (一、四四立方米突) 本邦 (四十立方尺) の間に多少の相違あり。
- 四 排水噸數 (Ton of displacement) とは多く軍艦に使用するものにして、其の船體が海水に浮び排したる水の重量により計算するものにして海水三十五立方呎の重量を以て一噸となす。

次に日本形船は石數を以て單位とす、一石は十立方尺なり。

船舶の速力は節 (Knot) を以て計量す。而して一節とは二十八秒時間に四十七呎二八走る力にして、一節の速力は一時間一海里に相當す。一海里は六千八十呎に當り、我が十六町九七五に等し。

吃水 (Draft) とは船舶の海水に沈める部分の深さを指すものにして、其の深淺は船舶の港への出入、荷役の便否舢舨使用の距離等に付き重大なる關係を有するものとす。

速力

吃水

等級

我が國に於ては船舶検査の制を有すれども、船舶の等級に關しては、何等の制定無し。然るに海外に在りては船舶検査並に等級を事とする盛大なる組合多々あり、其の中最も有名なるものは英國の「ブリチシユロイド」組合 (British Lloyd) とし、巴里の「ビユローベリタス」伯林の「ドイチュエルロイド」等之に次ぐ。英國「ロイド」の起原は十七世紀の末、エドワードロイドなる者が倫敦に開きたる珈琲店に在り、當時此の店は海外貿易商の愛顧を受け、本業の傍ら船舶商品の競賣を營み、海上保險の如きも其の店頭に於て締結せられしと云ふ。爾來幾多の變遷を経て、現時は世界各地に代理店を有する有力なる海上保險業者の團體となり、海上保險事業の外、船舶を検査し及び之に等級、種別を附するを業とす。殊に其の發行する船名録は海運界を裨益すること少からず。

第二款 船員

船員とは船舶に乗組み、之を運轉する技術者にして船長及び海員より成り、何れも船主の雇傭に係り各特別の任務に服す。而して船長は之を航海技術の上より見れば、勿論其の以下の海員を監理して能く其の任務に服せしめ、或る場合には自ら甲板に出で、航海上の職務を執る等、専門の技術上凡て違算無きを期せざるべからざると同時に、船主に對しては其の代理人として重大なる

船員
船長

権限を與へられ、又責任を課せらる。而も其の代理權の範圍や頗る廣大なるものにして、殆んど他に類例を見ざる程度に達し、一方に其の義務甚だ重く且つ船主の外備船者、荷送人、荷受主、旅客等に對し、夫々責務の完了に任せざる可らず。思ふに船長は多數の貴重なる生命と財産を擁して危険多き海洋を航し、常に其の死命を制する地位に立つものなれば、其の一舉一動は固より慎重を要するものにして、單なる技術者たるを以て足れりとせず、法律が幾多公私の義務を課し、權限を與ふるもの偶然にあらず。即ち右に述べたる私法上の法律關係の外航海中の全權を握り、船内の犯罪に就き警察權を行ひ、公益上必要と認むる時は積荷を航海用に投棄する等の權利を有し、一方に於て船舶危機に瀕するときは海員其他一切の在船者を去らしめたる後に非ざれば、自ら船を去る能はざるが如き、其の他行政上必要なる書類の設備を爲すが如き、幾多の公法的義務を課せらる。

次に船長以外の船員を總稱して海員と呼ぶ。其の雇入解傭は一に船主の決するところ也。今其の種類を擧ぐるに、上級海員若くは役員 (Officers) と屬員 (Crew) とに大別し、前者は (一) 一等運轉士、二等運轉士、三等運轉士 (甲板部) (二) 機關長、一等機關士、二等機關士、三等機關士 (機關部) (三) 事務長、事務員 (事務部) (四) 船醫 (衛生部) に分ち、後者は (一) 水夫長、大工

海員

舵取、甲板庫番、點燈方、水夫、荷物方 (二) 火夫長、火夫、油差、機關庫番、小汽罐番、石炭夫 (三) 司厨長、司厨、料理人、給仕、洗濯人、理髮人 (四) 看護方等に細分すべし。而して甲板部及び機關部の上級海員は法定の試験に及第し、若くは法定の資格を有する者にして、海技免狀を受けたる者ならざるべからず。

第三款 航路

航路

航路とは船舶の通路を謂ひ、之に關する設備並に監督は主として國家の經營に屬するも、海運業者は能く其の事情に通ぜざるべからず。

航路なる文字は種々なる意義に用ひらる。航海の地域により、内國航路及び外國航路又は歐洲航路、濠洲航路と謂ふが如き、航海の定期に行はると否とにより、定期航路不定期航路と謂ふが如き、政府の命令によると否とにより、命令航路自由航路と謂ふが如き (日本郵船會社の歐洲線、シマ線、揚子江線、神戸朝鮮線等は命令航路なり) 皆然らざるなし。

航路設備中主なるもの二あり、航路標識及び水先案内之なり。

第一 航路標識

航路標識とは航海の安全を計る爲、河海若くは沿岸に設けたる凡ての目標を言ふものにして左

航路標識

の如きものを含む。

一 燈標 燈火を以て夜間航路を標識するものにして、燈火の強弱により、等級を分つ。我が制によれば壹等より六等に至り、一等乃至三等は之を洋燈、四等以下は之を港燈と稱す。燈標を細別して燈臺、燈船、燈竿、導燈、柱燈立標及び柱燈浮標の六種とす。

(註) a、燈臺は石材金屬煉瓦混凝土若くは木材を以て塔の如きものを造り頂に燈籠及照光器等を裝置して燈火を點じ夜間は其の高低及び燈質等により航海者を安全の航路に導き晝間は其の形狀及び着色により其の所在を識別せしむ。

b、燈船 堆洲の附近に碇置し燈明を照し、時としては霧警號を設くる船あり。

c、燈竿 多くは埠頭に設けて其の附近を照す。

d、導燈 二基以上の燈識を高低の位置に設け狹隘なる航路を示し船舶をして其の燈標を一直線に視て兩側の危險物を避けしむ。

e、柱燈立標 河海に於ける普通立標の上に燈明を掲げ石油又は石油瓦斯を點じ數日間燈火を持続せしむるもの也。

f、柱燈浮標 海中浮標の上に前號の裝置を爲す。

二 晝標 晝間航路を標識するものにして、特別なる色彩と形狀を有す。而して之に種々の形態あり。

(註) a、立標 石材、金屬、煉瓦、混凝土或は木材を以て海中岩礁の上に立つるものなり。

b、陸標 暗礁附近航海又は碇泊地を示す爲陸上に立つるものなり。

e、導標 港灣若くは海峡入口等に立て、船舶轉針に便するものなり。

d、浮標 河川又は港灣の淺き航路に樹つる木標なり。

e、浮標 河海中に浮動せしむる目標なり。

此の外自鳴浮標打鐘浮標等あり。

三 霧警號 霧雪、其の他冥濛なる天候に際し、船舶が陸地若くは燈臺の燈火を見ることが能はざるとき航路を標識せしむる爲に特別なる手段方法を以て、晝夜の別無く、一定時の間隔を以て強烈なる音響を發せしむる裝置を言ふ。

(註) a、霧笛 蒸氣熱瓦斯石油の「エンチン」又は水力を利用し蒸氣又は壓搾せる空氣を發音體に送りて振動發音せしむるに「ホイッスル」「リード」細孔笛等の別あり。

b、霧鐘 自動作用により一定時を隔て鐘を用て打鳴せしむ。

c、霧砲 十二斤乃至十八斤砲に火藥若くは綿火藥を裝して發砲するものなり。

d、爆發信號 電氣作用により綿火藥を爆發せしめて響を發す。

第二 水先案内

各國政府は自國領海中船舶の航行に危險の虞ある區域を指定して水先區となし、以て航海者を警戒す。水先區に強制水先區と非強制若くは自由水先區とあり、前者に在りては必ず水先人を備入して、其の案内を請はざるべからず。後者は本邦の水先區の如く強て之を備入する必要無き

ものとする。

水先人とは水先區に於て、一定の報酬を得て、船舶の嚮導を目的とする専門家なり。我が國に於て水先人たらしとする者は、水先法(明治三十三年三月法律第三號)に從ひ、法定の試験に合格し水先免狀を受くるを要す。本邦に於ては、水先區を甲乙の二種に分ち、前者を東京灣水先區、隅田川水先區、和泉灘水先區、内海水先區、下關水先區、長崎港水先區、島原海灣水先區、函館港水先區、室蘭港水先區、小樽港水先區の十區と爲し、後者を伏木港水先區一區と爲す。(水先法施行細則第十三條)

第四款 商港

夫れ商港の職分は船舶の碇泊并に避難の目的を達し、且つ安全に貨物の積卸及び旅客の昇降を爲さしむるに在り。(關博士解説コルツン氏交通政策八十六頁)されば商港は海陸交通の接續點にして、其の設備の良否は大に一國通商の隆替に關すべし。否商港は廣く港と稱するもの、一種に過ぎずして、所謂港は單に通商上の目的を達するに止まらず、軍事、衛生、漁業、其他種々なる方面に亘り其の職分を全うす。即ち其の目的により之を分つときは右の商港の外、軍港、檢疫港、漁業港、避難港等となすを得べし。而して港は凡て船舶避難の目的を有するも、特に此處に避難港(Harbour of refuge)と稱するものは其の港の地位形狀が暴風雨に襲はれたる船舶をして其の平靜に復するまで、安全に

商港及び

避難港

港の條件

逃入待受せしめ得るが如きものを謂ふ。

此等の港は何れも其の目的を達する爲、種々の條件を具へざるべからず。即ち風波其の他の海上危険を防ぐべき安全なる隱蔽(Good shelter)巨船の出入に便なる充分なる水深及び水上面積の廣きこと等は其の最も重要な點なりとす。而して此等の要素は或は自然に存在するあり、或は全く人工を以て構造するあり、或は自然に人工を施して整ふるありて一ならざるも、交通の頻繁、造船の發達、其他商業に於ける敏活の尊重とは、益港灣技術の進歩を促し、港なる語は殆んど人工港(Artificial harbour)を意味するに至らんとせり。而も吾人が利用し得べき自然港(Natural harbour)とは(一)河口(テムス、セントロレ)(二)灣(ミルフォード、リフデ、ジャネイ)(三)對岸島嶼の隱蔽(ワイト島に隱蔽さるムゴ)(四)對岸沙洲等種々ありとす。次に之に施すべき人工的設備としては、先づ船舶の出入碇泊に便する爲(一)港口防波堤(Breakwater)(二)燈臺(三)浮標、其他航路標識を設け、次に旅客の乗降及び貨物の揚卸貯藏に便する爲(一)棧橋(Pier)(二)岩壁(Quay)(三)埠頭(Wharf)(四)倉庫及び上屋(五)起重器(六)貯炭場(七)旅客昇降場其の他水陸運輸聯絡に要する鐵道、船舶の製造修繕に要する造船所、港内の衛生を取締るべき檢疫所等種々の設備を要すべし。

商港は勿論右の如き要件を完全に具ふるを要するのみならず、通商上の利益を計る爲、之に種々なる經濟政策上の設備を施すを常とす。即ち外國貿易を行ふ爲適當なる商港を撰んで外國船の來泊を認許す、貿易港（開港と云ふ）之也。貿易港には税關若くは其の支署を置きて、關稅噸稅の徵收其他輸出入貨物に關する諸般の取締を爲さしむるも、往々貿易港の全部若くは一部を關稅境界線外に置き關稅行政上外國領域と看做すの制度行はる、自由港之也。自由港に關する制度は種々雜多なりと雖も、略ぼ左の三種に分る。

第一 自由港市 (Freihafenstädte) 商港全部を擧げて關稅的外國と看做すものなり。

第二 自由港市區 (Freihafenviertel) 港灣面の全部又は一部と上屋倉庫又は人民の住宅無く且つ未だ他に利用せられざる地を以て關稅線以外に置くものにして、ハンブルグ、コッペンハーゲンの如し。

第三 自由區域 (Freizeirke) は全然關稅的外國と見做さるも、多くの點に就き同様の取扱を爲すものにして、殊に自由區域内に於ては、自由港市區の如く工業を營むことを得ず、ブレメン、ステツチン、トリエスト等の如し。

我が國には自由港なるもの無きも、保税倉庫保税工場等に於て、之に類似せる小區域の制度を

見る。

(註) 我が國內地の開港場を擧ぐれば左の如し。

横濱	神戸	大阪	長崎	新潟	函館	清水
武豊	名古屋	四日市	絲崎	徳山	今治	下ノ關
萩	門司	若松	博多	唐津	住ノ江	口ノ津
三角	三池	鹿兒島	嚴原	那覇	濱田	境
宮津	敦賀	七尾	伏木	青森	小樽	釧路
根室	室蘭	大泊	眞岡	夷		
臺灣に於ける開港場左の如し。						
淡水	基隆	舊港	後龍	梧棲	鹿港	東石
高雄	安平	馬公				
朝鮮に於ける開港場左の如し。						
仁川	元山	釜山	鎮南浦	群山	木浦	城津
清津	新義州	龍巖浦	雄基			

第三節 船荷證券

船荷證券 (Bill of Lading) は運送證券の一種にして、海上運送契約の結果、運送依頼者(荷

送人又は備船者)の請求に従つて運送者の交付すべき書面なるとは己に之を述べたり。商法に依れば船長若くは船舶所有者より権限を委任されたる船長の代人たる者之を振出す義務を有し、同時に其の署名を爲さざるべからずと雖も、實際に於ては海運業者自ら之を振出すを常とす。

(商法六百二十條)船荷證券に記載すべき法定事項は左の如し。(六百二及六百二十一條)

- 一 船舶の名稱及び國籍。
- 二 船長が船荷證券を作らざる時は船長の氏名。
- 三 運送品の種類重量若くは容積及其荷造の種類個數並に記號。
- 四 備船者又は荷送人の氏名又は商號。
- 五 荷受人の氏名若くは商號。
- 六 船積港。
- 七 陸揚港但發航後備船者又は荷送人が陸揚港を指定すべきときは其之を指定すべき港。
- 八 運送貨。
- 九 數通の船荷證券を作らるときは其員數。
- 十 船荷證券の作成地及び其作成の年月日。

此の外尙不可抗力、其他船主の責に歸すべからざる事由より生ぜる損害に對して船主賠償の責を負はざること、積荷の毀損又は滅失等船主の賠償すべき損害の範圍、共同海損の生じたる場

合に於ける處分法、其他運送契約上必要な事項を列記して責任の歸著を明瞭ならしむるに力む。

此等の條項を記載せる船荷證券を異議無く受取れる荷送人又は備船者は無論之に對して不同意あるべき筈無けれども、海運業者は後日の紛議を豫防する爲備船者又は荷送人をして承諾の證として、右の船荷證券の謄本に署名し之を交付せしむるを得策とす(六百二、十三條)。此の方法は商法の認むる所にして、海外に於て同様の手續を経たる船荷證券の一通を船長の控 (Captain's copy) とし、て後日に保存すると同一の趣意に基く。故に該證券の員數は外國にては少く共二枚を要すべく此の他之を銀行に差入れ、荷爲替組手形の各通に附帶するの必要あるときは、三通若くは四通を發行すべく、尙此の外荷受主に異なる便船を以て送附する爲、之を數通作成することあり。

次に船荷證券は其の性質上、之を振出すときは其の所持人と運送者との間に於て債權的效力を生じ、兩者間の一切の債權債務の關係は唯其の書面の文言によりてのみ決定せられ運送契約其の物の如何は之を問ふことなし。又所持人に對しては、物權的效力を生じ、證券の讓渡は運送品其の物の讓渡と同一の效力を有するに至る。(六百二十九條、三百三十五條)

次に船荷證券の讓渡を説くに、其の振出さるゝや記名式、指圖式、選擇無記名式等場合により

船荷證券
の效力

船荷證券
の讓渡

種々の形式を用ふと雖も、本證券の性質上、發行者が譲渡を禁ずる旨を明記せざる限りは、縱令記名式なるも尙裏書の方法により譲渡するを得。而して無記名式の場合に於て、手渡を以てし得るは言を待たず。而して此等の譲渡の必要は輸入地に於ける荷受主が之を以て未著商品の賣買を決行し、又は輸出地に於ける荷送主が之を銀行に質入して、荷爲替を取組む場合に起る。前者は賣買の爲めの譲渡にして、後者は質入の爲めの譲渡なれば、法律上の性質全く異なれども、事實上一の形式を以て裏書轉帳せらる。殊に銀行質入の際には銀行を荷受人として證券を作るべし。とありと雖も、荷受主を特定せる場合に於ては特に質權設定の裏書を爲さざれば其の質權を以て有効に運送者其他の第三者に對抗するを得ず。思ふに此の點は學理上實際上注意を要する所なるべし。

更に船荷證券は如何にして其の券面の權利の履行を受くるやと謂ふに、其の一通のみを發行せる場合に於ては、正當なる所持人の請求により、其の陸揚港たるを然らざるとを問はず、證券引換に貨物の引渡を爲すによりて履行を全うすべし。之に反し若し數通を發行せる場合に在りては陸揚港以外に於ては其の全部の返還を受くるに非ざれば船長は運送品を引渡すことを得ず(六百二十五)。陸揚港に於ては、其の所持せるもの、何人たるを問はず最初に貨物引渡を請求して、之を了

船荷證券
の履行

したる場合には他の凡ての證券は無効に歸すべく、若し二人以上の所持人が同時に運送品の引渡を請求したる時は、船長は遲滞無く運送品を供託し且つ各請求者に對して其の通知を發するとを要す。而して斯かる場合には原所持人が最も先に發送し又は引渡したる證券を所持する者、他の所持人に先ち、其の權利を行ふを得べし(六百二十六條乃至六百二十八條)。然れども此の如きは詐僞の起りたる場合にして、之を防ぐ爲には數通の證券は必ず同時に同一人に譲渡さるゝか、又は「組の一」即ち第一證券のみ賣買せられ、他は凡て信用ある荷受人の手許に留め置くの慣習に依るものとす。

次に特種の船荷證券中重なるもの二あり、通し船荷證券及び赤荷證券之也。通し船荷證券とは、海運と陸運とを兼ねて發行せる船荷證券にして、船荷證券と貨物引換證とを合せたるが如きもの也。例へば横濱より紐育に向け貨物を積送するに當り、某會社の通し船荷證券を得るときは、直に之を紐育の荷送人に送付して貨物を受取らしむべく、中途桑港、シャトル等に於て、代理店をして積替手續を爲し更に其の地より鐵道會社に託せしむるの必要なし。故に此の證券は荷主の勞費を省くこと頗る多く、殊に荷爲替を取組む場合に中途組直の手續を免るが如き便あり。

赤荷證券は赤字を以て印刷せらるゝが故に此の稱あり。専ら東洋就中上海以北の支那諸港朝鮮

特種の船
荷證券

諸港浦鹽斯德及び長崎の間に行はるゝものにして、船荷證券と保險證券とを兼ね。蓋し本證券は支那人等が運賃稍高きも一朝海損の起るに際し容易に辨償を受くるを喜ぶより起れるもの也。近時日本郵船會社は此の制に倣ひ内地用の赤荷證券を發行せり。

茲に少しく説明を要するは「クリーン、ビル、オブ、レーディング」(Clean Bill of Lading)と稱するもの也。之れ「ファウル、ビル、オブ、レーディング」(Foul Bill of Lading)に相對する用語にして、貨物積込の際濡荷其の他の故障あり、荷主より申出通の船荷證券を交付し難き場合ありとせんか、斯かる故障付きの船荷證券即ち所謂「ファウル、ビル」は到底銀行家其の他一般人の引受くるを肯んぜざる所にして、荷爲替を取組まんとしても、銀行より拒絶せらるべし。此の際荷主に於て船長宛に保證狀 (Letter of Indemnity) を差入れ、後日如何様の事あるも決して迷惑を船主に及ぼさざる旨を誓ひて正式の船荷證券を得て荷爲替を取組むことあり。如此は一見銀行の爲危険なるが如しと雖も荷主にして信用ある商人ならんには、斯かる場合に特別の便宜を計るも實際上迷惑を被ること無きは經驗の證するところたり。此の證券こそ「クリーン、ビル、オブ、レーディング」として知らるゝものなり。

ク
リ
ン
、
ビ
ル
、
オ
ブ
、
レ
ー
ジ
ン
グ

輸出地扱人

印 紙	日本帝國汽船		丸 次	船積港	船 長
	記 號	荷 造		種 類	
輸 出 地	荷 送 人	價 格	前 送 金	向 送 金	立 替 金
要 摘					
右運送品左ニ掲グル條件ヲ以テ船積仕候 到着ノ上ハ此船荷證券ト引換ニニ於テ 殿ニ御渡可申上候也 (注意) 本船渡の分は此船荷證券に當會社荷捌所の檢印を受け本船へ御持參被下候事					

汽船株式會社荷證券

第一條 運送貨物は特約ある場合を除く外船積の當時に於ける重量又は容積に依りて之を定むるが如き積算に於て必要ありと認むるときは引渡の際更に重量又は容積を計りて之に依りて運送貨物の数量を變更することあるは受取たる運送貨物を返還することなしに於て受取たる運送品の減損又は延滞に付し損害を賠償せしむるに任せず

第二條 船積は同積に於て運送品の爲めに使用する者の過失又は船積の損傷に付し損害を賠償せしむるに任せず

第三條 船積は同積に於て運送品の爲めに使用する者の過失又は船積の損傷に付し損害を賠償せしむるに任せず

第四條 船積は同積に於て運送品の爲めに使用する者の過失又は船積の損傷に付し損害を賠償せしむるに任せず

第五條 船積は同積に於て運送品の爲めに使用する者の過失又は船積の損傷に付し損害を賠償せしむるに任せず

第六條 船積は同積に於て運送品の爲めに使用する者の過失又は船積の損傷に付し損害を賠償せしむるに任せず

第七條 船積は同積に於て運送品の爲めに使用する者の過失又は船積の損傷に付し損害を賠償せしむるに任せず

第八條 船積は同積に於て運送品の爲めに使用する者の過失又は船積の損傷に付し損害を賠償せしむるに任せず

第九條 船積は同積に於て運送品の爲めに使用する者の過失又は船積の損傷に付し損害を賠償せしむるに任せず

第十條 船積は同積に於て運送品の爲めに使用する者の過失又は船積の損傷に付し損害を賠償せしむるに任せず

第十一條 船積は同積に於て運送品の爲めに使用する者の過失又は船積の損傷に付し損害を賠償せしむるに任せず

第十二條 船積は同積に於て運送品の爲めに使用する者の過失又は船積の損傷に付し損害を賠償せしむるに任せず

第十三條 船積は同積に於て運送品の爲めに使用する者の過失又は船積の損傷に付し損害を賠償せしむるに任せず

第十四條 船積は同積に於て運送品の爲めに使用する者の過失又は船積の損傷に付し損害を賠償せしむるに任せず

第十五條 船積は同積に於て運送品の爲めに使用する者の過失又は船積の損傷に付し損害を賠償せしむるに任せず

第十六條 船積は同積に於て運送品の爲めに使用する者の過失又は船積の損傷に付し損害を賠償せしむるに任せず

第十七條 船積は同積に於て運送品の爲めに使用する者の過失又は船積の損傷に付し損害を賠償せしむるに任せず

第十八條 船積は同積に於て運送品の爲めに使用する者の過失又は船積の損傷に付し損害を賠償せしむるに任せず

第十九條 船積は同積に於て運送品の爲めに使用する者の過失又は船積の損傷に付し損害を賠償せしむるに任せず

第二十條 船積は同積に於て運送品の爲めに使用する者の過失又は船積の損傷に付し損害を賠償せしむるに任せず

昭和 年 月 日 於テ本證券
通ヲ作成ス其壹通ニ對シテ運送品ノ引渡
ヲ爲シタルトキハ他ノ各通ハ效力ヲ失フヘシ

汽船株式會社

前項の場合に於て運送品を當會社所屬の倉庫に保管するときは當會社の定むる保管料を申受くべし

運送品の性質、現狀等に因り必要と認むるとき又は陸揚後二箇月を経過するも曾受取らざるときは當會社に於て該運送品を賣却すべし

共同海損は千九百二十四年「ヨーク、アント」の規則に依るべし

第四節 備船契約證書

備船契約證書 (charter party) とは備船契約を證明する書面にして、其の作成の有無は毫も契約成立の効力に關係無しと雖も、契約の結果船主及び備船者は相互に相手方より之が交付の請求を爲すの權を有するものとす (商法五百九十九條)。

此の證書が一の契約證書に過ぎざる結果は、船荷證券の如き、種々獨立なる書面上の効力を有せざるのみならず、之を裏書讓渡することを得ず。然れども其の海運上に於ける沿革の古き、船荷證券と相並んで、斯界の二大重要書面を爲せり。思ふに備船契約の締結せらるゝや、通常船舶仲立人 (Shipbroker) の手を経ること多く、備船希望者は

備船契約書の意義

其の媒介により、適當なる船主を見出し得べく、従つて契約證書の如きも、皆其の手により作成せられ、船主備船者各署名の上、其の正本を周旋人の許に止め、兩者は其の副狀をのみ所持する習慣あるも、本邦に在りては周旋人の制度充分に發達せず、當事者間に二通の契約書を作り、各自一通を所持するを常とす。

今備船契約に於て締結し該證書中に明記すべき主なる事項を擧ぐれば左の如し。

記載事項

- 一 契約當事者の氏名
 - 二 船舶の名稱、種類、國籍、噸數、現在地
 - 三 航路備船の場合には航路、定期備船の場合には其の期間
 - 四 運賃
- 運賃は定期備船に在りては、一ヶ月、若くは定期毎に、總噸數一噸に就き若干と定め、航路備船に在りては、引渡貨物の一噸に就き、幾許と定むる場合と、甲港より乙港に至る全部の運賃を一括して定むる場合とあり。後の場合を「ランプ、サムフリート」(Lump sum freight)と云ふ。而して備船されたる船舶の積載噸數は、豫め船長より備船者に通知し、之に滿つる丈の貨物を準備せしめ、若し滿載に至らず多少の空所を生じたときは、其の部に對しても運賃を支拂はざるべからず、之れを「デッド、フリート」(Dead freight)と謂ふ。尤も海外諸國に於ては豫定噸數の四十分の一(佛國)廿分の一(瑞典)等一定の範圍内に於ける不足分に付ては、之を課せざるの法規あり且つ港により、種々慣習を異にす。
- 五 積荷の品名 主として航路備船に於て行はる。
 - 六 船積陸揚期間 (Tary day)

航路備船の際積荷の積込及び陸揚に要する期間を豫め取極め置く必要あり。而して此の期間は港の善惡、積荷の性質により定せずと雖も、通例十五日間を以てし、其の計算は不可抗力に因り、船積若くは陸揚を爲すこと能はざる日を除き、船主が船積陸揚に必要な準備の整頓せるを待ち、遅滞無く其の旨を備船者又は荷受人に通知したる日の翌日より起算するものとす(商法五百九十四條六百五條)、然れども其の旨を明に契約書中に記入するを得策とす。例へば英語の Weather working days が天候不良にして荷役し能はざるの日を除くことを意味するが如し。其他他港の習慣によりて日曜祭日を除く場合あり (Sundays and holidays excepted) と雖も、通常は經過日數 (Running days) によるものとす。(此の場合には天候不良の日を除かる)

七 日數超過増拂金 (Demurrage) 及び日數節約割戻金 (Dispatch money)
 之れ實際の船積陸揚延引して豫定の船積陸揚期間を超過したるときに支拂ふべき増拂金及び之を節約したるときに得べき割戻金也。

八 石炭其の他の費用の負擔
 定期備船に在りても、船員の給料、船體保險料等は、固より船主の負擔たるも、石炭の如きは、備船者の負擔たる場合多し。故に其の關係を明記すべし。

九 仲立人手數料 (Brokerage)
 船舶仲立人に支拂ふべき手數料は運賃の五分乃至七分なりとす。然れども本邦に於ては仲立人に依る場合少し。右の外船主の責任、共同海損の處分法等、必要なる條項を記載し、且つ作成の年月日を記し當事者互に署名するは雛形に示すが如し。